

## 目 次

### ○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・閉議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	6
◇生方勇二君	6
◇宮崎法文君	22
◇波多野佐和子君	34
◇新井佐智子君	48
◇柳岡利精君	61
◇須田仁美君	74
散 会	89

### ○第2号（9月2日）

議事日程 第2号	91
本日の会議に付した事件	92
出席議員	93
欠席議員	93
説明のため出席した者	93
事務局職員出席者	93
開 議	94
日程第 1 一般質問について	94
◇中島由美子君	94

◇浅見 隆君	113
日程第 2 議案第 72 号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	123
日程第 3 議案第 73 号 榛東村議會議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	126
日程第 4 議案第 74 号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について	127
日程第 5 議案第 75 号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	137
日程第 6 議案第 76 号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	141
日程第 7 議案第 77 号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	143
日程第 8 議案第 78 号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	145
日程第 9 議案第 79 号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	148
日程第 10 議案第 80 号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定について	151
日程第 11 議案第 81 号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定について	156
日程第 12 報告第 10 号 令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について	159
日程第 13 報告第 11 号 令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について	159
日程第 14 議案第 82 号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）	162
日程第 15 議案第 83 号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	164
日程第 16 議案第 84 号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）	166
日程第 17 議案第 85 号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算	

(第2号) .....	167
日程第18 議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第1号) .....	170
日程第19 議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号) .....	171
日程第20 議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算(第2号) .....	172
日程第21 議案第89号 財産の取得の変更について(榛東村防災中枢機能施 設整備事業 備品購入業務) .....	175
日程第22 議案第90号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結につ いて.....	178
日程の追加.....	190
追加日程第1 不規則発言禁止規定及び議員倫理要綱等に関する動議.....	190
散 会.....	193

### ○第3号(9月16日)

議事日程 第3号.....	195
本日の会議に付した事件.....	196
出席議員.....	197
欠席議員.....	197
説明のため出席した者.....	197
事務局職員出席者.....	197
開 議.....	198
日程第 1 委員長議案審査報告(総務産業建設常任委員会委員長報告) .....	198
日程第 2 議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職 員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について.....	199
日程第 3 議案第73号 榛東村議會議員及び榛東村長の選挙における選挙運 動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の 制定について.....	199
日程第 4 委員長議案審査報告(決算審査特別委員会委員長報告) .....	200
日程第 5 議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定につ いて.....	201
日程第 6 発委第 7号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改 善要望書の提出について.....	202

日程第 7	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	202
日程第 8	議案第 75 号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	204
日程第 9	議案第 76 号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	204
日程第 10	議案第 77 号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	205
日程第 11	議案第 78 号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	206
日程第 12	議案第 79 号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	206
日程第 13	議案第 80 号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定について	207
日程第 14	議案第 81 号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定について	207
日程第 15	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	208
日程第 16	議案第 82 号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）	209
日程第 17	議案第 83 号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	210
日程第 18	議案第 84 号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）	210
日程第 19	議案第 85 号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）	211
日程第 20	議案第 86 号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）	211
日程第 21	議案第 87 号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）	212
日程第 22	議案第 88 号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）	212
日程第 23	委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）	213
日程第 24	議案第 89 号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）	213
日程第 25	発委第 6 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定に	

について.....	215
日程第26 委員会の閉会中の継続審査について（議会運営委員会）.....	216
日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	217
日程第28 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について.....	217
日程第29 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について.....	217
日程第30 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について.....	217
日程第31 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について.....	217
日程第32 議員派遣の件について.....	218
日程の追加.....	218
追加日程第1 議案第91号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第6号）.....	218
閉　　会.....	225

令和 7 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 會 議 錄

第 1 号

9 月 1 日 (月)

# 令和7年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

---

令和7年9月1日（月曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和7年9月1日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（12名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	6番	須田 仁美 君
7番	三俣 実 君	8番	波多野 佐和子 君
9番	中島 由美子 君	10番	生方 勇二 君
11番	善養寺 孝 君	12番	清水 健一 君

## 欠席議員（なし）

### 説明のため出席した者

村長	南千晴 君	副村長	小池秀樹 君
総務企画課長	一倉学 君	税務会計課長	早川弘行 君
住民生活課長	富澤光彦 君	健康保険課長	碓井由果 君
産業振興課長	狩野宏記 君	建設課長	山口誠一 君
上下水道課長	岡部貴一 君	教育長	須永光明 君
学校教育課長	湯澤知佐子 君	生涯学習課長	村上誠 君

### 事務局職員出席者

事務局長 関口健一 書記 天田華子

## ◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

傍聴席の皆さん、日頃より議会運営をご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本日ここに、令和7年第3回榛東村議会定例会を招集されましたところ、議員各位にはご参集いただき、開会できますことに心より感謝申し上げます。まだまだ暑い夏が続いております。皆様には会期中、健康に十分に留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。

暑い夏が続く中、榛東村中学校柔道大会の個人戦で準優勝した女子2人と県大会優勝の男子バレー部が関東大会へ出場し活躍されました。男子バレー部は関東大会でベスト8に入り、長崎県で行われました全国大会へ出場しました。暑い中お疲れさまでした。

今定例会は各種条例の改正と決算の認定、補正予算と8名の議員による一般質問を行います。会期中、村長をはじめ執行部各位皆さん、定例会2日目には石坂代表監査委員に決算審査意見の報告をしていただきます。特段のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和7年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより第1日目の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、12番清水健一議員、1番新井佐智子議員を指名いたします。



## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定につきまして、議会運営委員会委員長から報告を求めます。

暫時休憩します。

午前9時33分休憩

---

午前9時35分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

10番生方勇二議員。

〔議会運営委員会委員長 生方勇二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（生方勇二君） 大変申し訳ございませんでした。

令和7年第3回榛東村議会定例会の会期の決定について報告を行います。

8月22日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行からは村長、副村長、関係課長出席の下、令和7年第3回榛東村議会定例会の会期の決定について協議を行いました。

協議の結果、本定例会の会期につきましては、本日令和7年9月1日から9月16日までの16日間とすることに決定をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年9月1日、議会運営委員会委員長、生方勇二。

○議長（善養寺 孝君） 委員長報告が終了いたしました。

お詫びいたします。

本定例会の会期につきまして、委員長報告のとおり、本日9月1日から9月16日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日9月1日から9月16日までの16日間とすることに決定いたしました。



### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付した文書、諸般の報告のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎村長提出議案の概要説明

○議長（善養寺 孝君） ここで南村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第3回榛東村議会定例会を招集しましたところ、議員各位のご出席をいただきまして開会されましたことに心から感謝を申し上げます。

議長から許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げます。

連日、厳しい暑さが続いており、村では公式LINEやしんとう安全・安心メールを通じて、毎日のように熱中症警戒アラート情報を発信しているところでございます。村民の皆様には、健康と安全に十分配慮してほしいと願っているところであります。

こうした猛暑の中、スポーツの分野で明るい話題が届いております。議長の挨拶と重なる部分もありますけれども、まず、群馬県中学校総合体育大会第79回バレー部大会で、榛東中学校男子バレー部が27年ぶりに優勝し、8月7日に本県で開催されました関東大会ではベスト8、5位になり、25年ぶりの全国大会へ出場するという快挙を成し遂げました。長崎県で開催されました全国大会で全員バレーでボールをつなぎ、健闘をしておりました。勝ち上がることはできませんでしたが、日頃の練習の成果と仲間を思いやる強い絆がこの大きな舞台へつながったものだと思っているところであります。

また、柔道では、8月7日に茨城県で開催されました関東大会の個人戦女子に2名の生徒が出場いたしました。選手の皆さん、そして支えてこられたご家族、顧問の先生方をはじめ関係者の皆様に心より敬意を表します。

また、榛東中学校の卒業生であります前橋市立前橋高等学校3年生の古賀想太さんが、陸上競技3,000メートル障害においてインターハイ準優勝という輝かしい成績を収めました。すばらしい成果でございます。

さらに、富山県予選を勝ち抜いた未来富山高校が夏の甲子園に出場しましたが、このチームの外野手である榛東中学校の卒業生の金井健斗さんが、先日私を訪ねてくださいました。榛東村の若い世代がそれぞれの舞台で全力を尽くし、全国のひのき舞台で活躍をしていることは、村民にとっても大きな喜びであり希望となります。今後も、子どもたちの夢やそれぞれの選択をみんなで応援していければと思っているところであります。

さて、本定例会に上程させていただく案件についてですが、条例改正が2件、令和6年度一般会計、各特別会計、公営企業会計の決算の認定等が8件、令和7年度一般会計、特別会計、公営企業会計の補正予算が7件ほかその他議案2件、報告2件でございます。その概要を申し上げます。

議案第72号から第73号までは、条例の一部改正で、上位法令の改正などに伴い、条例改正を行うものでございます。

議案第74号から第79号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計及び各特別会計の令和6年度決算の認定をお願いするものです。

議案第80号は上水道事業会計の決算の認定について、議案第81号は下水道事業会計の決算の認定について、この2つの会計は地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

一般会計及び特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法の規定に基づき、また、上水道事業会計及び下水道事業会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、監査委員の審査意見を付して提出をさせていただいております。

石坂代表監査委員、新井監査委員におかれましては、猛暑の中、現地踏査も含めて集中的に審査をしていただき、そして、審査意見を取りまとめてくださり、この場をお借りして厚く御礼を申し上げ

ます。ありがとうございました。

議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）につきまして、主なものを申し上げます。防災行政無線費の全国瞬時警報システム受信機更新のための工事請負費や児童保育費の子ども・子育て支援教育・保育給付費の国の単価改定に伴うもの、また、申請の増加に伴う補装具給付・修理費に係るものなど住民サービスの向上に資するためのものでございます。

議案第83号から第88号までは各特別会計、公営企業会計の予算を補正するものであり、令和6年度の決算に応じ、前年度繰越金の補正を行うほか、当初予算編成後に生じた事由により所要事項についての補正を行うものでございます。

その他につきましては、財産の取得の変更と工事請負変更契約の締結についての2件の議案を提出させていただきます。

以上、19議案を提出させていただきましたので、慎重審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

また、議案のほか報告事項は2件でございます。

報告第10号は令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について、報告第11号は令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足利率についてとなっており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をさせていただくものでございます。

なお、会期は本日から9月16日までの16日間と決定をされました。本日からよろしくお願いをいたします。



#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

10番生方勇二議員。

〔10番 生方勇二君登壇〕

○10番（生方勇二君） 10番生方です。

傍聴席の皆様、いつも大変ありがとうございます。

本日は久しぶりに質問させていただきますが、通告に基づき各項目の質問をいたします。

初めに、かねてより工事を進めてまいりました防災中枢機能を備えた新中央公民館と学校給食センターについて質問をいたします。

これまで多くの議員があらゆる角度から質問をしてきましたが、給食センターは夏休み前に工事が

完了する予定と聞いており、新中央公民館の外構工事も終盤を迎え、秋までに完成予定と聞いております。建設に当たっては、様々な課題があり、その都度検討を重ねてきたものと思います。新給食センターと開館が待たれる新中央公民館の現在の状況について伺います。

以後、自席において順次質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず初めに、学校給食センターの現状からお伝え申し上げます。

学校給食センターは3月に建物引渡しを受けまして、また、外構はまだ引渡し前でございますけれども、8月1日から部分使用を開始しております。7月18日に1学期が終了しまして、旧センターでの給食調理が終了いたしました。調理、配送等受託業者による旧センターの片づけと並行し、調理関係道具等の搬出、搬入を終え、7月28日、29日には納品業者による調理機械、器具の説明会を実施しております。8月21日、22日には400食ほど試作と配送シミュレーションを行い、9月1日の本格稼働に向け、準備を進めてまいりました。

南村政となりまして、始業式、終業式の日に学校給食を提供することといたしましたので、本日が新給食センターで作った初めての給食の提供となります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 続いて、私から新公民館の状況についてお答えをさせていただきます。

新公民館につきましても、3月に建物の引渡しを受けたところでございます。なお、現在進行中の防災中枢機能施設の外構工事におきましては、おおむね工程表のとおり順調に進んでおります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） ただいま、それぞれの担当課長から現在の状況について報告をいただきましたが、新給食センターについては、本日、2学期より稼働開始しているとのことで、子どもたちに充実した給食が提供できるものと思います。

新中央公民館も工事が完了しますと、いよいよ利用が開始されるわけですが、建設に当たっては図書室等の要望を含め多くの課題がありましたが、これまでの課題等は解決したのか結果についてお聞きします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） これまで、多くの議員の皆様からのご質問にお答えをしてきたところでございますが、防災中枢機能施設、新公民館の建設設計画策定時から図書室の設置要望や図書室機能の充実等についての課題がございました。

図書室の設置につきましては、当時設置されました防災中枢機能施設建設委員会におきまして、公民館の中には図書室を設けないことが決定をされております。これは新公民館が防災拠点としての利活用を想定していることに加えて、図書室スペースの問題や蔵書管理の問題、新公民館と南部コミセン両施設に図書室を設置することによる機能の重複、それらに伴う維持管理費や人件費の増大、防災中枢機能施設の建設事業が防衛省の補助事業であることなど総合的に検討、協議、判断をされ新公民館には図書室を設置しないこととしたと聞き及んでいるところです。

そうした状況から南部コミュニティセンターに図書機能を集約した上で、ＩＣＴの力を使って蔵書の有効活用を図り、住民サービスの向上や利便性の向上を図る考えの下、事業を進めてまいりました。昨年度、図書蔵書システムを導入したことにより、図書の貸し借りや蔵書管理のデジタル化が図られ、村内小中学校の図書室と南部コミセンの図書室がネットワークでつながり、それぞれの図書室で収蔵している図書の一元管理が可能になりました。

新公民館におきましても、このネットワークにつなげる計画であることから、将来的には新公民館での図書の貸し借りや村内の各図書室で収蔵している図書の総合貸出しなども実施をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 現在の状況と課題解決についてお聞きしましたが、図書室は南部コミセンに集約され、ネットワークで他の施設からも借受け可能として、それぞれの施設を有効に活用するという方針の基づくものであって理解をするところでございます。

新たな公民館は施設等が充実した分、維持管理費が以前より増額となり、それに対する予算措置が必要となります。光熱費等が試算ではどの程度増える見込みなのか、概算で結構ですので伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 新公民館は鉄筋コンクリートの平家建て、延べ床面積で約2,400平米の建物となります。現在の中央公民館は3階建てでございますが、延べ床面積が約975平米であることから新公民館は延べ床面積でおよそ2.5倍の施設となります。

光熱費等がどの程度増えるかとのご質問でございますが、施設の規模や設備も大きく変わることから比較が難しいところでございます。そこで、新公民館に係る光熱費の予算要求に当たり積算していただいた試算額がございますので、その試算額と中央公民館の電気料、予算額ベースで比較したもの

でお答えをさせていただきます。

新公民館で1年間にかかる電気料の試算額はおよそ830万円でございます。中央公民館の電気料金、予算額としまして令和5年度に150万円ほどを計上していることと比較すると大きな増額となります。しかし、この新公民館の電気料、830万円という試算額につきましては、施設の照明や空調設備など年間を通してフル稼働させた場合と考えておりますので、そこまで多額な電気料金にはならないと推察をしているところです。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） ただいまの説明ですと、施設が大きくなった分、光熱費等が増額するということでございます。新中央公民館には防災対策として太陽光発電を設置しておりますが、これにより光熱費が軽減される見込みでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 新公民館に設置、整備をしました太陽光発電設備につきましては、新公民館が防災中枢機能施設、村の防災拠点としての役割を担っていることから、災害が発生した場合などに備え補助的な設備として設置をされたものでございます。したがいまして、新公民館の電気料を賄うほどの設備ではございません。電気料金の算出に多少反映される程度と考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 太陽光発電による光熱費の軽減は大きな期待はできないようあります。施設が新しくなり快適な環境で利用できることは喜ばしいことですが、当然のことながら維持管理費が増額となることが予想されます。

他の自治体でも、施設によっては利用者に応分の負担をしていただくところが増えつつあります。本村においても体育施設等で一部使用料を徴収しておりますが、文化施設においても体育施設同様、個人的の要素の高い利用については使用料の検討が必要であると思いますが、検討したのか、今後検討するのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 認君） 現在、新公民館の開館に向けて準備を進める中で、関連する例規、条例及び条例施行規則の一部改正についての検討を進めているところでございます。その中で現在の中央公民館使用料と南部コミュニティセンター使用料との整合性をはじめ、他の自治体における類似

施設の状況も参考に使用料の検討をしております。

そのほか現在の中央公民館や南部コミュニティセンターにおきましては、村内の社会教育団体や社会教育の目的をもって使用する個人が施設を使用する場合、使用料の全額を免除してきた経緯もございますので、減免の範囲や運用ルールにつきましても検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 間もなく開館する新中央公民館を中心に質問をいたしましたが、使用料が減免されると思われる村の文化団体に多くの村民が参加され、この施設が有効に利用されるよう期待するところであります。

2つ目の質問は、ふれあい館について質問いたします。

燃料費や物価高騰により、やむなく4月から二十数年ぶりに利用料金の改定を行い、6月には再度指定管理の更新が行われましたふれあい館の運営ですが、現在の利用数や村内外の利用者数の割合、また利用額等の状況についてお聞きします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 令和7年4月1日より、諸物価高騰、近隣施設の料金改定状況、財政負担の軽減及び適正な受益者負担などを総合的に考慮し、しんとう温泉ふれあい館の入館料をお一人当たり2時間300円、3時間500円の時間制から時間制をなくしまして、全日500円に改定をいたしました。また、回数券については、村内外の利用者で別料金の設定をしました。

今年度、7月31日までの利用者数は2万3,992人です。4月のしんとう広報で配布した300円割引券の利用状況は、2,478件でした。前年度、7月31日までの利用者数は3万1,607人でした。前年より7,615人の減となっています。

利用形態については、優待方法の見直しをしたこともあり利用者数は減少していますが、料金収入は増加しています。また、村内外の利用者数の割合ですが、今年度7月31日までの村内外の回数券売上げ状況を見ますと、村内61%、村外39%となっています。ただ、指定管理者であります社会福祉協議会に確認をしたところ、はつきりと集計をしているわけではありませんが、入館者総数では、村外のほうが多いのではないかとのお話をありました。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 現在の利用状況について答弁いただきましたが、利用割合については村外のほうが多いようです。前年の同時期と比較して利用数や利用形態が変化しているのか、その概要に

について説明願います。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） こちらも指定管理者であります榛東村社会福祉協議会に確認をいたしましたところ、土日の時間帯によっては洗い場がすいていない状況もあったが、令和6年度に実施した榛東村ふれあい館浴場シャワー配管修繕工事の効果もあり、混み合うことがなくなり利用しやすくなつたとの声が利用者から寄せられているそうです。

また、利用時間に制限がなくなったため、カラオケを楽しむ方やゆっくりくつろいでいる利用者の方も増え、今まで以上に村民の方々の憩いの場としてご利用いただいていると伺っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 次に設備の維持管理について伺います。

設備につきましては、年月の経過とともに老朽化が進んでいると思います。特に温泉設備の耐久性が懸念されているところでありますが、温泉設備は現在特に心配ないでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 榛東村ふれあい館は平成7年に開設され、必要な修繕等を重ねながら運営をしてまいりましたが、温泉設備、建物の老朽化は進んでいる状況です。温泉ポンプは耐用年数5年から8年と言われ、平成31年2月に温泉ポンプの更新工事を291万6,000円で行っております。定期点検の報告書では温泉ポンプが交換時期であるとの報告がなされており、運転水位も低下しており、現在の平均水位はマイナス285.3メートルで、10年前の平均水位マイナス266.4メートルでしたので、約20メートルの低下が見られたため、揚湯量が減少しポンプの使用替えも迫られている状況であります。

直近では、令和7年2月に浴場シャワー配管修繕工事を行い、洗い場のシャワー全24か所を修繕いたしました。その他の設備についても必要な修繕を行っており、利用される方が快適に過ごしていただけるよう、指定管理者である榛東村社会福祉協議会とも協議をしながら運営をしてまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 温泉設備の状況について説明いただきましたが、老朽化した設備の維持管理が心配されるところであります。老朽化が進む設備について、今後どのような対応をしていくのか

伺います。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 棟東村ふれあい館につきましては、本年6月定例会でご議決をいただいておりますが……休憩をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時5分休憩

---

午前10時6分再開

○議長（善養寺 孝君） 再開いたします。

○住民生活課長（富澤光彦君） 棟東村ふれあい館につきましては、本年6月定例会でご議決をいただいておりますが、本年10月から令和10年3月31日までの2年半、改めて棟東村社会福祉協議会に指定管理をお願いすることとなっております。

施設が老朽化していることもありますので、財政状況も考慮しながらふれあい館の在り方に方向性を出さなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） ふれあい館の運営状況と維持管理、また今後の対応について確認をさせていただきましたが、施設や設備が老朽化が懸念されております。現在、施設の管理している社会福祉協議会も大変ご苦労されていることと思います。設備ができるだけ長持ちするよう願うところであります。

3つの質問は、以前にも質問しましたが、入札制度について質問いたします。

入札制度につきましては、談合や贈賄、収賄などを防止する観点から国や各自治体では問題が起きるたびにその取扱いについて改善をしております。群馬県内でも、最近、一部の自治体で入札に関して不適切な対応があり、関係者が逮捕されるなど新聞等で時々報道されているところがあります。

本村では、入札に関してどのように対応しているのか、まず業者を指名する際の選定基準についてですが、請負工事等を発注する場合は、適切な工事を実施していただくために、請負業者は経営規模に応じた格付、いわゆるランクづけがされています。本村についてもランクづけがされていると思いますが、村内土木関係業者の各ランクごとの業者数はどう設定されているでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 答弁させていただきます。

村内の格付につきましては、榛東村建設工事請負業者選定要領により規定されており、土木、建築及びその他の3種類の工事に分類した上で、経営事項審査における客観点により格付を行っております。

格付ごとの業者数につきましては、土木の場合Aランクが3社、Bランクが9社、Cランクが2社となっております。建築の場合、Aランクが3社、Bランクが3社、Cランクが4社となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） それぞれの業者数と本村の格付範囲を確認いたしましたが、格付基準は村独自で定めているのか、あるいは県の基準を参考にしているのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 村内の格付基準につきましては、村独自の基準となっておりまして、経営事項審査における客観点数に基づき格付を行っております。各工事における格付の振り分けにつきましては、土木の場合、Aランクは800点以上、Bランクは550点以上800点未満、Cランクは550点未満となります。建築及びその他の場合、Aランクは700点以上、Bランクは550点以上700点未満、Cランクは550点未満となります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 本村の格付基準をお聞きしましたが、業者の規模に見合った発注金額を設定しないと、適切な施工及び管理ができなくなるおそれがあるため、県や多くの自治体でランクごとに発注上限価格や下限価格を定めており、例えばですが、Cクラスの場合は設定金額を1,000万以下、Bクラスで1,000万から2,000万まで、Aは2,000万以上、また1億円以上は特別共同企業体というようなことですが、本村ではランクごとに上限価格や下限価格を設定するのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 発注枠における工事の金額区分につきましては、土木、建築及びその他工事とともにAランクを3,000万円以上、Bランクを1,500万円以上3,000万円未満、Cランクを1,500万円未満に設定しております。

各ランクの工事に対する指名選定につきましては、Aランク工事の場合、格付Aの業者を中心に必要に応じて格付Bの業者を選定しております。Bランク工事の場合、格付Bの業者を中心に必要に応

じて格付Aまたは格付Cの業者を選定しております。Cランク工事の場合、格付Cの業者を中心に必要に応じて格付Bの業者を選定しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 各ランクごとに上限価格と下限価格を定めているということで、業者の規模に見合った設定がされていると理解をいたしました。

次に、入札方式について伺います。

入札の際、村が業者を指名する指名競争入札と業者側から入札に参加できる条件を付した条件付一般競争入札などほかにどのような方式を採用しているでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 本村における入札方式といたしましては、令和5年度までは一般競争入札を執行していましたが、現在は指名競争入札のほかに条件付一般競争入札の2つの入札方式を採用している状況でございます。

条件付一般競争入札につきましては、原則といたしまして5,000万円以上の工事を対象としており、入札参加資格に対し発注する工事ごとに工事実績や技術者の資格、会社規模等の特定の条件を設定することにより、適切な技術力及び経験を有している業者が入札に参入できるよう配慮するとともに、工事の品質確保、競争の適正化を図ることを目的としております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 幾つかの方式を採用しているようですが、私は従来多かった村側から指名する指名競争より、業者側から参加する条件付一般競争入札の方式を増やしたほうがよいと思っておりますが、現在それぞれの採用割合についてはどのような割合になっているのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 入札方式ごとの実施割合というご質問でございます。条件付一般競争入札の採用を始めました令和5年度の入札実施状況についてお答えさせていただきます。

令和5年度の入札におきましては、75件の入札に対し、指名競争入札が71件、条件付一般競争入札が4件となっております。

令和6年度の入札におきましては、76件の入札執行に対し、指名競争入札が74件、条件付一般競争入札が2件となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 入札方式について伺いましたが、まだ指名競争入札のほうが多いようです。

次に、入札予定価格の公表と最低制限価格の設定について伺います。

予定価格につきましては、多くの自治体が事前公表か事後公表を行っておりますが、本村では入札予定価格の事前または事後のどちらかの公表をするようになったでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 本村の入札事務の改革の一環といたしまして、令和6年度から予定価格の公表を実施しております。公表のタイミングにつきましては、事前公表及び事後公表ともに様々なメリット・デメリットが存在することから採用に当たっては2つの公表方式について検討を行っております。

事前公表の場合、予定価格を事前に公表することにより情報の不正入手の防止や入札不調の減少を見込める反面、競争性の低下や低い積算能力で受注することによる工事品質の低下が懸念されます。また、事後公表の場合、競争性の確保や適切な積算に基づく適正価格による工事品質の確保が期待できますが、情報を不正に入手しようとする働きかけや入札不調の発生が懸念されております。

このように2つの方式が内包するメリット・デメリットについて検討を重ね、国が示している適正価格での工事発注による工事品質の確保という観点も含めた結果、本村では事後公表を採用することとなりました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 公表については、事後公表ということですが、官製談合の防止の観点から近年は事前公表が増えているように思います。事後公表のメリットは落札価格が下がる確率が高い、また業者の積算能力を高める効果もありますが、執行側の事務取扱いに負担がかかる可能性もあります。もちろん、公平・公正に取り扱っていれば問題はありませんが、できるだけリスクを避けるという意味で今後事前公表の検討も必要かと思いますが、入札の責任者でもある副村長か総務企画課長どちらか答弁を願います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 昨今、本件におきましても入札執行に係る不祥事件が立て続けに取り沙汰されております。先ほどの質問において、ご説明させていただいたとおり事後公表のデメリッ

トいたしまして、業者側が不正に予定価格情報を入手しようとする働きかけが起こることが懸念されております。これが入札執行する側のリスクとなるところでございます。

しかしながら、適切な積算に基づく適正価格による品質確保という観点から考えますと、事前公表でこれをなし得ることは難しく、これが事後公表を採用している最大の理由となっております。今後も引き続き事後公表を採用しながら事前公表等につきましても、周辺自治の状況を注視しつつ、研究を重ねていきたいと思います。

また、全国的に予定価格の公表時期の採用状況を見ても、事前公表が649市町村、事後公表が654市町村と公表時期の採用率については、事前、事後とも僅差となってございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 職員のリスクができるだけ少なくなる取扱いを採用していただくことも大切であると思います。

次に、適正な価格で工事をしていただく観点から、入札予定価格に対して一定のパーセント以下の金額で入札した場合は失格となる最低制限価格の設定がありますが、本村でも設定をするようになつたでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 最低制限価格につきましては、本村の入札執行事務の改革の一環といたしまして、令和5年度から試験運用を開始いたしまして、令和6年度から正式に運用を実施しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 最低制限価格の設定は、適正な価格でよい工事をしていただくという点で効果があると思います。ぜひ、継続していただきたいと思います。

次に、電子入札について伺います。

電子入札については、業者が指定された時間に入札会場に出向くことなく、一定の期間に会社からパソコンで入札ができる大きなメリットがあり、お隣の前橋市では特殊な入札を除き十数年前からほぼ100%の電子入札を実施しており、近年は町村部においても採用している自治体がほとんどです。本村ではまだ採用していないようですが、その理由について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 本村におきましては、入札参加資格申請の業務効率を目的に令和2年度から群馬県国土整備部が事務局を務めます群馬県CALS／EC連絡協議会に加入し、入札事務の一部電子化を行っております。

電子入札への意向につきましては、地元業者への対応を含め慎重に検討を重ねてきたところであり、移行事務に係る前段といたしまして、国土整備部の協力を得ながら昨年9月に業者向け説明会を実施したところです。入札執行側及び業者側の業務負担軽減のため地元業者への影響を考慮しながら、電子入札の導入について試験運用を開始していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 電子入札はほんどの自治体で導入しておりますが、導入することで規模の大きい自治体と必ずしも同じメリットはないかもしれません、透明性や公平性、事務の効率化等効果はあると思います。村内業者にも十分メリットがあるか確認しながら、時代に沿った対応をしていただければと思います。

入札制度の最後の質問になりますが、入札の公平性や透明性が求められる近年、他的一部の自治体で発生している不適切な事案が生じないよう、本村の入札制度の適正な運用を行うためにどのような取組をしていくのか考え方を伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 予定価格に係る答弁でも述べさせていただいており、本件においても入札執行に関し不適切な事例が生じております。本村ではこのような不適切な事案が発生しないように、入札執行に係る情報につきましては、入札が完了するまでの間、入札執行に携わる職員以外には情報が漏えいしないように厳に管理をしております。また、予定価格の記入についても、執行者は原則入札書の提出締切後に記入してもらうなど、情報の管理徹底をしております。

災害レジリエンスの観点からも地元業者の育成に配慮しつつ、公平及び透明性を重視した入札執行を心がけてまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 入札執行について伺いましたが、令和4年に質問したときよりも、改善されていることが確認できました。

4月より技官としてベテランの職員も配置され、入札の透明性や公平性が今まで以上に確保され、引き続き適正な運用がなされていくものと期待するところであります。

4つ目の質問は、村政運営について質問をいたします。

早いもので、今年度も半年が過ぎようとしていますが、現在実施中の事業等に遅延をしているものはないか、執行率はどのくらいか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 早川税務会計課長。

[税務会計課長 早川弘行君発言]

○税務会計課長（早川弘行君） 村で行います事務事業についてございますが、福祉施策のように年間を通して毎月のように給付を行う事務事業のほかに、補助を受けての工事、それからイベントなどでは事業を実施する時期が偏ったりしております。予算の執行状況だけでは見ることはできませんが、7月末の一般会計歳出予算の執行状況では、繰越分を含めまして77億5,600万円の予算に対しまして、工事等に係る契約行為、それから補助金の交付決定などを行っております負担行為済額が31億6,200万円、執行率で40.77%、そのうち支出済額が16億8,100万円で負担行為済額に対します率は53.16%となっております。

今回の質問に当たりまして各所属に質問いたしましたところ、とりたてて遅れている事業というものはございませんでした。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 現時点では順調に進んでいるとの説明をいただきましたが、昨年度は大型事業等で繰越しがありました。今年度は繰越し等ではなく、予定どおり完了できる見込みでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 繰越しについてでございます。

歳出予算のうち経費の性質上また予算成立後の事由に基づきまして、年度内にその支出が終わらない見込みがあるものにつきましては、あらかじめ繰越明許費といたしまして議決をいただき繰越しいたします。

突発的な異常現象や工事現場の障害などによる事故繰越し等がある場合もございます。現在のところ繰越しとなるような事案はございません。ただ、今後どのようなことが起こるか分かりません。また、毎年のように国が繰越しありきで補正予算を編成したりする場合もありますので、今後繰越しの事案には発生することは十分に考えられると思います。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） できるだけ繰越し等が少なく完了するよう努めていただきたいと思います。

次に、財政の健全化について伺います。

南村政になってから健全な財政運営をするために、財政調整基金の減少を抑える努力をされていると思いますが、現在の状況について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 令和6年度の決算が確定し、出納整理期間の増減も含む財政調整基金の年度末残高は、22億9,418万7,000円です。令和5年度、年度末残高が21億7,936万6,000円でしたので、1億1,482万1,000円の増となりました。

令和6年度は、防災中枢機能施設整備事業や南小学校長寿命化工事の支出がピークに達し、歳入歳出決算額ともに過去最大となりましたが、全事業を対象とした事業評価を実施し、歳出の見直しを行ったほか、課長補佐及び新規採用職員に対しまして財政の研修を実施するなど、職員の意識改革に取り組んだ結果、選択と集中という基本的な考え方が職員に浸透して一定の効果を上げたものだと推察いたします。

財政の健全運営のために、引き続き努力を続けていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） ただいま課長より財政調整基金の状況を中心に説明いただきましたが、財政調整基金は必要に応じて有効に活用しなければなりません。その運用は大変だと思いますが、財政の健全化を維持するために、今後どのように取り組んでいくのか、副村長の考えを伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 財政健全化判断比率等につきましては、令和6年度の決算に基づいて本定例会で配付させていただいている議案でございます。ご報告させていただきますが、令和6年度決算において、実質公債費比率は6.7%、将来負担比率は算出しておらず、現時点では健全な水準を維持しておりますが、中長期的には全国的な人口減少の影響によりまして、本村においても生産年齢人口が減り、税収等の歳入の減少が見込まれております。また、歳出においては高齢化の進展等による社会保障の増加や公共施設の老朽化に対応するための費用が増加し、財政の弾力性を低下させることが懸念されます。

このような状況を踏まえまして、歳入においては、村税等の収納率向上の継続的実施、未利用財産の有効活用、ふるさと納税の税収による自主財源の確保を目指します。また、歳出におきましては、公共施設の統廃合、長寿命化対策の推進、職員数の適正管理、DX推進化による業務の効率化を行つて歳出の抑制に努めます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 今後の財政計画をどのように考えているかということで、総括的なお話をさせていただきたいと思います。

国家財政だとか地方財政を運用する原則として「入りを量りて出づるを制す」という言葉があります。中国の古典から出た言葉だと聞いておりますが、収入に合わせて支出を制限しなさいよという極めて単純な言葉でございます。ただ、これがなかなかできないというのが現実で、江戸時代の米沢藩の藩主が、そこの中でよく使われた言葉として知られている、ずっとこの財政の中のテーマになっているところでございます。言うのは簡単なんですが、新たな財源を確保すること、それも非常に難しくですし、長年の慣例や風習、それから既成事業の見直しというのも、なかなか一概にはいくことはできません。

そうした中で榛東村も人口減少、それから転入者の増加等により住民のニーズは多様化しております。そのニーズに対応するためにも、サービスの基となる財源を確保しなければならないということがございます。村長が就任しましてすぐ、村の財政状況はどうなっているか、財政推計をしろという指示をいただきました。私どものほう、いろいろ財政改革等に取り組んできましたが、正確な財政推計の期限をできるだけ広めながら、その財政推計が財政計画につながるような形で、今その作業を進めているところでございます。

持続可能な財政運営には、日々の点検が重要だと考えております。職員全員でこの問題には取り組んでいきたいと思っているところでございます。

すみません、今、上杉鷹山の名前が出てこなくて申し訳ございませんでした。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 安定した財政運営を行うためにも、財政の健全化に努めていただければと思います。

最後に、来年度予算編成方針について伺います。

今年度まで実施してきた大型事業は完了しますが、来年度の予算編成に当たって、現時点で来年度に大型事業の計画はあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 来年度予算編成につきましては、各課でサマーレビューを実施しており、事業の把握に努めているところでございまして、現時点では、各所属長からのサマーレビューの精査を9月末に行うことから、大型事業の計画についてはお答えできる状況にありません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 来年度は大型事業はないようですが、各種事業を実施していくためには多種多様な補助金を活用することが望ましいと思います。本村にとって欠かせない防衛省の補助金は非常に大事でありますし、大変お世話になっているところであります。これに加えて、多種多様な補助金を活用することで村政の安定につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 諸物価高騰による行政コストの増加や公共施設の老朽化対応に要する費用など財源の確保は大きな問題であると捉えております。令和5年度における榛東村国庫支出金は、類似団体と比較して歳入額が多くなっておりますが、これは、防災中枢機能施設整備事業に対する防衛省の周辺民生安定施設整備事業補助金の歳入によるところが主な原因で、当該補助金を除いた場合は、類似団体とおおむね同程度となります。

こうした状況を踏まえまして、令和7年度の予算編成方針では、国・県補助金はもとより財団法人等の補助制度につきましても積極的に情報収集を行い、活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 多くの補助金を活用することは職員の皆様も大変だと思いますけれども、村政の安定のためにもご尽力いただければと思います。来年度は大きな事業はないようですが、私は無理に大きな事業をする必要はないと思います。小さなことでも、村民の安全や安心といった生活に直結した事業を重点的に実施することも大事なことだと思いますが、来年度予算の編成方針について、まだ決まっていないかもしれませんので簡潔にお答えをいただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 来年度の大型事業はないと今言われているんですけども、先ほど課長が答弁したとおり、まだサマーレビューが終わっていないので、そこについてあるとかないとか、今の時点では、すみません、お答えできる段階にはございません。

今定例会が決算議会ということもありますので、この監査委員の意見書、また皆さんのお審議状況も踏まえて、来年度の予算は編成方針等も考えさせていただければと思っているところであります。ただ、令和7年度の予算の編成方針のところで、ちゃんと予算の原則というものを私のほうでつくりまして、いろいろなところも参考にしながらなんですが、その6原則の一つが、まずニーズベー

スがあるのかというところ、もう一つが、ちゃんと地域課題の解決になっているか、さらに経済効果がどうなのか、また、関係人口等がどう影響するのか、そして持続可能性があるのか、最後に大事な財源確保があるのか、これを基本的に編成方針の中で示させていただいて、それを踏まえて村民の皆さんのが思っている、また、村として、行政として考えている課題に対して予算を編成するようにということで、7年度は指示をさせていただいております。

村民のニーズと、やはり財政のほうと両立させた、バランスが取れたものをやっていくことが、やはり持続可能性につながると思っていますので、その部分は変わらないかなと思っています。ただ事業については、今の段階ではお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） ちょっと私の方で先走って決めつけて、すみませんでした。

財政運営や来年度予算の編成方針等について確認をさせていただきましたが、村長が掲げるもっと住みよい榛東村を目指して、村のために、より一層ご尽力をいただければと思います。

本日も皆様のご協力をいただき幾つかの質問をさせていただきましたが、以上で全ての質問を終了いたします。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位1番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時45分といたします。

午前10時35分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位2番宮崎法文議員の一般質問を許可いたします。

4番宮崎法文議員。

[4番 宮崎法文君登壇]

○4番（宮崎法文君） 大変ありがとうございます。では始めますので、よろしくお願いします。

まず質問の前に、もう生方議員の質問で答えは出てしまっているんですけども、一応私とすればこういう質問をしたいという通告をしていますので、そのとおりに質問させてもらいます。よろしくお願いします。

まず質問の前に、地方財政法というのを私ずっと確認して、38条まであるんですけども、これを読んでみました。これを読んだところに、この法律は、地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政の関係に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とすると、こういうふうにまず1条があって、3条の中で、予算の編成で地方公共団体は法

令の定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。それから、2として、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、かつ経済の現実に即してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。それから予算の執行等で第4条、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。2として、地方公共団体の収入は、適実かつ厳正にこれを確保していくかなければならないということで、第38条までちょっと読ませてもらいました。それで今回大事なのが、基本的なことなので今の3条の2まで読ませていただきました。

それで、まず第1の質問ですが、村への交付金の現状と今後の対策についてということで、地方債の件も含めて、自主財源と依存財源の違いは何でしょうかということから始めさせてもらいます。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、先ほど宮崎議員のほうからお話をありました自主財源と依存財源の違いはというところでございます。

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいいます。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当いたします。

一方、依存財源はそれ以外のもので、国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入でございます。依存財源の主なものといたしましては、国庫・県支出金、地方交付税、地方消費税交付金、地方譲与税、地方債などがこれに当たります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 丁寧な説明ありがとうございます。

ここでちょっと調べてみたんですけども、自主財源と依存財源のパーセンテージ、これ分かりますか。答えてもらえますか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの宮崎議員のご質問になりますが、令和6年度決算ベースで、榛東村の自主財源比率のほうを述べさせていただきます。こちらが決算ベースでございますが、28.0%となってございます。また、令和7年度予算ベースが39.5%でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（善養寺 孝君） 再開します。

4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 今、総務企画課長のほうから話がありました。自主財源と依存財源のバランス、これは6年度のものを見ますと、227億円ぐらいが自主財源で、依存財源が71億円ぐらいになっていますよね。これはこれでいいと思うんですけれども、今まで村長とか生方議員の話を聞いていまして、じゃどうしたら財政が増えるんだという話になってしまふと思うんですけれども、どうしたら財政が増えるかという話になつてしまふと、依存財源というののは国の流れで、もちろん金額が違つてくると思うんですけれども、自主財源については、我々がどこまで努力するかということで増える、増えないも決まつてくると思うので、そういうふうな形、今私が言ったような形でよろしいでしょうか、総務課長。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時51分休憩

---

午前10時52分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） では金額がちょっと違つてしまつたらしいので、そこは訂正させてもらいます。

自主財源が6年度ベースでいくと27億円……

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

---

午前10時53分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 自主財源の収入が違つていて、依存財源の計が違つていてという話ですよね。これ6年度のベースでいうと、自主財源が27億8,000万円ちょっと、それから依存財源が71億円ちょっと。それでいいですかね。それが正しいと思うんですけれども。そういう形に訂正します。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時54分休憩

---

午前10時54分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） では、今そういうことで金額については訂正させてもらいました。その金額でよろしいですか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

---

午前10時56分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、先ほど宮崎議員のほうからお話のあった自主財源等の金額の根拠ということで、議長、反問権を使わせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） ただいま反問権については、これを許可いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの自主財源のところをもう一度、すみませんが、その金額等も含めましてお話をいただければと思います。お願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 細かく説明するほうがいいですかね。

自主財源については先ほど話をしたとおり、27億8,000万円でありますよね。表を見てそういう数字になるんですけども、1から22まで、村税から始まって諸収入まで含めると、そういう金額になりますよということで書いてありますし、それから依存財源については地方譲与税から始まって村債まで書いてありますよと。これが一つの数字の流れになっていますよね。それを、じゃどういうふうに答えればいいかな。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時58分休憩

---

午前10時59分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ただいまの反問について、これを許可いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、先ほど宮崎議員のご質問につきましては、自主財源をどのような形で増やしていくのかという趣旨でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） そのとおりでいいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長、よろしいでしょうか。

答弁を再開してください。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） そうしますと自主財源の確保というところで、先ほど生方議員のほうにお話しさせていただきました。いろいろと諸物価高騰による行政コストの増加等も踏まえまして、公共施設いろいろの財源の確保というところが大きな課題となっておると思います。そういう中で、村のほうでもいろいろと財政面で節減に関する取組等、いろいろと将来世代、村民負担の平準化等も十分に考慮いたしまして、持続可能で健全な財政運営等を自主財源の確保で図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今の総務企画課長の答弁で、そこは済んだと思うんですが、次に2番の質問に移りたいと思いますが、7月の参議院選挙の結果、各党の公約を踏まえたとき、村の税収への影響はということで質問を書きました。質問をしたんですけども、これは今ずっと流れを見ていると、国の方でもほとんどが決まっていないような状態なので、どうするんだと言われても困ってしまうと思うんですね。1つは、これから今後いろいろなことを各党で話があると思いますから、そういうものを踏まえて、じゃどう対応するんだということで質問をしてもいいですかね。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時2分休憩

---

午前11時2分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 宮崎議員がおっしゃるとおり、まだ国のはうから何も示されていない状況でして、どういうことがどうなるかというのが示されないと、なかなかシミュレーションができる部分はあるんですけども、いずれにしましても、やはり税収といいますか国・県踏まえて、頂いているお金が減ってしまうということは村の行政サービスにも影響があるものと考えられます。その代わりのやはり財政措置が、また国等で示されなければ村の財政は非常に厳しいものになるかなということは想像いただけのことかと思っております。

もし国のはうの方向性がまだ分からないですけれども、地方六団体という団体があるのをご存じかと思いますけれども、都道府県の知事の会、そして全国の市町村長の会、全国の町村会、そしてそれに付随して都道府県の議会議長会、全国の市議会議長会、全国の町村議会議長会、これは先輩であります高橋正さんが会長を務めたという会でありますけれども、毎年、各団体で国に対して地方の声を要請しております、私も毎年参加させていただいているんですけども、全国の町村会のはうでも、国に対して様々な制度に対して地方の声を上げているところです。また、群馬県の町村会としましても、毎年要請を行っておりまして、各町村長から集めたものを県で取りまとめていただいて出している状況でありますので、何か地方に大きな影響があるようなことに関しては、そういった個人だけでなく、皆さんとそういった団体で協力しながら、国のはうには意見等、要望等を申し上げていく、そういう形になるかと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） そこまで完璧に答えれば、こっちが質問する必要もなくなってしまうのであれなんですかとも、これにちょっと暫定税率なんかは最後に書いてありますけれども、地方自治への減収は国が全面保証すると、こういうふうに書いてあるので、そういう部分では安心できるのかなと思います。

では、次の質問いいですか。次の質問で、これは生方議員からも質問があったんですけども、防災中枢機能施設の運営についてで、新しいことがあったら聞かせてほしいという通告書を出させていただいたんですが、その辺の新たな情報はありますかということで、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員から、新しい情報をというご質問でございますので、新公民館の名称についてお答えをさせていただきたいと思います。現在の状況についてお答えをさせていただ

きます。

新公民館の名称につきましては、村の公式LINEなどを活用しまして募集をしておりましたが、100件ほどの応募がございました。このため庁内に設置をいたしました選定委員会において、現在3点ほどに絞り込みを行ったところでございます。今後、その3点の名称案から選定をしていきたいと考えておりますが、新公民館のPRを図るとともに新公民館に対する興味や関心、親しみや愛着を持っていただけよう、村内の小・中学生による投票を実施する予定で計画をしてございます。その投票結果を踏まえまして、再度選定委員会で協議をして、新公民館の名称を決定したいという考え方でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） それはそれでいいと思います。

それから使用料については、私も質問の中に入れたんですけども、生方議員のほうで質問するということなので、重複するので今回は質問を控えさせていただきました。

それでは、3に移っていいですか。

閉園、それから閉館となる村有の施設の今後について質問させていただきます。

まず1として、南幼稚園、それから中央公民館、古い学校給食センター、児童館の各施設の取壊しというのはちょっとあれなので、取組はどうしますかと言ったほうがいいと思うんですけども、これで質問します。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 本質問に対する答弁に先立ちまして、公共施設管理等の全体像、まずはそちらについて答弁をさせていただきます。

村では、平成29年3月に平成29年度から令和38年度までの40年間を計画期間といたしました榛東村公共施設等総合管理計画を策定いたしております。当該計画では、今後、公共施設の大量更新が避けられなくなる時代を迎えるに当たり、限られた財源と各施設の重要性等を考慮した慎重かつ効果的な維持管理、運営が必要とされている状況を踏まえ、今後のスムーズな行財政運営の推進を念頭に置きまして、これから施設、今後の各施設の在り方等の方針を定めたものとなってございます。

また、各施設につきましては、本計画に定めた方針を基本に、それぞれの施設の現状を踏まえまして検討を進めておる次第でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 平たな説明だと思うんですけども、できれば平坦……

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） それでは各施設の状況についてということで、私のほうからは、旧南幼稚園と旧学校給食センターについてお話をさせていただきます。

まず、旧村立南幼稚園は令和7年3月31日をもって、また、旧給食センターは、先ほどもお話をしましたけれども、令和7年7月31日をもって、それぞれ閉園、閉所をしております。

旧南幼稚園につきましては、ぐんま未来イノベーションLABの登録を経まして、現在、エビ養殖の事業化に向けた実証実験のために貸出しを行っております。

給食センターにつきましても、ぐんま未来イノベーションLABの登録を既に済ませております。今後、民間事業者による活用も含めて検討を進めてまいります。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 私からは、中央公民館についてお答えをさせていただきます。

中央公民館につきましては、昭和48年3月に開館し、現在52年が経過をしているところでございます。議員の皆様もご承知のとおり、新公民館の整備によりまして、中央公民館は本年11月をもって閉館する予定でございます。中央公民館の建物は、内部、外部ともに経年劣化が著しく、状況としまして雨漏りや上水道管の漏水等が発生をしておりまして、維持管理費を抑制しながら対応しているのが現状でございます。以上を考慮しまして、建物につきましては取り壊す、解体をする予定で計画を進めております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 児童館の答弁をさせていただきます。

8月21日の全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、榛東村児童館は昨年度の在り方検討調整会議で機能移転の方向性が示され、これを子ども・子育て会議に諮問をいたし、機能移転とする答申が出されております。児童館は、本年11月末までの運営をし、12月に防災中枢機能施設に児童館機能を移転する予定です。次年度以降の施設の利用、または処分については現在決定をしておりませ

ん。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 答えとしてはそれでいいと思うんですが、ちょっと疑問に思っていることがあって、これだけちょっと答えられれば答えてもらいたいんですけども、南幼稚園の件で今、教育課長のほうから説明があったエビ云々という話があったんですねけれども、その施設を法的には何の問題もなく貸せるだろうし、貸したんだろうし、それは理屈としては分かるんだけれども、なぜそうなのかと思っている村民の方もいるので、もしその答えが出るのであれば、ちょっと答えてほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどのご答弁の繰り返しになるんですけども、村有施設ですので、広く活用の在り方については応募をかけなければならないということで先ほど来お話をしているぐんま未来イノベーションLABに決裁をしたと。その結果、手が挙がったのがその事業者だったということですので、そちらについて適正な処理をして、手続きを経て、現在貸出しをしているというところでございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 今、課長さんの話だと、もう公募にかけましたよという話でいいんですね。公募にかけたら、そこがそういう需要があったのでそこに決定しましたよという話で、話はそれでいいということですね。その1件しかなかったということですね、公募に関して手を挙げた事業者は。ということでおいいですか、その認識で。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 公募というふうに言うと、ちょっと正しくないのかなというふうに思いますので、ぐんま未来イノベーションLABについて簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

ぐんま未来イノベーションLABというのは、県が新たな価値、イノベーションを創出するための未来を見据えた異業種連携のプラットフォームということで定義をしておりまして、企業の課題ニーズの掲載、それから群馬県のマッチング支援等を実施しています。

本村の場合は、こういう施設が空きましたということで登録をさせてもらって、それを地所フィールドとしてこういう施設がありますよということを掲載させてもらって、県のマッチング支援によって、ニーズのある企業へ施設を貸し出すというケースで利用しているものでございます。当然、ほかの企業からも見学の申出等はあったんですけども、最終的に折り合ったのがその業者だということでございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 今の説明で、基本的には流れはいいと思うんですけども、ただ、県のほうにこういう施設があるから、それを県のほうに登録して、登録したものについて、こういうイノベーションでこういう事業をしたいんですよという流れがあって、それで公募ではなくて決定したと、こういう認識でいいんですね。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 県のほうに登録をしたということでございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 登録したということで終わっちゃうと話がまとまらないので、登録して、そういう人がマッチングして、村としてはそういうところに貸出しをしましたというところまで話をしてもらわないと話が進まないと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 登録をして、企業から申出があったので、村としては、その事業者に貸出しをしているということでございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） では貸出しをしたということで、それはそれでいいと思うんですけども、こういう未来LABでそういうものをやる場合にはどういう条件で貸出しをするんですかと、経費も含めてちょっと疑問なんですけども、それをお答えできますか。ただで貸すことはないですよね。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時18分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） そのことで説明があるということで資料を私の方にもらう話になっていますが、私が一番心配しているのはそういうことも含めてなんだけれども、それを若い人がやりたい、未来LABでやりたいというのは物すごく大賛成ですよ、私は。それをやることで財政が膨らんただりだとか、上がったりだとそういうことで、そのまた未来、青年たちがそれをやることで自信がつくということについては物すごく大賛成なので、どんどんやってほしいです。

ただ、そのやり方としてプロセスがちゃんとした話になっていないと、その人にも迷惑かけるし、村民も疑問に思うし、行政も守れないし、そういう部分でちゃんとしてほしいねという話をしたいだけです。それは別に答えなくていいです。

では次の質間に移りますけれども……

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時22分休憩

---

午前11時22分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 3番の質間に移ります。

閉園、それから閉館となる施設があることを踏まえて、今答えをいただきました。公共施設の配置を今後どう考えるかということで、長岡と山子田の施設がなくなってしまうので、今後、村とすれば公共施設についてはどういう配置を考えているのかというのが質問です。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 宮崎議員からお話をございました村内の公共施設の配置について、どのように考えるかということでございます。

村全体の公共施設を考えたときに、現状といたしましては、既存の施設をまずは維持管理していくたいと考えております。また、将来への財政負担など様々な観点から、総合的に判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 答えとすればそのとおりだと思いますので、財政上でも厳しくなっている部分もあるので使えるものは使う、壊すものは壊す、どっちにしても税金がかかる話なので、その辺を一番初めに私が地方財政法でちょっと触れましたけれども、そういうものも含めて、村民の方々があなるほどねと腑に落ちるような行政手段でやっていただければ、何ら問題は起きないと思うので、よろしくお願ひします。

これで私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位2番宮崎法文議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前1時24分休憩

---

午後1時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

午前中、宮崎議員から質問がありましたことについて村長から答弁があるそうなので、答弁を許可いたします。

南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 午前中の宮崎議員に対する答弁といいますか、先ほど話したら、経緯のほうを説明していただければいいということで話がありましたので、補足で答弁させていただきます。

南幼稚園の関係でありますけれども、昨年度から榛東村の職員を1人、群馬県に派遣しているということを、いろいろな場面でお話をさせていただいているんですけども、産業経済部の未来投資・デジタル産業課というところに職員を派遣しています。その職員のほうから、こういう県のほうで、ぐんま未来イノベーションLABについて、こういうことがあるよというお話をいただいて、ほかの市町村も、やはり使用しなくなった施設とか、そういうものも、そこで登録をしているという情報をいただいて、それで初めてそれを知ったわけですね。

実際に今年度の予算で、南幼稚園は一応最低限の維持管理費を計上させていただいていて、それでもやっぱりお金がかかっているんですよね。使用しなくとも最低限の維持管理費を今払っている状況で、やはり、ただ村が多額のお金をかけて、何かをそこでやるということは、今の段階では財政的に余裕がなくて、今年度の予算にも、それはのせていませんし、やはり、なかなかそこは簡単にできるものではないかなと感じているところであります。

ただ、先ほど言ったようにお金がかかっているということもあって、少しでも有効利用とか貸出し

とかで歳入があればいいなということもありまして、登録をさせていただいて、もちろん施設は利用しないと荒廃してしまったり老朽化も進んでしまいますので、少しでもというところで登録をさせていただいたところであります。

登録をしていただいてから、今、貸出しをしているところの前にも、ほかにもお話をあって、見学等はしていただいているんですけども、やはり条件とか、そういう建物を見た上で、本当に利用できるかというのがないとマッチングしませんので、条件がマッチングしたのが今のところであって、やはり生き物なので、早めに借りたいと、早く貸していただきたいというお話もあって手続を進め、使用許可の申請書も頂いていて、使用料のほうも頂いているところであります。使用料に関しては、ほかの今、教室を1つ貸しているんですよね。ほかの例えば教室を、ほかの方が借りたいと言つても、借りる部屋の大きさとかによって、またあれですけれども、同じ算定の基準で使用料を定めることになりますので、そこはみんな同じそこの基準でということになります。

今回、補正予算を出させていただいているんですけども、そこにもこの使用料の部分を歳入のほうで補正予算で計上させていただいているところであります。

以上、経緯でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 質問順位3番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

8番波多野佐和子議員。

[8番 波多野佐和子君登壇]

○8番（波多野佐和子君） 皆さん、こんにちは。波多野佐和子でございます。

早速、質問に入らせていただきます。

最初の質問事項、上野幹線整備に係る予算の確保について質問いたします。

まず、上野幹線は、吉岡町境、一部県道を除いて滝沢大橋中央部を起点にしんとうアリーナ脇、また榛東村ぶどう郷を通り、井戸尻の信号までの区間を指します。幹線整備当時、経済発展の中で農業の生産性を高め、振興を図ることを目的として、渋川市、当時吉岡村、榛東村が、農業を広域化し団地化する動脈的農道の建設協議が成立し、昭和37年から3年の月日をかけて昭和40年に開通した道路でもございます。そして、昭和49年度に防衛庁補助事業として舗装工事が完成いたしました。今年で約51年が経過したところとなります。当時は農道として開削されましたが、近年はむしろ通勤や買物などの生活道として、あるいは伊香保、榛名方面への観光道路としての利用度のほうがはるかに高いものとなりました。

以前に清水議員が一般質問されましたA.Iによる上野幹線の調査費が約500万円予算化されました  
が、その調査結果と、それによっての計画を問います。

以降、自席に戻り、順次質問させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

[建設課長 山口誠一君発言]

○建設課長（山口誠一君） 上野幹線道路の整備に関する予算等についてということで、初めに、昨年度実施しました上野幹線の調査についてでございます。

事業につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業上野幹線舗装調査業務委託ということで実施をさせていただきました。

この事業につきましては、A I 判定につきましては、当該業務の中で路面のひび割れやわだち、凹凸などの舗装表面の異常についてA Iによる判定を行い、傷み具合の分類を行っております。舗装面の損傷具合が把握できましたので、危険度や緊急性を見極めながら適切な道路管理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 計画の下で行われると思いますが、生活道路として使っている村民、また他から移住してきた方、上野幹線は榛東村に入った途端、路面の状態が悪いと言われたことがございます。また現在、ひび割れた路面に応急的な舗装の修繕をしております。確認もしております。このような状態において、令和8年度に南新井前橋線バイパス接続により、またその集中する交通量に対しての安全性とその確保はどうなっておりましょうか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

[建設課長 山口誠一君発言]

○建設課長（山口誠一君） バイパス接続による集中交通量についてということでございますが、現在、整備されておりますバイパスにつきましては、役場西交差点に係る部分だと拝察いたします。南新井前橋線バイパス工事の工事区間内の既設道路取付工事として、交差点内については、それぞれ右折レーンが設けられることになっております。交差点付近の交通渋滞の緩和は図られる計画となっております。

なお、バイパスの接続は令和8年度末を予定しております。バイパス開通時には、上野幹線道路の交通量がどの程度増加するか予測することは難しいと考えております。村としましては、バイパス開通後も村道につきまして適正な管理を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 右折レーンがこれから造られるというところは、交通量が増えたとしても、すごく渋滞等が緩和されるものだと思います。ご存じのとおり、上野幹線は自衛隊車両も使用します。そのようなことも含めまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金、これはかみ砕いて言いますと、防衛施設の設置、運用により、周辺地域の生活環境や開発に大きな影響を受けている市町村に交

付されるお金となっております。

もう一つ、国有提供施設等所在市町村助成交付金というものがありますけれども、今回は特定防衛施設周辺整備調整交付金について、過去、その使途と、そしてその配分を伺います。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 調整交付金事業ということで、特定防衛施設周辺整備調整交付金についてご説明をさせていただきます。

先ほど議員が質問の中でもお話しされたように、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条第1項の規定に基づき指定された特定防衛施設関連市町村の関係住民の安定と福祉の向上のための公共施設の整備、生活環境の改善、開発の円滑な実施に寄与する事業の費用として交付されるものでございます。

使途と配分等につきましてですが、使途につきましては、平成26年度から当該交付金で整備された各施設について、村ホームページで紹介をしております。

また、令和7年度予算では、歳入で8,500万円を計上し、内訳としましてコミュニティ供用施設改修事業、こちらは1,000万円を充当、道路改良舗装工事分、こちらは6,100万円、また基金の積立てとして1,400万円をそれぞれ事業に配分しております。

交付金につきましては毎年変動するため、例年の交付金額を念頭に当初予算をそれぞれの事業に配分し、交付内示に基づき事業配分しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 交付金については、村全体で皆さん的生活に関わるものというところで使われているものと認識しております。ですが、12区、13区、18区、隣接している区、自治体ですね、そういったところで、ふだんから自衛隊によって騒音、震動、ほかに家が震動で傷むのではないだろうか、外壁にひびが入るのではなかろうかと、そのような心配をしております。ですが、自衛隊駐屯地があるおかげで、村は非常に助かっている。そういうことは皆さん、住民が理解しております。その交付金が村全体で使われるというものを本当に十分承知をした上でお話をさせていただくんですけども、桃泉部落は昭和21年4月12日、開墾中止命令、翌日には80時間以内の立ち退き命令が出た、そんなつらい経験をしてきた住民がいたこと。そして、その子孫がこの地を離れずに住み続けていること、それが現状でございます。

また、伊香保街道の通学路の側溝の工事が完了しているにもかかわらず、たった30枚足らずの溝蓋が伏せられておりません。聞けば、毎年自治体で配られるもので貰ってくれとのことです。悲しい限りでございます。

伊香保街道は、朝晩の交通量は想像以上に多いと思います。殊に基地周辺になるのではないでしょ  
うか。たった30枚弱の溝蓋が伏せられず、村の課の名前がついている赤いコーンの脇から草が生え  
ているさまは、この地をすさんだ風土にしたくないと言い残した先人に申し訳ない思いでいっぱいです。

話を戻して、上野幹線は南新井前橋線バイパスが開通した後、交通量も増えます。恐らく道路の状  
態もさらに悪化するであろうと予想されます。東日本大震災の際に、演習場の廠舎が移送中継点にも  
使われました。今年の2月、所沢市で上水道の破裂による道路からの水噴出がありました。有事の際、  
そのようなこと、または通行止めが起きないよう、また基地周辺整備に努めるべきだと思います。

基地交付金や調整交付金は行政全体を見て対応していると、もちろん承知はしておりますが、基地  
周辺の道路整備は、老朽化した水道管の布設替えと同じくらい重要なことです。上野幹線は、バイ  
パスの周辺を南北に走る重要な幹線道路です。冒頭に申し上げたように、最初の舗装工事は防衛庁補  
助事業として行った前例もあることから、これらを踏まえて道路整備に対する交付金の増額の交渉、  
そういうものの可能性はどうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 質問の中でもございました上野幹線の整備につきましては、当時の防衛  
庁、またその後の防衛省等の補助金を使っての整備等が行われております。

先ほど答弁の中でお答えさせていただきましたが、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきま  
しては、道路以外の各種事業への配分もございます。例えば先ほどもお話ししましたけれども、本年  
度につきましては3区のコミュニティ施設の改修や基金としての実施、また、ソフトの部分になりま  
すが、学習支援員配置事業、ICT支援員配置事業、児童遊具整備事業なども調整交付金を利用し活  
用しております。

調整交付金の増額要望につきましても、毎年、村長以下関係自治体の首長さんが参加され、群馬県  
防衛施設周辺整備促進協議会を通じ要望活動を行っております。この中で交付金の増額要望について  
も併せて行っている状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時16分休憩

---

午後1時18分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 今、課長のほうでも答弁いただいたんですけども、群馬県防衛施設周辺整

備促進協議会というものがありまして、知事が確か会長として、先日もそれで要望に、北関東の防衛局のほうに要望書を持っていかせていただいております。その中にも榛東村としての要望も入れていただいていて、毎年行っているところであります。

道路のということではありますけれども、議員もご存じのとおり、榛東村は、もう数年前というか、10年ぐらい前からですか、この調整交付金ではなく、防衛省の補助金を頂いて、高崎バイパスに対するアクセス道の整備をずっとやってきてていることは、議員の方々もご承知おきだと思うんすけれども、まだ、それも全部が完成しているわけではありませんので、今は、それを肅々と進めている状況であるということをお話しさせていただきます。

ちょっと、詳細については、私も今、もともとの一般質問のところで、そこはなかったので、詳細はお答えできないんですけれども、今それを進めている状況であります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 高崎バイパスのアクセス道というところで、村のやらないことはない整備事業がこれからもあるというところは承知いたしました。後々それあたりも教えていただきたいと思います。

本来ならば、途中一部県道にもなっております。その先々、吉岡町、高崎市部分も県道でございます。であれば、本来ならば県道になってもよい道路だと思っております。この群馬県の決まり事、県だけではないでしょうけれども、そういうことは承知しております、十分に。ですが、以前に舗装工事が国によって行われた経緯もございます。今後、またさらに、そういう点を含めて、村・県・国、3者で協議していただきたいと思います。

この質問事項の終わりに、榛東村民の安心と安全、そして国民の安心と安全を担っている基地を有する自治体であることを誇りに思います。

次に、質問事項に入ります。

次、災害対策についてでございます。

本日は、くしくも防災の日でございます。まず、日本の災害対策基本法は1961年に制定されました。私と同じ年です。これは1959年の伊勢湾台風の甚大な被害を受けて、総合的な防災行政を推進するためにつくられました。地域防災計画の作成や物資の備蓄、防災訓練義務といった平時における予防策の義務など幅広く規定しております。

その中で災害時に組織間で円滑な連携を図り、効果的な対応を図るために不可欠な防災共同訓練の計画を問います。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど波多野議員さんのほうからお話をございました共同訓練というところで、どのような訓練というのを指し、おっしゃっているのかというのは分かりませんが、今後の防災訓練の計画につきまして答弁させていただければと思います。

今月中は、要配慮者への対応といたしまして、榛東村社会福祉協議会が主催いたします福祉避難所の開設から、個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難パターンを想定した訓練を実施したいと考えております。

また、新たに建設しました防災中枢機能施設を活用した防災訓練でも実施していきたいと思っています。初めに、学校給食センターを使い、防災協定の締結を予定している業者と、炊き出しの訓練等を実施したいと考えております。

次に、防災中枢機能施設は新しい施設でもありますので、まず、職員による避難所開設訓練や、マンホールトイレ設置訓練をした後に、村民や関係機関との合同訓練を防災中枢機能施設を使って実施させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 毎戸に配られましたハザードマップ等がございます。ため池もたくさんございます。そういうところは、万が一決壊したときというところを想定してもいいのかなと思っております。

今、総務企画課長からご説明をいただきましたので、そのように考えて準備をしているというところで安心いたしました。

確かに今年度中に、この防災拠点となる防災中枢機能施設もスタートいたします。そのような訓練を行うことにより、住民の防災意識の向上にもなります。

群馬県は災害には強いとは言われておりますが、進学や就職、結婚でどのような場所に移り住むか分かりません。もしもその先で災害に遭ったときに、榛東村で学んだ知識が生かされることもあります。縁あって、今、村民である方々へ防災教育、そしてまたその訓練、行政の義務だと思います。

続いて、危機管理官の設置について問います。

危機管理官とは、組織や地域における危機事象、いわゆる災害、テロ、感染症などへの対応を統括・調整する役職です。関係機関との連携や、危機事象に対する具体的な対応計画の策定、計画に基づいた訓練の実施、また危機事象発生時に、迅速かつ的確な初動体制の指揮、警察、消防、医療機関と連携し、情報共有や共同対応を行うなど、組織や地域の安全・安心を守る上で重要な役割を担っております。

また、榛東村には司令部を有する相馬原駐屯地がございます。そのパイプ役として、また専門的知識を有する自衛隊OBを危機管理官として導入するのはどうでしょうか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 令和6年度能登半島地震をはじめ、近年の豪雨等の自然災害は激甚化の一途をたどっております。また、南海トラフ地震や首都直下型地震など、全国各地で大規模災害の発生が予測される昨今、平素から災害発生時の対応力を向上させるという目的から、防災危機管理官の専門家が求められているところでもございます。しかしながら、専門的な知見が求められる防災の専門官を育成するには多大なる時間を要することも周知の事実でございます。

波多野議員のご質問にもございますとおり、本村は相馬原駐屯地が所在する自治体でございます。自衛隊の方は、長年の勤務で培われました、豊富な防災危機管理に対する知識・経験を有しておられることから、退職された自衛隊の方を防災危機管理の即戦力の専門家として採用することなど、その知識・経験を生かすことは、本村の防災力を向上させる有力な方策の一つと考えております。

なお、村では昨年度から自衛官の退職者で地域防災マネジャーの資格を有する方の活用ができないか自衛隊群馬地方協力本部へ相談するなど、既に研究を進めております。

地域防災マネジャー制度は、防災の専門性を有することを国が証明する制度でございまして、その資格を有する者を地方公共団体の防災官に採用する場合、その人の人件費の一部が特別交付税の交付対象ともなります。ただし、危機管理官は専門的な職となりまして、退職された自衛官の方との自治体の求める人材のマッチングであったり、自衛官の退職は誕生日であるため、4月1日採用となると早期退職の措置が必要になるなど、組織的課題もございますので、その設置につきましては、周辺自治体の状況を収集するなど引き続き研究を行っていきたいと考えております。

本村の組織では、防災関係で独立した課を設置するのは、現在、難しい状況でございますが、防災危機管理の強化のための職員の養成及び配置は大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） そうですね、本当に近年のこの異常気象ですとか、そういうものに対応するべく体制を整えていかなくてはいけないという時期になっているかと思われます。

また、最初に村長からお話がございましたとおりに、この間、中学校のバレーボール部が長崎県で全国大会に出場されました。本当に村としてもうれしい限りでございます。このように遠方に村長が村を空けた際に、万が一、災害が発生したときの対応というものはどのようにになっているのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 波多野議員さんのほうからお話がございました、村長、こちらは災害対策本部長になりますが、公務出張中などにより不在だったときに、万が一災害が発生した場合の

村の対応についてということでございます。

榛東村地域防災計画における防災組織計画といたしまして、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、村は災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関、指定公共機関等との緊密な連携及び協力の下に災害応急対応を実施することとなります。

災害対策本部は、村長が村内に気象警報または特別警報が発令され、相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合などに設置するものでございます。榛東村災害対策本部の編成及び組織は、榛東村災害対策本部条例及び地域防災計画の定めるところによります。通常の公務出張中であれば、村長への電話などの災害の状況などの連絡を取りまして、災害対策本部の設置の判断を仰ぐことになります。しかしながら、電話などがつながらず連絡が取れないときなど事故あるときは、榛東村災害対策本部条例第2条第2項の規定に基づき、副本部長がその職務を代理することとなっております。なお、副本部長は副村長、教育長となってございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 万全な体制を整えているというところで安心いたしました。

確かに村長の代行として指揮を任せられる、今回、私が申し上げました防災、危機管理官の設置は早急にでも検討していただきたいと思っております。

また、防災危機管理官の仕事といたしまして、1つSNSでの情報発信はもちろんのこと、対応も含まれていると言われております。予期せぬ事態や重大な危機的状況が発生した場合に被害を最小限に抑えるための対策を講じます。昨今、SNSによる人権侵害、犯罪被害も増えている状況下、必要とされる役職だと思います。

先ほど来、お話をありましたその費用も、地域防災マネジャーについて、また防災課にもついてですが、国ほうの補助金制度が適用されるという話も伺っております。重ねてご検討いただきたいと思っております。

次に、しんタク事業、正式名称は榛東村タクシー利用料金助成事業の実施状況と今後についてでございます。

8月21日に、全員協議会にて、9月から再スタートするしんタク事業、皆様のしんとう広報でお分かりの事業でございますが、その説明がございました。その中で、翌日に配られた広報しんとうに決定されたものが掲載されていたのは、議員の説明の前に印刷されていたこと、事の流れの順序にいささかの疑問が生じますが、まずは7月までの実施状況と利用実績はどうであったかという質問ですが、全員協議会で説明を受けましたが、大変村民の関心事でもあることなので改めて伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） しんタクの7月までの実施状況と利用実績につきまして、過日、議員全員協議会において説明させていただきましたが、答弁させていただきたいと思います。

これから申し上げる数値につきましては、令和7年2月から7月までの当初予定していた6か月間の実施状況と利用実績の情報提供となります。

申請者は159人で、申請者のうち70歳以上は74人でございました。また、最も申請者が多かった地区は第20区でございます。そのうち先ほどの申請者の中で実質利用者数は58人でございました。実利用者のうち70歳以上は26人でございます。また、101の方は申請された後、一度も利用されていない状況でございました。そのうちの69歳以下は53人、70歳以上は48人となってございます。

さらに、延べ利用者数につきましては296人でございました。村内移動者は延べ254人、村内外への移動は延べ42人でございます。一日当たりの平均利用者数は1.7人でございました。なお、延べ利用者のうち70歳以上は179人でございます。最も延べ利用者数が多かった地区は9区の35人と18区の51人でございました。また、利用1回当たりの乗車人数は1人が236件ございまして、2人以上が60件でございます。

助成額、こちらにつきましては、実請求額と利用者負担の差額になりますが、助成額につきましては33万9,600円でございました。

以上が榛東村タクシー利用料金助成事業の利用状況における実証実験の報告でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 詳しい説明ありがとうございます。

本来であれば、この半年である程度成果が望めたはずですが、そうではなかったということかなと思うんですけども、この予算額633万円は、予算は妥当だったでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきまして、令和6年9月に開催されました第2回検討委員会におきまして、デマンドタクシーの試験運行を行う方針となりましたが、6か月間の試行運転を行う場合は2,400万円以上となることが見込まれておりますので、予算を大幅に超える費用が必要となることが判明いたしました。試験運行に2,400万円をかけたが利用者がいなかつたといったリスク等も考慮いたしまして、また、同時にデマンドタクシーのニーズを図る方法といたしまして、今回のタクシー運賃補助事業を行っております。

なお、今回の予算につきましては、タクシー運賃補助事業について想定事業費、こちらにつきましては村内の移動の平均運賃、そして村外移動、群馬総社駅と八木原駅の平均運賃、利用回数から導き出した金額を算出し、予算として計上したものでございます。ただし、先ほど申し上げたとおり、利

用想定回数よりも実際の利用者が予想以上に少なかつたのが現実でございます。

実績といたしまして、予算があまりかかっていないタクシー運賃補助事業では、過日、議員全員協議会でもご説明させていただきましたが、実施方法を変えるなどして、リアルに榛東村に合った方法や村民のニーズを探ることができます。そのため執行率としては低調ではございましたが、村民の公共交通対策等を検討するといった目的においては妥当なものだと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） そうですね、やってみて、いろいろな問題点だとか成果もあり、また課題も見つかったというところで、第二弾というものを出発されたんだと思っております。

また、私もタクシーを利用させていただきました。その中でドライバーさんに伺ったところ、あと1キロ村外まで延ばせればいろんな施設がございます。病院もございます。利用客が増えたのではないかと聞きました。利用エリアの範囲の拡大も視野に入れてもよかつたのではないかでしょうか。村内の経済効果も考慮しての事業ではありますが、そういった地域の状況をよく知っているタクシー会社と、そのようなところも、前回も今回も十分に協議したのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、先ほど申し上げましたが、今回の実証実験を実施するに当たりまして、本村では人生100年時代に向けた村民の誰もが活躍できるむらづくりの実現のために、本村公共交通対策等が必要と考え、榛東村公共交通等対策等検討委員会を設置し、昨年度から数回の検討委員会を開催させていただきました。

委員会に参画している一般社団法人群馬県タクシー協会と、70歳以上の高齢者世帯や障害をお持ちの方を対象にして実施しております福祉タクシー券でよく利用されるタクシー会社へ、しんタクの実証実験について詳細に協議を重ねておりまして、その内容についてはおおむね十分であったかと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 全員協議会でもお話しさせていただいたんですけども、利用できる場所はジョイポンパークとイオンを、今回、新しいのは拡大するということで地域を拡大していますので、それも委員会のほうにタクシー協会の方も入っていただいて、もちろん来てくださっているバスの会社の方にも入っていただいてご意見を伺いながら検討しているところでありますので、今回は地域は拡大するということでご理解いただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 確かに行き先というところで大きな商業施設に2拠点拡大したというところは私も伺っておりますが、住民の平素、生活していて助かる行きたい場所というものが、やはり村内だけでなく村外の小さなところもあるというところなので、そういうところでタクシーのドライバーさんも私にお話しされたのかなと思っております。

いずれにしても、これから予算600万円が実り多いものとなりますように願います。

次に、犬及び猫の避妊または去勢手術費補助金事業について問います。

今年の4月から始まりましたが、事業の設置目的と、これまでの実績をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 犬及び猫の避妊または去勢手術費補助金事業は、犬及び猫の繁殖のうち飼育者の望まないものを抑制することにより、野犬及び野良猫の発生及び防止することを目的とし、本年4月からスタートしました。野犬、野良猫の繁殖を抑制することにより、ふん尿、臭気防止など、村内の環境美化を推進することができます。

これまでの補助金交付実績として、8月末日現在、犬の去勢が3件、犬の避妊が2件、猫の去勢が7件、猫の避妊が13件の計25件となっています。交付実績額は10万5,000円となっています。今後とも村広報紙やホームページなどを用いて、本事業の目的や内容等の周知を続け、愛護動物に対して飼育者が責任を持って飼育できるよう、広報や紹介をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） この事業が順調に滑り出しているというところは、ニーズがあったのだろうなというところでございます。

また、聞くところによると、榛東村は税金の滞納者については補助事業の対象外とされておりますが、その理由と妥当性についての考えを問います。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 本事業では、補助対象者を交付要綱におきまして定めております。補助金の交付を受けることができる者は、以下に掲げる要件を満たす者としています。まず、住民基本台帳法の規定により榛東村の住民基本台帳に登録されており、かつその者の属する世帯員全員に村税等の滞納がない者、該当の犬または猫を村内において飼育管理していること、販売を目的としていること、獣医師法第3条に規定する免許を有する者が開業する動物病院において、犬及び猫に避妊

または去勢手術を受けさせていること、犬の場合にあっては狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射の接種を済ませていること、以上の要件を満たしていない場合には、残念ながら補助金の不交付が決定されます。

妥当性につきましては、村から個人に対して補助金を交付する際には公平性が重要だと考えており、本事業では世帯員全員に村税等の滞納がないことで公平が確保されており、妥当と考えております。以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 厳しい要件の下で行われているものだということは十分認識いたしました。

次に、経済的困窮者への柔軟な対応はなされているか問います。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 先ほど申し上げました要綱に基づきまして、この事業は実施しております。

また今回、ご質問が経済的困窮者への柔軟な対応とありますし、先ほど答弁のところで税の滞納というご発言がございましたので、その者の属する世帯員全員に村税等の滞納がない者に関して答弁をさせていただきます。

一般的に地方自治体が独自に補助金を交付する場合の条件として、住民基本台帳への登録、税金等の滞納がないことなど、要件がつくことが考えられます。これは税金等を財源として運営している地方自治体が、税金を払わない方に税金を使って支援することへの公平性が問われるものです。柔軟な対応方法にも限界はあるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 状況はどうであれ、目的として望まない繁殖の防止、近隣トラブルの軽減のためでもある補助金制度でございます。そのあたりを理解してもらいたい部分と、そして、どんな方でもペットと触れ合うことによって幸せホルモンが分泌され、気分が安定し、ストレスが軽減され、またペットは純粋な気持ちで接してくれるため孤独感や寂しさが和らぎ心の支えとなります。この補助金制度は全額補助でもございません。優しい村であってほしいと願います。

今後、制度の改善や見直しの可能性とすればどうかというところをお聞きしてもよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 本村の制度といたしましては、同一年度内に1世帯1頭までの条件がございます。そのため今後は一度に1世帯で複数頭とかの補助金交付も研究をしてまいる所存でございます。

あわせて、他市町の制度や動向にも注視し、制度の改善、研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 詳しくありがとうございます。村の姿勢がよく分かりました。

この制度を使って、動物にも優しく、人にも優しく、自分にも優しい、そんな社会になってほしいと願います。

最後の質問になります。

猛暑に対応した教育施設の空調設備について問います。

本来であれば、この質問は昨年の予算編成に入る前にすべきだったのですが、今夏も危険な暑さ、これからも続くであろう異常気象に備えて、昨年、空調が壊れ、10日ぐらい扇風機でしのいだという北小学校の空調設備についての質問とさせていただきます。

まずは、北小学校の空調設備は、いつ頃、整備されたものでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 北小学校ということですのでお答えをさせていただきたいと思います。

北小学校、昭和56年度に校舎が新築されたわけですが、そのときに空調設備が導入はされております。その後、平成12年度の校舎改修工事で全館空調が整っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 昨今の暑い夏というところで、ニュース等でもありますが、この古い設備、平成12年というと何年たったのかな、計算もちょっと分からないんですけども、この古い施設は、この猛暑を想定して設計されていないと聞いております。学校での快適な環境を整備するのは行政としてしかるべきだと思います。現状と、またその機能維持の検証はできているのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議員のおっしゃるように、最後の整備がされてから20年超経過し

ておりますので、昨年度不具合が生じまして、その修繕に要する期間、空調が使えなくて、子どもたちが体育館等で涼を取りながら授業を進めたということがあったことは、こちらも承知をしております。

特に、今現在、暑いのが3階の教室というふうに聞いておりますけれども、空調を効かせても30度を超えるような状況があるというような報告が昨年度ございましたので、今年度の予算で遮光カーテンを設置いたしまして、また扇風機等で空気を攪拌しながら空調を効かせている対応を取って、室内温度が28度程度になるように工夫をしているような状況がございます。老朽化が進んでいることは、こちらも承知はしております。現時点では不具合が確認できたころで、都度修繕というような対応を取っている状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 確かに空調設備の老朽化や不具合があれば、交換や修繕が必要になってくると思います。温暖化が進む可能性があると言われております。室内でも熱中症にかかる報告もされております。命に係わる問題でございます。そういった場合、そういったものを交換、修繕する場合には、財源として教育施設整備基金を使うのでしょうかというところと、また故障した際、その対応をどういうふうにするのかを問います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 近年の猛暑を踏まえまして、児童・生徒が安心して学習できる環境を確保するために、学校施設における空調設備の適切な維持管理は重要であると認識をしております。

現在設置している空調機器につきましては保守点検を実施し、日常的な故障不具合の早期発見に努めております。計画的に維持管理を行っております。

財源のお話がございましたけれども、軽微な修繕については速やかに対応いたします。修繕での対応が困難な場合には、更新、入替えを計画的に進めていくわけですけれども、その際の財源といったまでは、財政状況、国・県の補助制度等も活用しながら、効率的かつ持続的な空調環境の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。地方債や国・県の補助制度の活用も視野に入れつつ、財政健全性との両立を図りながら、計画的に確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

また、しんとうアリーナの照明、水銀灯は、水銀によるもの、その交換の時期も迫っておると思います。そういった中で財源の確保を必ずきちんとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位3番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を午後2時5分といたします。

午後1時5分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位4番新井佐智子議員の一般質問を許可いたします。

1番新井佐智子議員。

[1番 新井佐智子君登壇]

○1番（新井佐智子君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番新井佐智子です。

本日、初めて一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず最初に、令和8年度の重点施策についてということで、第7次総合計画策定のこれまでの経過と今後の予定についてお聞きしたいと思います。

現在、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする第6次総合計画が最終年度を迎えております。第6次総合計画では、将来像として、「子どもに夢をみんなに福祉と安心を」が掲げられています。乳幼児からお年寄りまで、生涯にわたって安心できる健康、医療、福祉を享受でき、子どもが夢を抱き、その夢に向かって歩むことができる環境を全村一体となってつくり出していくことを目指して、この10年間、村政の運営が行われてきたことだと思います。この第6次総合計画の達成状況や反省点などを踏まえて、本年度、新たな総合計画を策定される予定かと思いますが、まず計画年次は何年間となっているか教えていただきたいと思います。この後、順次、自席において質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど新井議員のほうからお話をございました第7次総合計画の策定期間ということで、初めに回答のほうをさせていただきたいと思います。

総合計画は、地域の将来都市像や施策の大綱をはじめ、実施すべき施策や、実施のための体制等が示されており、大変重要な計画であると認識しており、最も上位に位置づけられる自治体地域計画でございます。

第7次榛東村総合計画の基本構想は10年、基本計画は5年として策定しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時8分休憩

---

午後2時8分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 今、お答えいただきまして、まず基本構想のほうが10年、基本計画が5年ずつということでお答えいただきました。ありがとうございます。

それでは、現在までの総合計画の進捗状況について教えていただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 今現在、これまでの経過というところでございます。

第7次榛東村総合計画の策定における進捗状況につきましては、第6次榛東村総合計画の評価や人口推計等を行うための基礎調査を行っております。また、住民ワークショップなどを行いまして、村民の皆様からご意見等をいただいたところでございます。

今後、住民を対象としたアンケートを実施する予定でございます。

また、8月1日に第1回の総合計画審議会を開催し、9月30日に第2回の審議会が予定されており、基本構想等のご審議をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 今作業が進んでいるということで、住民の方にも参加をしていただいて検討されているということでお聞きいたしました。10年間の見越した計画ですので、ぜひ村民の方のご意見をよく聞いていただいて内容に取り入れていただければと思います。

続きまして、榛東村議会基本条例第7条において総合計画基本構想が議決案件となっていますが、議会に上程するのは何月の定例会を予定されていますか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 今後の計画予定というところでございます。

今後につきましては、総合計画審議会及び府内の総合計画策定委員会により内容を審議の上、また、国の政策動向も見ながら策定を進めておるというところでございます。基本構想部分につきましては、議会の議決案件となっていることから、12月の定例会での上程を念頭に提出を念頭に策定を進めさせ

ていただいております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 12月の定例会ということでお答えをいただきました。ぜひよく基本構想を練っていただいて提示していただき、こちらでも検討させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、第7次総合計画の策定に当たり、何年先までの財政推計を行ったか、または行う予定か、また公表をする予定はあるかということでお聞きいたします。

村民の皆様がこれからも安心して住み続けられるむらづくりを推進するためには、後世に残す負債を最小限にとどめて財政の健全化を図ることが不可欠であると考えます。人件費の上昇や新しく建設された公民館、給食センターの運営にかかるランニングコスト、給食費、保育料の無償化等による影響を考えますと、本村の財政運営は今後大変厳しい状況となることが心配されます。また、人口減少による村税などの収入の減少や物価高騰、気候変動、自然災害などの影響による支出の増加も想定されます。村の今後の財政状況を見通した上で、これから実施しようとしている施策が村にとって本当に必要であるかを見極め、事業を計画する必要があります。限られた予算の中で身の丈に合った持続可能な政策を展開していくことが重要であると考えております。

そこで質問ですが、先ほど総合計画の年次が10年とお聞きしましたが、向こう10年の財政推計も行っているかお聞きいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 総合計画につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたが、基本構想が10年、基本計画は5年として策定しております。策定に当たりましては、財政状況等を考慮するものの、その中で具体的な財政推計、財政計画を示すものではありません。具体的な事業を実施する実施計画、こちらは事業計画とリンクいたしまして中期的な財政推計が必要であると考えております。なお、既存の第6次榛東村総合計画においても財政推計は行われておりません。

財政推計といった場合、一般的には3年から5年程度の中期を見通したもので、過去の決算データや人口推計、定員管理計画、公共施設等管理計画などを基に、税収などの歳入や人件費や扶助費といった歳出を数年にわたって推計し、将来的な財政の持続可能性や課題を明らかにするものであり、中期財政計画や長期財政計画のことであると認識しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 先ほどのお答えで、総合計画と財政推計はまた別ということでお話しいただいているかと思うんですが、ほかの市町村では、総合計画の策定時であるかないかにかかわらず財政推計をホームページなどで公表されております。本村でも村民が村の財政状況を把握できるように公表したほうがいいと思いますが、村の考えをお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら財政計画につきましては、社会情勢、社会経済情勢等の変動による財政事情の変化を勘案いたしますと、あまり長期的な予測というものが困難でございまして、計画自体の信頼性等が損なわれるため、通常3年から5年程度とするのが妥当とされております。5年から10年を長期財政計画、3年程度を中期財政計画とされております。

なお、県内の公式的な調査結果はございませんが、町村のホームページ等を調査したところ、県内23町村中、公表されているのが現在確認できたのは3町村でした。これは健全化判断比率等の指標のように財政計画の策定は法的義務ではないためと思われます。

本村においても従来行っておりませんでしたが、令和5年度から次年度への各課予算要求資料を基に、向こう3年間の歳入歳出額や基金残高等の財政推計を行っております。また、今後におきましては、財政推計を発展させ、まずは3年程度の中期財政計画を策定する予定でございます。

また、公表等につきましては、コンサル等業務委託ではなく職員が自前で作成いたしますので、根拠が明確な過去の決算データや、サマーレビューにおける各課の次年次概算要求額を基に算定する予定でございまして、出来上がった計画が実際の予算、決算とどれだけ乖離してしまったか、推計に用いた手法は正しかったかなど、検証を行った後に公表すべきであると考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

〔1番 新井佐智子君発言〕

○1番（新井佐智子君） 今のご回答で、中期の3年の計画ということで策定予定があるということでお聞きいたしました。確かに長過ぎるとやっぱり数値の内容もちょっとずれてきてしまうこともあるのかと思いますので、3年というところででも結構ですのでぜひ公表ということで、住民の方にも今の村の財政状況を知っていただくということは大切かと思いますのでご検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、令和8年度予算編成に当たり、特に力を入れて実施したいと考えている分野についてお聞きします。

新たな総合計画の初年度に当たる令和8年度の予算編成作業が既に始まっていることだと思います。この2年間子育て支援策が重点的に行われていて、今後も継続をされることと思いますが、それに加えて令和8年度において特に力を入れて実施したいと考えている分野は何でしょうか。具体的な事業

についてはまだ検討中だと思いますので、分野だけでも教えていただけたらと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど生方議員の一般質問でも回答をさせていただきました。一部重複となります、現時点では、各所属からのサマーレビューの精査を9月末に行うことから、大型事業等の計画についてお答えできるような状況にはありません。令和8年度予算編成方針等につきましては、これから実施予定について、現在サマーレビューで行って把握に努めるような状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 午前中の生方議員の一般質問のところで、令和8年度の予算編成方針は検討中とお話がありまして、村長から6つの予算原則を基に今後予算編成を行っていくということで答弁をいただいているが、それに加えてということでは、もうお答えは難しいことでしょうか。何か付け加えることとか、現時点で分かっているものがもしありましたら教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 令和8年度予算編成方針につきましては、先ほどちょっと述べさせていただいたようにまだ難しくお答えできるような状況ではございませんが、先ほど新井議員のほうからもお話をありました。生方議員のときに村長回答させていただいております令和7年度予算編成方針で示しました予算の6原則、1つ目ニーズベース、2つ目地域課題解決、3つ目経済効果、4つ目関係人口、5つ目維持可能性、6つ目財源確保を基本といたしまして、村民ニーズと財政規律を両立させたバランスの取れた予算編成ということでございます。令和8年度はまだ今のところ、これら編成方針のほうを示す予定でございます。

以上となります。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） ご回答ありがとうございます。

一般会計の令和6年度の歳出の決算額、すいません、令和4年度からの3年間の決算額を確認させていただきましたところ、令和4年度は約71億円、令和5年度は約86億円、令和6年度は約96億円となっており、令和6年度は過去最高となっております。歳入として入ってくる予算には限りがあります。これ以上歳出の増加が続くと、予算不足のために村が村債を発行、すなわち借金をしてお金を調達し、将来にわたって返済していく、その金額を増やさなければならなくなるおそれもあります。村

の未来を担う若い世代の方々や子供たちが将来多額の負債を背負うという状況に陥ることのないよう、10年先、20年先を見据えながら事業内容を精査し、予算編成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、村の歴史の記録についてということでお聞きします。

榛東村誌には昭和62年までの村の歴史が収録されていますが、昭和63年以降の続編を編さんする予定はということでお聞きします。

本村には、昭和62年までの村の歴史が収録された榛東村誌があります。関係者の方々の努力と熱意により、膨大な資料の調査収集を行った上で執筆が行われ、9年あまりの歳月をかけて刊行された約1,700ページに及ぶ貴重な資料となっています。

私も購入して読んでみたのですが、第1編の自然と人口から始まって、第2編の歴史、以下、産業経済、民政福祉、保健衛生、水道、交通通信、教育・人物、文化・文化財、宗教・民俗、災害と消防警察、戦争と郷土、特集と、取り上げられている分野は多岐にわたっていて、当時起きた出来事の詳細が記録されており、大変興味深い内容となっております。多くの先人の方々が本村の発展のために尽力をされ、今日までの村の礎を築かれたその足跡をかいま見ることができます。

この榛東村誌ですが、昭和63年、1988年以降の続編がまだ刊行されていないのです。今までの約37年の間に本村では数々の事業が行われてきました。1つの事業が成し遂げられたその裏には、多くの職員の皆様の大変な苦労と努力があります。また、村民や業者の方々の御協力も不可欠です。村の発展のために尽力された方々の功績を後世に残し、村でどのような事業が行われ、どんな手順や方法で実施してきたのかを記録し、後進の世代へ引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であると考えます。当時を知る方がご存命のうちに続編の編さんを行うべきであると考えますが、村の考え方をお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほど議員からも村誌について大変詳細な紹介をいただいたところで、答弁もかぶる部分がありますが、お答えをさせていただきたいと思います。

議員が先ほどおっしゃったように、榛東村誌につきましては、昭和53年の8月に村史編さん準備委員会が発足し、たくさんの常任委員、それから事務局員、編さん室員、資料提供者の尽力、協力によりまして、議員もおっしゃったように約9年間という歳月をかけて編さん作業が行われ、昭和63年6月に発行をされております。

榛東村誌は、先ほど議員がおっしゃったように全体を11編で構成されておりまして、村の自然をはじめ原始時代から現在までの歴史、村の様々な産業の移り変わり、村の文化・文化財、戦争の記録といったものまで記載をされており、大変な貴重な資料であると感じており、私も事あるごとに活用させていただいているところです。ただし、現状では、議員がおっしゃるような榛東村誌の続編を編さ

んする予定、計画はございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 今答弁いただきました。村誌の編さんは今のところ予定はないということでお答えをいただきましたが、執行の皆様も今まで勤務をされてきた中で、これは後世に残していくたい事業だと考えるような内容のものがあるのではないかと思います。村誌の編さんには多くの方々のご協力が必要で人件費等もかかることであると思いますので、大変な作業ではあるのですが、村にとって大変大切なことだと思いますので、今後も作成について検討を重ねていっていただきたいと思います。

続きまして、村ホームページに昭和63年までの榛東村広報縮刷版が掲載されていますが、平成元年以降分の掲載予定はということでお聞きいたします。

村のホームページに村の歴代の広報がまとめられた榛東村広報縮刷版が掲載されています。昭和32年から52年までを第1巻、昭和53年から58年までを第2巻、昭和59年から63年までを第3巻とし、村で起こった出来事や歴史の変遷を知ることができます。第1巻と第2巻については冊子にもなっており、公民館にて閲覧することができます。目を通してみると、社会情勢や行政の主要な事業に加えて村民の暮らしの様子などについても取り上げられ、大変面白く、また興味深く読ませていただきました。当時の村の様子や出来事を把握することができる貴重な資料となっています。紙ベースだけの保管だと紛失や劣化のおそれがあり、データも併せて残していくことが大切だと思います。

また、ホームページに掲載することで、村民をはじめ多くの皆様に読んでいただくことができ、榛東村への理解と郷土愛を深めるよい機会となるのではないかと思います。平成22年度、2010年度からは広報しんとうがデータで掲載されていますが、平成元年から平成21年度までの分はまだ掲載されていないので、縮刷版第4巻としてぜひ掲載していただきたいと思います。村の考えをお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 答弁させていただきます。

平成22年度以降の広報紙につきましては、電子データとして存在しているため、縮刷版としての製作は行わず、榛東村ホームページ上に毎年度ごとにまとめて公開をさせていただいております。なお、先ほどご質問ありました、平成元年から平成21年度までの広報紙につきましては、電子データが存在していないため、現在ホームページ上に公開はされておりません。

榛東村の広報紙の足跡を残しまして、村の歴史を村民の方に広く知っていただくという観点からも、今後保管しておりますバックナンバーの電子化、また、それだけに限らず公文書の電子化につきまし

ても、村の財政状況を踏まえて考えながら電子化を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 電子化を進めていただけるということで答弁をいただきました。作業としては大変な作業ではあるかと思うんですが、ぜひ掲載を進めていただきますようにお願いいたします。続きまして、村の医療の現状についてお聞きしたいと思います。

村の医師数は県内他市町村と比較して少ないほうだと思われますが、本村の医療の現状について村の考えはということでお聞きいたします。

インターネットの群馬テレビのサイトで、8月4日月曜日に開催された山本知事と町村長による意見交換会の動画を拝見いたしました。この意見交換会において、多くの町村で医師不足が大きな課題となっているとして医師の確保を求める声が上がったと報道されていました。渋川市北橘町にある群馬県立小児医療センターも移転が決まり、北毛地区の小児周産期医療機関がなくなってしまう状況となっています。

令和2年、2020年、医師・歯科医師・薬剤師統計の概況群馬県版によると、自治体の事業所に勤務する医師の数は、吉岡町が33人に対し榛東村は5人となっており、他市町村と比較しても少ない状況です。このような状況を踏まえて、本村の医療の現状について村はどのように考えているかお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議員から先ほどお話をありました、令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況につきまして、こちらのほうが榛東村では医師数は5人ということになってございます。11市、従事地での数値であるために、医療機関の少ない市町村では医師数も少なくなっています。一般診療所として住民が診療を受けられる村内の医療機関は2か所でございます。

地域医療体制につきましては、群馬県におきまして第9次群馬県保健医療計画を策定し、医師確保計画及び外来医療計画を含めて今後の保険医療の在り方を検討し、主に2次保健医療圏ごとに調整等を行っております。

この計画におきまして、一定の範囲内に医療機関が存在しない、または1人しか医師がいないことによりまして、容易に医療機関を利用することができないへき地は県内に12市町村ありますが、榛東村を含む渋川保健医療圏にはありません。また、渋川保健医療圏の現状といたしまして、前橋・高崎・安中保健医療圏へ流出する外来患者が多いことが分かっております。

群馬県では、本県独自の考え方といたしまして、疾病や事業によっては、医療資源の状況などから2次保健医療圏より広域的かつ柔軟に対応します2.5次保健医療圏を設けております。限られた医療

資源を有効に活用するため、複数の2次保健医療圏の関係機関が連携して、広域的かつ柔軟に医療需要に対応することとされております。

村では、渋川地区医師会や渋川市、吉岡町と連携いたしまして、保健医療体制の整備、予防接種や各種検診等の事業について取り組んでまいっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 今の答弁のほうで、榛東村で医師は5人ですけれども、医療機関のほうは2か所ということでお話がありまして、渋川地区ですね、渋川市や吉岡町と連携しながらということでやっていらっしゃるということでお聞きいたしました。

続きまして、本村の園医、学校医に占める村内の医師の比率ということでお聞きしたいと思います。幼稚園、小中学校では、園医、学校医が就学時や年の初めにおいて子どもたちの健康診断を行ったり、子どもの体や心の健康に関する相談に応じたり、幼稚園、学校の環境が衛生的に保たれるよう指導や助言を行ったりなど、地域の子どもたちの健康を守るために重要な役割を担っております。本村には内科の医療機関が2か所ありますが、小児科、眼科、耳鼻科等の医療機関はありません。よって、園医、学校医は、近隣の市や町に勤務する医師に依頼することが多い状況であると考えられます。本村の園医、学校医に占める村内の医師の比率について教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校医及び園医の選任につきましては、地域の医療体制の実情を踏まえ、榛東村を含む渋川北群馬郡の学校については、渋川地区医師会、渋川地区歯科医師会からの推薦を受ける形で選定をしておりまして、地域医療にご理解のある医師の皆様のご協力により体制を維持しております。

先ほど議員のほうからもございましたとおり、現状では本村内には医療機関として内科が2医療施設、それから歯科が開設されておりまして、これらの分野については村内の医師にご協力をいただいている状況がございます。しかしながら、その他の診療科、眼科、耳鼻咽喉科などにつきましては、村内に常設の医療機関が存在しないため、村外のお医者様にご協力を仰いでいるのが実情でございます。

比率ということでお話をいただいておりますけれども、現在、小学校が2校、中学校が1校、そして村立の幼稚園が1園ということで4校園ございますけれども、内科につきましては全て4校園とも村内のお医者様にお世話になっている状況でございます。歯科につきましては、榛東中のみ村内の医師、それ以外の北小、南小、幼稚園については、村外の歯科医師の方にお世話になっております。眼科、耳鼻科については、全て村外の医師のお世話になっているような状況でございます。

こうした現状から、学校医及び園医における村内医師と村外医師の比率については、結果として村外医師の割合が高くなっていますけれども、これは医療提供体制の地域的な制約によるものでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時38分休憩

---

午後2時38分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 今内科と、あと歯科について、内科のほうは村内の医師で依頼できているということで、歯科のほうが中学校のみで、あとは村外の方にお願いしているということでお話をいただきました。渋川広域の渋川地区医師会、歯科医師会にご協力いただいて、渋川市や吉岡町の医師の方にご協力いただいているという状況かと思われます。

続きまして、村の医療機関を確保するために村としてできる取組ということでお聞きしたいと思います。

今までの質問でお答えいただきましたように、現在本村の医療機関は少なく、近隣の市や町の医療機関へ通院せざるを得ない状況であると考えられます。車に乗れる方は容易に通院が可能であっても、車に乗れない方や高齢者の方々にとっては、近くに医療機関があると便利だと思います。もしタクシーで通うことになっても、距離が近ければ金額も安くなります。村の現状や村民の様子を理解して診察してくださる医療機関が村内に増えれば、村民も安心して相談することができると思います。村の医療機関を確保するために村としてできる取組がありましたら教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 保健医療ニーズに対応するために、群馬県内10の2次保健医療圏を設定いたしまして、各医療圏で効果的な対策の推進を図ることを目的としまして地域保健医療対策協議会が設置されております。この協議会は保健医療関係団体や市町村の代表者等で構成されまして、地域医療構想の推進に向けた具体的な協議を諮る、進めることとされております。村といたしましては、医療提供体制の整備につきまして、この県の取組に協力していきたいと考えております。

以上です。

○1番（新井佐智子君） ご回答ありがとうございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時40分休憩

---

午後2時40分再開

○議長（善養寺 孝君） 再開いたします。

1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） ご回答ありがとうございます。

地域保健医療対策協議会のほうで検討していくってくださっているということでお聞きさせていただきました。昨日も渋川市長選がありまして、渋川市も体制が今後一新されることとなるかと思いますので、渋川市、吉岡町とこれまで以上に連携を取っていただいて、村民が安心して暮らせる医療体制を構築していただきますようによろしくお願ひいたします。

続きまして、医療的ケア児及びその家族への支援についてお聞きさせていただきます。

医療的ケア児の支援に関する村の取組はということで、医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として新生児特定集中治療室などに長期入院した後、退院してからも引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。全国の在宅の医療的ケア児は、推計で約2万人を超えると推定されています。

令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。この法律は、医療的ケア児や家族が住んでいる場所にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念とした画期的な法律です。特に国や自治体による支援をこれまでの努力義務から責務として明記し、必要な対応を求めています。現在、本村において医療的ケアが必要な子どもに対してどのような支援制度があるかお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問の村での取組でございますが、村では、医療的ケア児通所施設等訪問看護サービス事業及び要医療重症心身障害児等訪問看護支援事業を行っております。医療的ケア児通所施設等訪問看護サービス事業は、看護師配置のない通所施設、保育園、学校等に対しまして、医療的ケアの支援を行うことによりまして介護者の負担軽減を目的とした事業です。要医療重症心身障害児等訪問看護支援事業は、在宅で経管栄養、吸引、吸入その他の医療的看護の必要な重症心身障害児等を介護する家族の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、長時間の訪問看護を実施する事業となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 訪問看護支援事業の内容についてお聞きいたしました。

続きまして、園と小中学校における医療的ケア児の受け入れ体制はということでお聞きします。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、保育所、認定こども園や幼稚園、小中学校等の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると定められています。本村の認定こども園や保育園、幼稚園、小中学校において医療的ケア児の受け入れ体制はどうなっているかお聞きします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 村内認定こども園、保育園では、医療的ケア児とともに支援を必要とするお子さんの受け入れを行っております。受け入れに際しては、保育担当が保護者と面談を行い、希望施設へ利用調整を行います。その後施設と保護者及び児童で面談を行い、入所判定を行っている状態でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 続きまして、幼稚園、小学校における医療的ケアの受け入れ体制について私のほうからお話をさせていただきます。

医療的ケアとは、たんの吸引等特定の医療行為のことであり、本村では全ての子どもたちが等しく教育を受けることができるよう、平成25年に榛東村立小中学校医療的ケア事業実施要領を、平成29年に榛東村立幼稚園医療的ケア事業実施要領を策定し、医療的ケアを必要とする園児及び児童生徒の受け入れ体制を整備しております。

現在、村立の幼稚園及び村立の小中学校には、医療的ケアを必要とする幼児、児童生徒の在籍はありませんけれども、過去に2名のお子さんの受け入れを行ってございます。当該児童については、主治医の指示書に基づきまして、保護者、医療機関、園、学校が連携して支援体制を構築するとともに、看護師免許を有する者を配置して医療的ケアと日常生活の補助を行うことで、安定した生活の中で学習できるように取り組んでまいりました。医療的ケア児の就学先につきましては、本人、保護者のご意向、障害の状態、ケアの内容等十分に審査した上で総合的に判断して決定していくことになります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 保育園、こども園、また幼稚園、小中学校の受け入れの状況についてお答えをいただきました。

小中学校、園については、実施要領も策定されているということで、もし保護者の方から希望があったときには受入れ体制も検討していただけるということで安心いたしました。

続きまして、医療的ケア児を育てる家族の情報交換の場はということでお聞きさせていただきます。

医療的ケア児を育てているご家族の方は、長期にわたる看護や療養などで多くの不安や悩みを抱えられています。こうした不安や悩み事を少しでも軽減できるように、同じ境遇にある家族同士が情報交換や交流を通じて気分転換等を図ったり、悩みを相談できるような場所が必要であると考えております。医療的ケア児を育てるご家族が交流し、悩みを相談できるような環境が整えられているかお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご家族から相談があった場合につきましては、同じ悩みや課題を持っているご家族同士が交流、相談し、情報交換ができる機会を提供しております群馬県医療的ケア児等支援センターの情報を提供しております。また、家族と関係機関の情報交換といまでは、担当の相談員や関係機関を中心に情報交換の場が設けられまして、家族と関係機関の担当者が集まり、支援内容や日々の様子など、必要に応じて随時開催し、情報を共有しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

〔1番 新井佐智子君発言〕

○1番（新井佐智子君） 県の支援センターや、あとは、担当や相談員の方もいらっしゃって相談を受け入れていただける体制があるということによかったと思います。保護者の方は、特に本当に悩んでいらっしゃる方も結構いらっしゃいますので、ぜひ力になっていただけるような体制があるといいかと思いますので、これからも整備のほうをよろしくお願ひいたします。

続きまして、医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施する考えはということでお聞きいたします。

医療的ケアを要するお子さんを出産された場合、特に母親の負担は大きく、出産前までは働けていても職場復帰をすることができず、介護のため退職せざるを得ない状況となることが多いと聞いております。夫婦ともに働くことが一般的になった今、仕事をしたいのに働くことができない状況は家計にも影響を及ぼし、生活が困窮してしまうことにもつながりかねません。

そこで、医療的ケア児在宅レスパイト事業について提案をしたいと思います。

レスパイトとは、介護や育児など誰かのお世話をしている人が一時的に休息を取ることを指す言葉で、一時休止、息抜き、休息といった意味があります。医療的ケア児在宅レスパイト事業は、在宅で医療的ケアを要するお子様を介護されている保護者等の就労支援や一時休養を図るために、市町村が契約した訪問看護事業者の看護師が自宅または学校等に出向いて家族に代わってケアを行う事業です。村においてこの事業を導入する考えがあるかお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 村では医療的ケア児在宅レスパイト事業は行っておりません。また、群馬県内では現在実施している市町村はないと認識しております。

村では、対応できる事業といたしまして要医療重症心身障害児等訪問看護支援事業を行っております。対象者は、榛東村に住所を有する者で児童相談所において重症心身障害と判定されたもの、または3歳未満で状態像が重症心身障害と同等の障害児、医師が訪問看護を必要と認めるものでございます。

実施方法及び実施回数につきましては、1日4時間以上、当該年度におきましては6回を限度としております。医療的ケア児在宅レスパイト事業につきましては、近隣の市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 1番。

[1番 新井佐智子君発言]

○1番（新井佐智子君） 今ご回答いただきました。利用できる回数が6回ということでちょっと回数のほうが少なめということなので、今後予算の関係もあることなのでちょっと困難ということもあるかと思うんですが、ご検討のほうを進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

今回、医療的ケア児及びその家族への支援についてということで重点的に取り上げさせていただいたのですが、村内には障害のある方や介護を必要とされている方が多くいらっしゃいます。こういった方々への温かい支援をこれからも継続して行っていただきますようお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位4番新井佐智子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を午後3時5分といたします。

午後2時5分休憩

---

午後3時5分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位5番柳岡利精議員の一般質問を許可いたします。

3番柳岡利精君。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） 会場の皆様、こんにちは。傍聴の皆様、暑い中ご苦労さまです。

3番柳岡利精です。

まず初めは、今後の財源確保についてです。

これから榛東村を自立した持続可能な村として安定的に運営をするためには、やはり何といつても自主財源の確保に向けたさらなる取組が必要と考えます。既に財源については、諸先輩含め、同僚の議員が質問しておりますので、ちょっと角度を変えた形で質問を続けさせていただきます。

群馬県統計課が公表しているオープンデータに、平成29年度の市町村民経済計算結果があります。ここには市町村民がどのような所得を得ているかの内訳があります。榛東村は、雇用報酬の比率が県内で最も高い71.6%になります。企業所得については、県内で反したように最も低い22.2%という特徴が見られます。すなわち村外で稼ぐ労働所得の依存度が高いということになります。そして、村内の企業の収益の基盤は相対的に弱い構造と言わざるを得ません。これは約10年前のデータですが、このデータからも、この時期からもうベッドタウン化が進んできていると言わざるを得ません。

榛東村の人口の年齢構成を踏まえてみると、ボリュームゾーンである働き世代の高齢化は、近い将来、確実に榛東村の所得と村の税収に大きく影響し、榛東村はますます厳しい状態に陥ることが想定されます。

そこでお伺いします。

榛東村の持続的な発展と雇用創出のためには、中期的な戦略として、既存企業へ生産性向上やデジタル化、販路拡大などにつながる投資支援及び新規起業の促進の強化が必要と考えますが、今までの取組や今後の課題について執行部のほうはどうお考えでしょうか、お答えください。

以降、自席に戻り、順次質問させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 既存企業への投資支援についてお答えいたします。

現状、村単独での支援は実施しておりませんが、県と連携し、新商品、新製品の開発支援を目的としたぐんま技術革新チャレンジ補助金により支援等を実施しております。補助限度額80万円に対して県と村が2分の1ずつを拠出し、令和3年度以降で2件補助金を交付しております。

続けてもいいですか。新規起業の促進についてお答えいたします。

村では平成28年に創業支援等事業計画を策定し、国からの認定を受けております。また、ぐんま創業スクールの募集案内を広報しんとうに掲載し、村内から5名が受講し、新規起業の機運醸成を図りました。このほかに特定創業支援証明1件、群馬県企業支援金支援1件の創業者支援を実施しております。

今後の方針についてでございます。

まず、現在村は、商工会に対して商工振興事業費補助金739万5,000円を交付し、融資をはじめ創業等の相談支援事業を積極的に行ってもらっているんですね。その結果、創業者数の増加率が著しく伸びており、創業支援から商工会会員へつながっているんです。令和6年度における新規加入件数は20件で、全国的に商工会員が減少している中、この増加件数は県下トップクラスとの成果となってお

ります。近隣市町村のもちろん事例等調査研究を行い、今後も商工会との連絡、協調を図り、本村に適した政策へと反映、展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

続いて、今お話があった新規事業でなく、どちらかというと既存企業への投資という形で進めて、施策として進めていらっしゃる、榛東村の産業を維持的に発展させるための施策として今実施されている小口融資という制度がございます。こちらの制度について私も調べてみましたが、群馬県信用保証協会の6月分の開示データによると、現在榛東村ではこの小口融資制度を利用している企業は全くありません。ゼロ件です。

近隣市町村の利用件数、これは保証債務残件数という形で数字ですが、渋川市は52件、前橋市は1,731件、高崎市では2,067件、吉岡町では24件です。保証協会の出資金とも言える出捐金、これは村で780万円出資している形になっておりますが、この出資金に対する融資残高、これが渋川市は8倍貸し付けています、残高で。前橋市は15倍、高崎市は22.5倍、吉岡町においては36倍という結果が出ております。

そこでお伺いします。

榛東村における小口融資制度の活用の状況ですね、これと、今後の取組はどのようなことをお考えでしょうか。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 村内における現状について、今柳岡議員が説明したとおり、令和元年度の申請を最後に新規申請はございません。その要因としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、国や県が緊急経済対策として実施した実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資を活用する方が増え、本制度への需要が大きく落ち込んだということです。

アフターコロナの昨今においては、政府系金融機関である日本政策金融公庫が実施する別の制度融資、小規模事業者経営改善資金が無担保・無保証であり、本制度よりも借入上限金額が多く、借入返済期間をより長く設定できる等、現状においては事業者の借入条件が有利になる場合が多いんです。

このような状況を考慮し、事業者が現在小口融資制度を利用するか、または経営改善資金を利用するかということで国の制度融資を活用していただいているのが榛東村の現状でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございました。

いろいろな制度を使って企業を支援していただいているという姿、すごく理解させていただきました。

ただ、やはり榛東村として、身近な立場としてこの小口融資制度をしっかりと後押しするというのも一つなのかなと、これは先ほどデータとしてお話ししました数字からも他市町村については実施されておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、やはり企業は前に進み、拡大し、安定化するための第一歩の魅力のあるこの融資制度、これは先ほどお話ししましたように身近な市町村の制度の管轄でしっかりとやっていく必要があると思いますので、例えば、ほかの制度と同様に金利負担を数年間実質ゼロにするですか、審査の条件をしっかりと利用者側に沿った形での設定というものも考えていく必要があり、それによって商工会、金融機関が、私たち行政だけでなくいろいろな方がこの制度をしっかりと積極的に活用してもらえると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今後、近隣自治体の制度内容を調査研究し、今言われたアドバイスを基に本制度の在り方についてしっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ご検討ありがとうございます。

ぜひ小口融資という切り口ですが、この融資をしっかりと村がやっているということを企業の方たちが理解してどんどんと融資を受けていただきながら波及していくれば、もしかしたらほかの市町村からの企業からも、榛東村起業しやすいよね、企業としてやっていけるよねというふうに思ってもらえば、私はすごくいいと思いますし、こういうような内容を将来の未来の産業像としてしっかりと描きながら、第7次総合計画にしっかりとKPIを設定しながら実施していただきたいと思います。

続きまして、一方、村の財源で運営している事業は、創造の森をはじめ数々あります。これらの事業については村外からの利用者が多い施設でもあります。しかし、維持管理や改修、増設など、これらの施設は村にとっても利用料だけでは賄い切れない状況は皆さん周知のとおりだと思います。

これらの施設は、村にとっても継続していかなければならない重要な事業です。単なる現状維持だけではなく、施設全体が行く行くは陳腐化していくおそれがあります。

そこでお伺いします。

村外の利用者が多い創造の森、ふるさと公園、サッカーグラウンド、アリーナ等々、改修工事等々に充てる財源として、村の外から村外の利用者も、しっかりと寄附で賄えるようなクラウドファンデ

イングとかの活用というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 現状でございます。

創造の森キャンプ場及びしんとうふるさと公園の修繕・改修等については、一般財源を充てております。まず一般財源、今後の財源の確保について柳岡議員が質問してくれているんですが、もちろん村としてもいろいろな財源の中の一つとしてクラウドファンディングの活用も検討してきました。しかし、ふるさと公園については、小規模な改修補修などは一般財源により対応し、大規模な遊具改修等の財源については防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用することができるとなりましたので、こちらの交付金を活用し、事業を実施していく予定でございます。

また、創造の森キャンプ場については、事業費の多くが、創造の森敷地内の下草刈り業務だったりキャンプ場の管理業務に関する委託料であるため、クラウドファンディングには適さないと結論を出しております。クラウドファンディングの活用については、あらゆるものに対して活用できないか検討していくこうと思っておりますので、他市町村の事例を引き続き調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

今、クラウドファンディングという切り口でいくと、ガバメントクラウドファンディングであったり、ふるさと納税型クラウドファンディングなどもあり、多種多様になってきております。それらのクラウドファンディングは、まちおこしのイベントや教育環境の整備、スポーツ振興など、使う目的を明確にし、賛同していただける方に寄附を募って成功させている事例も数々あります。特にふるさと納税型クラウドファンディングは、従来のふるさと納税と同様に返礼品も設定できるのが特徴なので、参加する、寄附を募る方たちの参入もしやすいかと思います。

また、目標金額を設定されて、それに達成しないと使えないクラウドファンディングもあるんですが、これらのクラウドファンディングは達成しなくとも、そのまま事業の一部として使えることになりますので、ぜひご検討ください。

実は、5月の連休、6月の休みに、創造の森のキャンプ場のほうに足を運んで、利用した人とお話をする機会がございました。雑談交じりのことなんですが、クラウドファンディングに協力してくれないですかねと話をしたところ、一定数の割合で、参加してもいいよと、うちらも利用させてもらって、楽しませてもらっているんだからというお声もありますので、外部からの自主財源という形での活用もぜひお願いしたいと思います。

また、他の自治体では、これらのクラウドファンディングは、自治体の知名度のアップですとか、観光のアピールですとか、先ほどのイベントの告知ですとか、そういうところの切り口としても使われておりまますので、ぜひご検討を引き続きお願ひいたします。

続きまして、質問の中に出できましたふるさと納税について伺います。

現在、自主財源の一つである、結構大きいと私は思ってはいるんですが、そのふるさと納税は、先日の上毛新聞の記事にも記載されておりましたが、令和6年度、1億9,400万円、約そのくらいの金額が計上されております。

そこで伺います。このふるさと納税で得た財源の基本的な使い方の考え方や、村民や納税者が、寄附者がイメージしやすい具体的な使い道、結果をお示しいただければと思います。お願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） ふるさと納税で得た財源の基本的な使い方というところでございます。

ふるさと納税で得ました財源の基本的な使い方の考え方につきましては、ふるさと納税で得た財源については、榛東村の一般財源といたしまして、幅広い事業に活用させていただいております。なお、全国の自治体と比較しても、おおむね一般財源に活用している自治体が比較的多く見られ、全国的にも一般的な傾向であるようございます。

寄附を募る際、5つの分野別に寄附を募りまして、寄附者が本村に役立ててほしい分野について使い道を指定することができます。

本村のふるさと納税活用事業につきまして、ふるさと納税の令和6年度での寄附額、先ほど柳岡議員もおっしゃいました1億9,435万6,881円のうち、総務省、国のルールにのつった経費等を除いて、返礼品、また返礼品を送る際の送料、委託費等を除いた純利益といたしましては、およそ1億147万3,229円となってございます。令和6年度の寄附額で申し上げますと、寄附額の総額に対し純利益は52.21%、返礼品等にかかる経費が占める割合としては47.79%となってございます。

また、基本的な使い方ということでございます。令和6年度に寄附をいただいた金額の内訳で申し上げますと、1つ目が、自然環境の保全に関する事業、2番目が、村民の健康及び福祉の向上に関する事業、3番目が、産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業、4番目が、文化財や生涯学習、文化振興に関する事業、5つ目が、その他目的達成のために必要な事業となってございます。

ふるさと納税につきましては、全国多くの方々から、先ほどもおっしゃっているように多額のご寄附を頂いているところでございます。このふるさと納税等につきましては、毎年一般会計におきまして、榛東村のために広く活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

最後のほうにお示しいただいた各項目については、ホームページでも確認させていただいております。

ただ、その他の金額がやはりちょっとウエイトを大きく占めておりましたので、やはり各5項目に對してもちょっとざっくりなので、できれば村民ですか納付者の方に、もう少し具体的に分かるような事業の内容としてご説明いただけるとありがたいです。よろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど柳岡議員さんのほうからお話がございました。確かにホームページ上等では、その5つの項目について記載してございます。詳細な項目等につきましては、今現在ホームページ等で記載がなされてございませんが、一部代表的な事業といたしまして答弁させていただきたいと思います。

1つ目の自然環境に関する事業等につきましては、住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金などが考えられるかと思っております。環境問題の啓発事業など、そういう事業に充てられるものと考えております。

また、2つ目の村民の健康増進及び福祉の向上に関する事業、こちらにつきましては、そのまま村民の健康増進に寄与するような事業というところで、そういう充當をさせていただいております。

また、その他の目的達成のために必要な事業の金額が非常に大きいというお話がございました。実際のところ、その他目的達成のためということで、現在、工事等を着手しております。榛東村防災中枢機能施設給食センターに関する事業等、その他目的達成するために必要な事業と、一般会計に繰り入れて事業を実施しているような状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） 具体的なご提示、ありがとうございました。

そういうところでも使われているんだなという再認識をさせていただきました。ありがとうございます。行く行くのホームページへの詳細の公開等をちょっと待ち望む気持ちも湧いてきました。

ふるさと納税は、ふるさと納税を寄附していただいた方との返礼品だけの関係ではなく、榛東村自体に興味を持ってもらいながらリピーターになってもらう、関係人口としてつながってもらう、最終的には、移住してきてもらうところまで狙いたいところですが、榛東村へやはり納税してもらった使い道等々を明確に、透明化していただくことによって、信頼関係を築く一歩だと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

ちなみに、これだけ他の市町村と比較すれば、やはりふるさと納税が多い額です。この要因は何だというふうにお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時31分休憩

---

午後3時32分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） ふるさと納税が、こちら寄附額が増加している要因ということでございます。

村のほうといたしましても、昨年度から返礼品のほうのイメージアップ、そういったところで、村民以外、また、村民の方にも分かりやすいような写真提供の工夫をしたり、新たなポータルサイト等の立ち上げ等によりまして、皆さんに利用しやすいような形で、魅力ある本村の返礼品等もアピールできるような形で努めていた結果だと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

すみません、私もちょっと記憶が曖昧なんですが、6年度と5年度を比較すると、少し納税は減っているのではなかったかと思うんですが、そこら辺はご認識の、私も曖昧なところなので割愛しますが、実は私もお米を作っておりますし、ぜひふるさと納税の返礼品に組み込みたいというふうに思っている次第なんですが、これは村の特別な支援とか、推進する工夫というのは、何かございますでしょうか、お尋ねします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、先ほども申し上げさせていただきましたが、職員のほうでも新たな魅力ある榛東村の返礼品等をいろいろアピールするために、現在いろんなところにも出向いて、企業にも出向いて、話をさせていただいているといいますか、はい。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 柳岡議員、お米ということですね。

生産者の顔が、おいしそうに作っているというか、うまそなお米を作っている顔をしっかりと、

生産者が分かると、ふるさと納税に寄附してくれる方が増えると思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） 私の顔が適任かどうか、ちょっと分かりませんが、質問の内容は支援の内容というものですので、改めてお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 支援ということで、まず登録をするのが少し手続のほうが分からないと思いますので、ぜひ役場、今回は総務企画課のほうの窓口へお越しください。職員が丁寧にお答えします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） その節はよろしくお願ひいたします。

榛東村のさらなる安定、発展のため、安定した村民の暮らしの実現に向け、ぜひいろいろな自主財源の開拓にご尽力をお願いいたします。

続きまして、いろいろな形で村民に提供されている文書や書類の管理についての質問です。

村民に提供している文書に、問合せ先の明記が不十分な事例や古い資料が提供された事例があります。村の利便性と情報の正確性を確保するため、文書の作成や管理方法をどのように考えていらっしゃるでしょうか。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） ただいまの柳岡議員のご質問につきまして、文書のところで問合せの明記が不十分であった事例というのは、具体的に発送した村等の通知につきまして、入っていた封筒等、問合せ先の明記が不十分であった事例ということで回答させていただく、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） まだ話をしていない封筒とかも、ちょっと話が出たんですが、事前打合せをしたので、そのような形になっていますが、おっしゃるとおり、例えば、第6次榛東村総合計画の末尾には、発行元、管理責任部局、連絡先、ホームページ等が記載されておりますが、下期の総合計画の中には、末尾にそれらの記載が欠けておりました。傾向として、ほかの文書もそうなんですが、外

部発注した文書には、必ずと言っていいほど記載がございます。半面、内部で作成した文書と思われるものにはばらつきがあり、発注仕様の内容と、府内、役場のルールとの乖離があるのではないかというお話を村民から聞こえてきております。

また、情報公開の回覧板に載せる文書においても、例えば、学校給食における榛東産米の利用に関する意見調査という回覧の資料がございましたが、こちらについては、発行元、管理責任部局、連絡先、問合せ先ですね、あと、発行日付等が一切ございませんでした。タイトルに給食センターのお名前はありましたが、そのような形で文書等いろいろと見させていただくと、散見される傾向が多いです。

加えて、先ほど総務企画課長からお話をありました封筒についてですが、封筒には役場から送られてくるときには部局がしっかりと書く欄が用意された封筒になっておりますが、無記名で届くことが多々ありました。これは、ほかの村民からも聞いております。封筒を開けるまで、私、どきどきしたこともあります。

これらの状況について、一般企業であれば、文書管理の監査指摘事項として上がってくる事案でもあったりします。これらについて村としてのお考えをお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど柳岡議員のほうからお話をございました、村民に提供された資料の中に古い資料があった、そういうことでございますが、今後、そのことはないように、提供する資料のチェックを各課で徹底いたします。

また、先ほどお話がございました、村が発送した通知等に入れる封筒のところの問合せ先の明記が不十分であった事例があるというようなことがございます。今後、そのことがないよう、問合せ先の明記や記載内容のチェックを各課で徹底するよういたします。

そういった中で榛東村のほうでは、文書の収受、処理、保存、その他文書の取扱いにつきまして必要な事項を定めた文書管理規程を整備しております。こちらにつきましては、村長部局のほか、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、組織ごとに文書管理規程を整備しており、個別で定める事項を除きまして、榛東村文書管理規程による取扱いとなっております。その規程の第3条第1項に、「文書は、正確かつ迅速に取り扱うとともに、適切に管理し、事務が円滑かつ適正に行われるよう努めなければならない。」とあります。また、同条第2項に、「文書の保管、保管の期間保存等の管理は、文書が住民の利用に供されるように、適切に行われなければならない。」とあります。

そういった中で、村のほうでも、適正に提供する文書の正確性を確保するとともに、村民が提供された文書に問合せ先が明記されていないことにより、村民が不便を来さないように、文書の管理をより一層努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） せひとも取り組んでいただきたい内容になりますが、やはり条例も含めていろいろな取決めがありますが、私たちが申請をするときには必ずフォーマット、標準化されたものが提供されています。ですので、取り決められるところについては、標準化を進めていただきながら、各担当、個に作業を委ねるのではなく、庁舎均一した作業のレベルに上げていただけるように今後ともお願ひいたします。

続きまして、GIGAスクール端末の更新についてです。6月の定例会で質疑させていただいたGIGAスクール端末の継続質問にもなると思います。

榛東村のホームページで公開されている、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の利用促進等に関する計画の公表では、端末整備、更新計画、こちらには8月から使い始めると記載されており、6月の定例会では、学校教育課長から、9月の2学期から授業で使い始めるという計画をお聞きいたしました。

そこでお伺いします。

小中学校は、2学期が今日スタートいたしました。新しい児童生徒用のタブレット及び教師のパソコンの更新は予定どおり行われているでしょうか。未了であれば、理由と続く完了目標をお示しください。よろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、児童生徒用のタブレットについてでございますが、議員がお話のとおり、今年の第1回定例会で当初予算が成立いたしまして、5月26日に仮契約締結、6月13日に本契約締結、6月26日に納品というスケジュールで既に初期設定を含めた全ての作業を終了し、各学校に納品済みでございます。

この後、児童生徒への配布を予定しておりますけれども、夏休み中、新しいタブレットの配布ではなく、旧タブレットを持ち帰らせていたために、新しいタブレットの端末が2学期以降になったということで、若干のずれ込みはございますけれども、おおむね予定どおり進めているところでござります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございました。

少しの遅れはあるものの、順調に準備ができているというふうに感じ取りました。ありがとうございます

います。

私は、実は前にもお話ししたかと思うんですが、今度更新する新しいタブレットの授業を5年前から実施している小中学校に、県の臨時職員として1年間現場を見てきた者として、やはり前回の定例会を含め、結構タイトなスケジュールで大丈夫だろうかと、大変危惧しております。ですので、もし現場が足らないという状況に陥った場合、ぜひとも教育委員会のほうでも支援をしていただきたいと思います。そのためにも、具体的な支援体制、問合せ先ですとか、何か先生方が困ったときの支援体制ですか、もしくは、ハードのトラブルが起きたといったときの支援体制というのを整っているでしょうか、お聞きします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 現在も、申し上げましたとおり、納品が確実に済んでおりまして、初期設定の作業等も含めて、既存の保守会社にキッティング作業等、依頼がでております。

また、ＩＣＴ支援員等を配置しておりますので、今後の実際の運用上のトラブル等についてもケアしていただけだと、サポートしていただけるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ありがとうございました。

では、小中学校でそれぞれが授業を始めるという、その基準、どのような定義でタブレット授業が始まったという認識で教育委員会はいらっしゃるのでしょうか。1学期のタブレット授業、前の古いタブレットで行っていた授業と同等とまでは言いませんが、同じような授業ができるのはいつ頃という形で想定されていますでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 当然、更新作業が今進んでいるというふうにお話をしておりますので、新しいタブレットにつきましては、この後、子どもたちへの端末配布と併せて、保護者の皆様に必要な内容を周知して、基本的な使い方、あくまで貸与するものでございますので、そのあたりの保護者への同意の確認等々を行ってまいります。そこから順次活用ということになりますけれども、基本的には、機種は変わっているとはいえ、これまで1次構想のところから使っているもので、更新が進めば十分活用はできていくのかなというふうに考えております。ただ、保護者に対しての周知、併せて同意の確認はこの後実施する予定ですので、そこからが新端末の正式な運用開始というふうに認識をしております。

また、運用についてでございますけれども、8月中にグーグルの主要アプリの操作習得を目的とし

た研修を実施しております。各校でそれぞれのＩＣＴスキルに応じた研修を実施しておりますし、今後も実施予定ですので、運用に当たって、必要に応じて、都度研修計画も組んでいくということでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

実は、私も保護者の一人として、前回の6月の定例会が終わった後、7月中にいつ通知が来るのか、いつ通知が来るのかと、心待ちにしておりましたが、結局まだ手元にはございません。まして、先ほどお話ししていただいた先生方への研修についても、研修はやったけれども、お試しができる、ですから、授業を自分でシミュレーションしてみたいと思っても、先生方に対してIDの発行ですか、パスワードの発行というのが、実際8月末までにはできていなかったというふうにも思います。ぜひ確実に進めていただけるようにお願いいたします。

そして、最後に、先ほど言いましたように、端末が変わってすぐ使えるとまでは言いませんが、容易に授業に持ち込めるお話をされました、私たち、携帯で、Android携帯からiPhone携帯に持ち替えた場合に、「同じことができるんだよ」と言われても、やはりその操作性を含めて、アイコンのマークが違うだけでも、戸惑ったり、てこずったりすることは多々あります。

そこで伺います。

新しいタブレットを活用した授業を行う先生、児童生徒、並びに保護者への周知は、先ほどお話がありましたように進めているというふうにお答えがありました、これから課題についてお伺いしたいと思います。何か課題等があればお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 今後の課題につきましては、大きく3点考えております。

1点目は、先ほども少し申し上げましたけれども、教職員のICTスキル、技術等に差があつて、端末を十分に活用できない場合ということは当然想定しております。この点につきましては、研修の実施、それから各種の研修会等で情報共有に加えてICT支援員を各校に配置しておりますので、授業の準備、困り事の解決について適時適切に支援をしてまいります。

2点目は、端末のトラブルを想定しております。持ち帰りを前提としますので、破損やバッテリー切れなど、授業で使用できない場面というのも当然想定されますけれども、予備端末を用意しておりますので、その端末で対応していくということでございます。

3点目は、端末の活用が目的化してしまうおそれについてでございます。学習の目標よりも端末を使うこと自体に重点が移らないよう、先ほど、アイコンが変わっただけでも戸惑うというようなお話

はありましたけれども、端末は学習の手段でございますので、そうして位置づけた上で必要に応じて使っていくというふうに考えております。今回の端末更新の目的は、より持続可能で現場の負担が少ない運用を実現し、教育活動に集中できる環境を整えることでございますので、引き続き、教育委員会と各学校が協力して、児童生徒が安心して学習に取り組める環境づくりを進めてまいります。

なお、先ほど議員のご発言の中で、8月末現在、まだIDアカウント、教職員向けのカウントが配布されていないということがございましたけれども、教職員用の端末の場合は、契約の期間が児童生徒と同時ではございませんでしたので、納品の時期までにもう少し間があるということで、お答えを付け加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ご答弁ありがとうございます。

ただ、授業を行うのは先生ですので、生徒よりもやはり先生に先に配布されて、先生が試しにいろいろとシミュレーションをしながら授業を構築していくという流れだと、私は理解しておりました。ですので、血税で今回購入していますので、ぜひとも子どもたちの充実した授業に必要な文房具として、そして、効果的に使えるようにするため、また、小さい頃から時代に即したITリテラシーの向上のため、しっかりとスケジュールとチェックポイントを設定し、多くの関係者が参加し、協力できるよう、情報公開をしながら透明性のある教育行政を実施していただきたいと思います。

ぜひとも、子どもたちのために皆さん頑張っていただいているので、それが実を結ぶと私も切に願いながら、3番、柳岡利精の一般質問を終わりにいたします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位5番柳岡利精議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を午後4時7分といたします。

午後3時57分休憩

---

午後4時7分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位6番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

6番須田仁美議員。

[6番 須田仁美君登壇]

○6番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。本日6番目になります。議席番号6番須田仁美でございます。本日は、遅くまで皆様お付き合いいただきありがとうございます。

早速ですが、本日は4つの項目について質問させていただきます。

まず、1番、職員の仕事量の可視化と働きやすくなる環境整備について。

令和6年12月にも議会で質問しております。DXによる業務改善について伺いました。その後の進捗と成果を改めて確認したいと思います。

よい制度を導入しても、実際に実行する職員の皆さん的时间と意欲がなければ成果につながりません。職員が安心して働く環境づくりは、村の未来を支える第一歩であると考えております。先ほど柳岡議員の府内の作成文書などのルール、ばらつきがあったと伺いました。そういうものの改善にもDXの推進、効果が出るのではないかでしょうか。

では、(1) DXの業務改善についての進捗を伺っていきます。

昨年伺ったDXの導入や外部委託の活用ができた部分がありましたら、具体的にどのような業務で負担軽減が進んだのか、成果や課題を簡潔に伺います。

以後、自席にて順次質問してまいります。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど須田議員のほうからご質問がございました。令和6年12月議会でもお答えしましたとおり、村では会議録の作成の際、AIを活用して音声を認識し、文字起こしを行っております。AIの導入により職員の負担が軽減され、業務時間の短縮及び作業の効率化に役立っております。

その他、業務負担の軽減の取組については、今年3月から仮想ブラウザの導入によりまして、セキュリティーを確保したまま自席、こちら、LGWAN環境でインターネットを利用することができるようになりました。情報収集、ホームページ更新、メール送受信などにかかる時間が短縮されたことにより、業務の負担が大幅に軽減されております。

また、LOGOフォームを導入したことによりまして、各種手続の電子申請が可能となりました。電子申請となった業務では、電話対応や対面でのやり取りが減り、職員の負担が軽減されております。また、今年3月からは、LOGOフォームを活用し、創造の森キャンプ場のウェブ予約に加え、オンライン決済も開始いたしました。予約受付や支払いに対応する職員の負担軽減はもとより、利用者の利便性向上につながっております。また、アンケート機能を活用し、従前では紙で行っていたアンケートの集計作業を電子で行うことができるようになっております。

さらに、本年3月から、南部コミュニティセンター図書室に図書貸出しシステムを導入したことにより、紙ベースで行っていた蔵書管理をシステム化することで、利用者の利便性が向上され、職員の負担も軽減しております。

今後も、令和5年度に策定したDX推進計画に沿った計画を進め、村民のサービスの向上と事務の効率化を進めていくとともに、先進自治体の事例などの情報収集に努め、AIの導入や民間事業者との連携などを含めて、引き続き研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） L o G o フォームですか A I の会議録は、私たちもとても恩恵を受けております。いろいろなことで D X の推進が進んでいるということで、今後も継続して進めていっていただきたいです。

（2）業務量の見える化についてなんですかとも、各課や職務ごとに業務量を把握して、過重負担や偏りを防ぐ仕組み、そういうものがあるかどうか、業務を指示する際には、必要時間を見積もっているかどうか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 各課や職務ごとの業務の見える化につきましては、明確な業務量の見える化の取組というのは、現在実施しておりません。現状では、各課のヒアリング、時間外勤務などの実績、類似団体との部門別職員数等の比較などによりまして、過重負担や偏りを防ぐよう努めているところでございます。

業務量の把握につきましては、業務量を調査・分析することにより、業務の偏りの解消など、業務の見直しに有効であるとは考えており、本年4月の組織機構改革により、係の人員の配置や事務分掌の整理を進め、業務量を把握するための土台ができたものと考えております。

的確な業務量の見える化をするに当たっては、目的を明確にし、適切な調査を実施する必要があることから、他自治体の事例などを収集いたしまして、本村に適した調査法などの研究を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 太田市などの大規模自治体では、R P A といって、ロボティック・プロセス・オートメーションといったものを導入するなどで、数百時間程度の業務削減を実施しているようです。ただ、自治体規模が相当数違いますので、低コストでも、ツールとか、そういうクラウドサービスを利用すれば導入ができるような、そういう可視化システムというものについて研究をしていっていただきたいと思います。

（3）上司や管理職が業務を指示する際に、業務に必要な所要時間を把握していないということでありましたけれども、そういうものを記録し、管理をする、上司やほかの部署とも共用するというようなことができるシステム、そういうものは考えてはいないでしょうか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 反問権で確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、上司が業務の把握をしていないということがございましたが、そういったところの話、こちらは、上司がどのような業務を指示する際、その業務について把握しているかという答弁的回答でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問については、これを許可いたします。

6番須田議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 先ほどご答弁いただいたんですけれども、仕事量についての所要時間の把握方法について、仕事の所要時間についてでございます。お願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 所要時間についての把握ということで答弁させていただきます。

3月の人事異動の内示……

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時16分休憩

---

午後4時16分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長、よろしいでしょうか。

答弁を再開してください。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 3月の人事異動の内示、4月の人事異動後、各所属では、所属長の考え方により係員の配置を計画いたします。そのとき、所属長は、適宜仕事量が過剰負担とならないように、その状況を見て係員の配置を行っております。

上司や管理職が業務を指示するに当たり、所要時間をどのように予測しているかについてでございますが、指示する業務の内容が単純作業なのか、住民などの折衝が必要なものなのによって、所要時間というのは変わってくるかと思います。例えば住民などの折衝が必要なものであれば、折衝が順調に進むがあれば、難航することもあるため、的確な所要時間を把握することは困難でございます。そのため、過去にありました同様の業務でかかった時間などを参考に予測を行うなどはできるとは思いますが、統一的な把握、予測方法というのは、現在できません。

業務を指示するに当たりまして、所要時間を予測することも重要なと考えますが、指示した後のマ

ネジメント、部下とのコミュニケーションを取り、個々の進捗状況を管理するということはより重要であると考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） コミュニケーションによって、どの程度進捗しているかというふうに仕事量の把握に対して、少ない職員であるという、この自治体のメリットでもあるのかなと感じました。今後も、しっかりとコミュニケーションを続けていただきたいと思います。

先ほど失礼いたしました。（4）についての質問のほうを先に読み上げてしましましたので、再度質問をさせていただきます。

本村でも、低コストツール、クラウドサービスを活用して、低コストの可視化システムの事例、そういうものの導入の可能性のほうを検討していただけるかどうか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 業務の棚卸しや業務の全体像を体系化して可視化するなどの取組について、民間企業や先ほど須田議員さんがおっしゃった他自治体で実施している状況はあります。可視化することにより、業務の全体像の把握、業務の見直しや業務改善、人員配置など、様々な参考資料として活用できるものと思います。

業務を棚卸しするような可視化システムというものは聞いたことがあります、業務を可視化する取組というのは非常に有効でもあると考えておりますので、可視化する目的、費用対効果やタイミングなど、慎重に精査していきたいと考えております。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 今後も、継続して確認のほうをお願いいたします。

では、大問2のほうの入札制度の透明性・公正性と職員保護策についてのほうに入ってまいります。まずは、入札制度については、朝一で、生方議員へのご答弁で基本的な仕組み、とても全て網羅されて説明されたので、ここではそういったところは重ねて伺いません。

私がここで確認したいというところでは、生方議員と同じ考え方で、住民の方々から入札が不透明ではないかと誤解されないようにするための工夫というところから、知識のない住民の方とかでも理解できるように、私も専門ではないので、簡潔に要点をまとめてご答弁いただけたら幸いです。

では、質問基準については先ほどお聞きいたしましたので、（1）では、そういった基準を見直すとしたら、第三者がどの程度、どの段階で関わっているかについて、ご説明をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 入札監視委員会等の第三者機関というところでございます。入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査、その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等の第三者の監視を受けることが有効でございます。このため、各発注者が設置するものが第三者機関でありまして、競争参加資格の設定、確認、指名競争に係る指名の経緯等について定期的に報告を聴取し、その内容の審査及び意見の具申を行うような機関でございます。

村における第三者機関の設置状況となりますが、こちら調査年度が過去のものとはなりますが、都道府県、政令指定都市においては、既に全ての団体で設置されているものの、市町村においては、いまだ9割以上の団体で設置が行われていない状況でございます。

今後、第三者機関は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保する上で非常に重要な役割を果たしております。第三者機関の設置に当たっては、発注者ごとの設置を基本としておりますが、規模の小さい市町村においては、必ずしも効率的ではない場合もございます。状況に応じて、地方自治法第195条に規定する監査委員などの既存組織の活用や第三者機関の共同設置などが考えられます。今後、調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） では、（2）番、小規模事業者への配慮策についてです。

入札条件や評価方法における具体的な配慮内容と実績についてということで、固定化しやすいランク、小規模事業者が参加しやすいように、条件や評価でどのような工夫をされているのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 小規模業者への配慮策につきまして、入札参加条件や評価方法における具体的な配慮内容と実績についてということでございますが、こちらにつきましては、先ほど生方議員のところでも、村内の業者の格付、工事発注金額について答弁したとおりでございます。

また、一般競争入札、指名競争入札の参加資格申請を行わない小規模事業者におきましては、所定の書類を添えて申請を行うことにより、榛東村小規模契約希望登録名簿に登録を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項及び榛東村財務規則第195条に規定される随意契約を請け負うことができるようになります。なお、当該名簿が更新された場合につきましては、所属長を通じて各課へ情報の共有を図っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） そういう格付がついていない小規模の事業者の契約方法について等は、分かりやすく仕組みというのは明示されているのでしょうか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきましては、分かりやすくというところでもございますが、この制度につきまして、広報紙やホームページ等を通じまして周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） ぜひそういったものは、見やすいようにホームページ等で周知していただきたいと思います。

では、（3）入札辞退というのが発生している案件を確認いたしましたけれども、そういったときに原因はどうだったか整理して、改善につなげているのかどうか。また、結果というものを住民や事業者に周知しているか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 入札辞退につきましては、入札辞退届を提出する際に業者側が入札辞退の理由を述べる義務がないことから、入札辞退の検証及び原因分析等については特段行う立場にはございません。また、入札を辞退した事業者に対して、村が不利益に取り扱うことはありません。

なお、先ほどの周知の件ですけれども、入札辞退を含めた入札結果につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第2項の規定に基づき、村のホームページで公表を行っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） では、（4）番で、先ほどもご答弁をいたしているわけなんですか、事前公表と事後公表についての考え方とどういう理由で事後公表になったかは伺いましたので、改めても伺いません。私も事後公表よりいろいろなニュース、最近目立っておりますので、事前公表のほうが村の職員を守るすべになるのではないかと思っております。

そこで、先ほどのところで気になった点なんですけれども、事前公表とするときの品質に問題が出

てくるのではないかというところについて、どういった理由でそうなるかというのを伺いたいです。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 事前にこちらの予定価格を公表する場合、こちらにつきましては、先ほど生方議員の質問でも回答させていただきましたが、事前公表の場合、予定価格を事前に公表することによりまして、情報の不正入手の防止や入札の不調の減少を見込めるといった反面、競争性の低下、そして低い積算能力で受注することによる工事の低下が懸念されます。つまり、もう既に公示価格、予定価格を公表するということでございますので、ただの数字遊びという形になってしまふと、やはりそういった、先ほど申し上げた競争性の低下や低い積算能力で受注するという機会が懸念されている、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 詳しく丁寧にご説明いただきましたけれども、やはり近隣の吉岡町さんですか、周りの自治体が事前の予定価格の公表をしているということから、競争性低下、積算能力の低下がしていると推測しにくいと、私は考えておりますので、改めてそういったところで事前・事後、精査するときがありましたら、研究のほうをお願いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 今の予定価格の事前公表でというところがあるんですけれども、私が勤務していたところの経験を申し上げますと、予定価格が分かると、最低価格も大体設計で分かってしまうと、完全な積算をしないで最低価格が大体出てしまうということになると、どうしても取りたい業者はみんな最低価格で出してくるんです。そうすると、最後は抽せんという形になって、先ほど言った積算能力だとか、規模があるかどうかというところよりも、抽せんが優先になってしまうというところで、結構抽せんばかりになってしまう傾向が出てくるという、ちょっとした問題もありまして、そんなこともあって、予定価格を事前に公表すれば、不正とかそういうのが起こらないということは百も承知なんですけれども、事後公表のほうを取っている自治体とほぼ同じ数字というところで、各自治体とも考えているところなんで、引き続き、検討させていただきたいということでございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） ある市の実際の例をご提示いただき、よく分かりました。ありがとうございます。

では、（5）番、入札・契約事務における職員の判断や手続が公正かつ透明に行われるようとする

ための体制について、内部通報、相談窓口、第三者チェック体制、情報公開の方法など、具体的な取組の有無と今後の検討についてをお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 入札・契約事務における職員の判断や手続が公正かつ透明に行われるようとするための体制というところでございます。

先ほど来お話があるように、県内においても入札執行に対しまして不適切な事案が生じております。本村では、このような不適切事案が発生しないよう、入札執行に係る情報につきましては、入札が完了するまでの間、入札執行に携わる職員以外には情報が漏えいしないように厳に管理しております。

また、公正性及び透明性を確保するため、入札に係る制度の見直しにも逐次着手しているところでございます。

今後も引き続きこのような体制を維持しつつ、公平性及び透明性を重視した入札執行を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） では、今後も、公正で職員が安心して業務ができるように適切なチェック体制を整えていただきたいと思います。

では、次に大問3です。

しんタクの実証試験終了後の方向性についてということでありましたけれども、8月、ちょうど通告書を出し終わった後に全員協議会が開催されまして、大体の事業結果等をお聞きしましたし、また、先ほども波多野議員からの再度のご質問で十分に理解をいたしましたので、あえて結果については伺いません。

実際のところ、実証試験結果というものを判断材料にして、次にどう進むかというところで質問しようとしていたところでありますけれども、今回、第2弾が明示されたということで、ここで伺います。

まず、検討委員会で第2弾に進むという決定が出たのか、もしくは、村で一旦は評価をして出たのかというところをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど須田議員さんのお話にございました、8月21日に開催されました全員協議会でも説明させていただいており、実証試験につきましては、村内移動の金額を600円から500円に変更し、目的地にイオンモール高崎とジョイホンパーク吉岡を追加した上で、9月から

新たに実施するものです。こちらにつきましては、7月に開催した第6回の公共交通対策等検討委員会でご審議いただいた上で実施の決定を行っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 私の記憶が正しければ、第1弾の結果で申込利用者からアンケートを取って、また、どのような試験結果が出たかというのを調査するというところだったと思うんですけれども、地域公共交通計画の策定のほうもまだお聞きしていなくて、どう判断材料として進めたのか、また、当初議決した範囲で金額の変更、あと目的地の変更があったんですけども、そういうものの変更について、まず議決していないんですけども、第2弾が始まったことについて、整理をお願いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、アンケートの件でございます。

アンケート等につきましては、令和5年10月にデマンドタクシー・バス運行等に関する住民アンケートを実施しました。令和6年度は、同アンケートを踏まえつつ、本村に適した公共交通手段について検討する検討委員会を7月に立ち上げて、年度内に4回会議を開催したところでございます。

また、登録者アンケートにつきましては、現段階では、新たな実証実験が終了する頃に実施の予定をしております。また、アンケートとともに、実際に利用された実績等を分析いたしまして、今後の公共交通対策の判断材料としたいと考えております。

また、こちら、事業のほうなんですけれども、実際、予算を繰越しをさせていただいております。こちらの予算の関係につきましては、趣旨・目的が、しんタクのタクシー運賃補助事業として変わりがなく、当初の趣旨・目的のままで事業を継続するものでございます。

制度設計の部分につきましては見直しなどを行いましたが、村といたしましても、検討委員会の貴重な意見を参考にしながら、いろいろと試しながら、住民のニーズはどこにあるのか、移動をどれだけ支えられるのかというところを探っていく実証実験のフェーズでもあるため、この実証実験を継続することに意義があると考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 検討委員会のほうの貴重なご意見で第2弾をするということが決定されたということで、一部改善で600円が500円になったり、ジョイホンパークやイオンモールにも行けるようになるということの改善と、また、趣旨・目的は変わらないということでお伺いしまして、納得しま

した。

ただ、以前申込みをしたチケット、申し込んだ方には自動的に届くというところが、次は申し込む気がなかった方もいるかもしれないというところと、そういう流れで送付が来るというのは、ちょっと個人情報の観点から問題があるかなと考えております。

また、まずは第2弾とする前に、（2）番になるんですけれども、検討委員会は村が設置した組織でありますけれども、最終的には村の責任において判断をするのか、検討委員会をもって2弾のほうをするというのではなく、1次評価をまず行うべきではなかつたでしょうか。最終的に村の責任で行われるかということで確認させてください。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 検討委員会の意見や報告を受けまして、最終判断につきましては、村の責任において行うものと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 検討委員会からの意見を受けて、最終的には村が判断したということで、府内でも議論、その後、したということでおろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 検討委員会の意見を踏まえて、府内で検討したというところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 確認をさせていただきました。

（3）番です。本格導入の可否と条件ということで、第2弾が今始まりましたので、またその後に計画を立てることになると思いますので、こちらは、またその試験を見ながら確認させていただいたいと思います。

（4）について、地域公共交通計画の策定、以前質問いたしました、副村長にもご答弁いただいたんですけども、こういった試験について、まずは前提として地域公共交通計画を策定されて、その中でどういった、高齢者や免許を返納した方へ寄り添うための公共交通なのか、若者や高校生とか、そういう方が便利にできるようにというのか、そういうものの定まらない今まで、いろいろ進んでいるのがあったと思うんですけども、策定の具体的な時期の見通しについてお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 具体的な実施時期も含めまして、現在、しんタクの実証実験を9月から新たに始めたところでございますので、その状況にも注視しながら策定につなげていきたいと考えています。

村民の移動の自由の確保は、榛東村の今後の重点事項と考えております。ご質問ございました地域公共交通計画は、地域交通の目指す姿を示し、その実現に向けた道筋を示す指針とされています。同時に、まちづくりや福祉、教育、観光などの分野、他分野と連携し、関係者が共通認識を持ち、協働を促す司令塔としての役割を担うものでもございます。

今年度は策定の予算を計上しておりませんので、具体的な時期はお示しできませんが、しんタクの実証実験の結果も考慮しながら、引き続き、榛東村公共交通対策等検討委員会でも策定に向けた話が進んでいるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 今年度は予算化されていないということで、来年度予算化されて、早めに検討していただきたい、策定いただきたいと思っております。策定をいただかなければ、その先にどのような地域公共交通を持ってくるかというのは、順序が逆といいますか、決められないものだと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、4番、保育・幼児教育施設ということで、認可・認可外保育園・認定こども園・幼稚園等、そういった幼児についての施設の将来計画についてです。

まずは、認可外を含む村内の保育施設の役割や位置づけについてと、各施設の機能、園児数、利用率についてということで、（1）番ですが、幼稚園の園児数について、まず伺います。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 幼稚園に通っているお子さんの人数ということで、現在、在園の園児数は、令和7年度、村立幼稚園の在園の園児数は40名、定員85人に対する定員充足率はおよそ47%となっております。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 年少、年中、年長というクラスごとの人数をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時46分休憩

---

午後4時47分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 手元に資料がございませんので、後でご回答させていただきます。申し訳ありません。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 村内の保育園、認定こども園は、数が多いと思います。そちらのほう、各人數をお伺いすると膨大だと思うので、定員に対する何%であるかという、そういったところはお答えが可能でしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） それでは、定数と、あと利用人員、また、すみません、通り一遍の答弁になりますが、ちょっとお聞きください。

まず、各施設の機能、園児数、利用率についてですが、初めに、榛東北部こども園についてですが、同園は教育及び保育機能を有しており、一時預かりや子育て支援センターを設置しています。定員は115名で9月1日現在128名。また、議員の言う利用率とは、利用児童数を定数で除した定員充足率のことかと思いますが、こちらは111%となっています。

続きまして、榛東中央こども園では、教育及び保育機能を有しており、一時預かりや子育て支援センターを設置しています。定員は125名で9月1日現在137名、定員充足率は110%となっています。

続いて、榛東南部こども園では、教育及び保育機能を有しており、一時預かりや子育て支援センターを設置しています。定員は145名で9月1日現在154名、定員充足率は106%となっています。

4番目に、ひこばえ保育園は、保育機能を有しており、一時預かりや子育て支援センターを設置しています。定員は105名で9月1日現在72名、定員充足率は69%となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 詳しくご説明をいただきました。

待機児童をなくすという観点から保育園が増えましたので、大分前に比べて、充足率が多過ぎたこともなく、既存にあった保育園のほうが大体平均的に110%程度になったのかなと思います。

次に、（2）番、過不足を防ぐ中長期計画ということで、前提にこども家庭庁が行われています、今度、こども誰でも通園制度というものが2026年発足すると思うんですけれども、そういったものも踏まえていきますと、保育園、認定こども園、幼稚園、また認可外施設も含めまして、今、村内には認可外保育施設もございます。そういうもののから、中長期で計画のほうは考えていらっしゃるのかどうか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） それでは、先にこども園・保育園につきましてご答弁申し上げます。村では、令和6年度に、令和7年度から令和11年度までの5か年にわたる第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。その中で、幼児期の教育・保育の量の見込みと、今後の利用者数の想定を行っています。保育所及び認定こども園では、計画年度において、定数に対する量の見込みはおおむね過不足なく進行する計画となっています。

議員の質問であります、施設の数や配置が過剰や過少とならないようにということでございますが、令和8年度の保育施設の募集は、本年9月8日から9月30日にかけて実施いたします。入所児童の調整につきましては、必要に応じて園長会議を通じて協議を行いながら決定いたします。引き続き、待機児童ゼロを継続するため、事業も含めまして適切な配置を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 幼稚園の状況についてお話をさせていただきたいと思います。

幼稚園につきましては、近年の少子化の影響や保育ニーズの変化により、年々減少傾向にございます。こうした状況を踏まえて検討を行ってまいりましたけれども、令和6年度に榛東村立幼稚園在り方検討委員会からの答申を受けて、令和7年度、今年度から1園体制で運営を始めたところでございます。

先ほど申し上げました令和7年度現在、在園の園児数は40名ですので、現状では入園を希望する全てのお子さんについて受け入れが可能となっている状況でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 保育園・こども園や幼稚園についてのご答弁をいただきました。

こちらで、（3）将来の推計です。

認定こども園というものが増えてきましたし、教育という観点からの施設が、人数は少ないですがとも増えてまいりました。また、それに伴ってというわけではないでありますけれども、幼稚園のニーズが減ってきてているということで、2園が1園にまとまったところで人数は増えるのかなと思ってい

たんですけども、実際のところ、さらに新しい年少さんのクラスが減ったと伺っております。

今後の2026年から始まるこども誰でも通園制度、そういった親の就労にかかわらず誰でも一定時間通える制度等も始まりますし、そういった今のニーズから考えると、制度設計を考えいかなければいけない時期であるのかなと思っております。そちらを踏まえて、施設の整備方針や計画の進捗についてですけれども、まだ2園を1園化したばかりではありますけれども、今後どのように推計していくのかどうか、幼稚園についてお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 推計ということですけれども、榛東村第3期子ども・子育て支援事業計画による将来人口推計を視野に当然入れながら、実際の入園希望者数と子育て世帯の保育ニーズ等を見極め、現状の施設の維持管理をしながら、村立幼稚園の在り方について継続的に検討を行っていくということでございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 安定的な運営体制を確保し、ニーズ、魅力的な幼稚園というところで、民間と連携したり委託等、幅広い方法も含めて検討されたりしているのかどうか、お伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 先ほど保育園のほうの、須田議員から4の（3）のことに関しまして、こちらのほうをまだご答弁しておりませんでしたので、今申し上げます。

榛東村第3期子ども・子育て支援事業計画では、同計画の第2期の実績を踏まえまして、人口については将来推計を行い、必要量の見込みを算出しています。計画では、ゼロ歳児から5歳児の将来人口推計を令和8年には657人、令和9年には639人、令和10年には662人、そして令和11年には671人として推計したものでございます。

施設整備方針としては、計画年度までのサービス、子育て支援センターなど一時預かりなどを含めました計画年度までのサービスの実施箇所数は、現状の保育施設で実施を継続していくこととしております。

定数は4園合わせて490人のところ、本年9月1日現在、入所児童数は491人となっております。

同計画は本年度が初年度であり、令和11年度までの指針としており、計画どおり進捗するようにこの計画を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 詳しくありがとうございます。

お時間の関係でここまでとなりますけれども、近隣で保育園の先生の大量離職により、保育園の運営がいかなくなつたというお話を聞いております。そういうしたものにも注視しながら、村からの指導等をお願いいたします。

これで須田仁美の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位6番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。



## ◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で本日予定した日程は全て終了しました。

これで令和7年第3回榛東村議会定例会第1日目を散会といたします。

お疲れさまでした。

午後4時59分散会

令和 7 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 錄

第 2 号

9月2日(火)

# 令和7年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

---

令和7年9月2日（火曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和7年9月2日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第73号 榛東村議會議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 報告第10号 令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第13 報告第11号 令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第14 議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）
- 日程第22 議案第90号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について
-

## **本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第22まで議事日程に同じ

追加日程第 1 不規則発言禁止規定及び議員倫理要綱等に関する動議

## 出席議員（12名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	6番	須田 仁美 君
7番	三俣 実 君	8番	波多野 佐和子 君
9番	中島 由美子 君	10番	生方 勇二 君
11番	善養寺 孝 君	12番	清水 健一 君

## 欠席議員（なし）

### 説明のため出席した者

村長	南千晴 君	副村長	小池秀樹 君
総務企画課長	一倉学 君	税務会計課長	早川弘行 君
住民生活課長	富澤光彦 君	健康保険課長	碓井由果 君
産業振興課長	狩野宏記 君	建設課長	山口誠一 君
上下水道課長	岡部貴一 君	教育長	須永光明 君
学校教育課長	湯澤知佐子 君	生涯学習課長	村上誠 君
代表監査委員	石坂郁夫 君		

### 事務局職員出席者

事務局長 関口健一 書記 天田華子

## ◎開 議

午前9時30分開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第3回榛東村定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。

---



## ◎日程第1 一般質問について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位7番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

9番中島由美子議員。

[9番 中島由美子君登壇]

○9番（中島由美子君） 皆さん、おはようございます。中島由美子でございます。私、5区5班の中島でございます。

本日も暑い中、傍聴席にたくさんの方、お越しいただきましてありがとうございます。

50分という短い時間ですが、どうぞ村政について一緒に議論していただければ幸いです。ありがとうございます。

本日は2つの項目について質問させていただきたいと思っております。

まずは、1番、村としての自治能力の向上についてということですね。

そして2番目は、村の行政力の向上についてということで、1番は村としての全体の力、2番目については、その役場の中の力的な意味合いを持っているかと思っております。

それでは、早速1番でございますが、簡単に言うと公職選挙法ということで、ここにいる傍聴席のこちら側にいる方の多くは公職選挙法で選ばれた方々ということで、そういった公職選挙法に村の大半の役員さんと呼ばれるような自治会長さん、農業委員会さん、民生委員さんとまた学校医などとの方々の選挙運動について、公選法にどのように規定されているか、その上で見解をということですね。

そして、たまたまですか、選挙期間中の演説会のバスの送迎等は公選法でどのように規定されているか。村ではそのようなバスとは限らず、その自治会長、農業委員会さん、民生委員さんと学校医さんなどの公選法に係る規定によるようなものがあったか、ないか。

あるとすれば、日時と対象選挙、回数のご説明をということでございます。なければないということで、その事象については結構でございます。

ただし、その自治会長、農業委員会委員さん、そして民生委員さん、学校医さんなどの選挙運動について、公職選挙法にどのように書かれているか、もしくはその対応、村または行政委員会はどのようにになっているかということをお尋ねします。

そして私、背が高いほうなんですけれども、マイクが遠くにありますので丸まってしゃべるんですけども、決して行儀が悪いということじゃなくて、大目に見ていただけたらと。

傍聴席で、前回聞こえないという苦情がたくさんあったものですから、できるだけこうやってしゃべりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） そうすれば、先ほど中島議員のほうからご質問ございました選挙管理委員会書記長といたしまして、答弁させていただきたいと思います。

ご質問にあります農業委員会、民生委員及び学校医につきましては、地方公務員法第3条に規定される特別職の非常勤職員に当たります。

特別職の非常勤職員につきましては、公職選挙法第136条の2の規定により、その地位を利用した選挙運動を行うことが禁止されております。

なお、ご質問にあります自治会長につきましては、令和元年度までは特別職の非常勤職員区長でございましたが、令和2年の地方公務員法の改正を受けまして、特別職の非常勤職員ではなくなりました。

のことから、現在の自治会長につきましては、公職選挙法による選挙運動の規制を受けている対象とはなりません。

また、先ほどご質問のところにありました個人の演説会等へのバスへの送迎というところでございますが、公職選挙法において個人演説会へのバスの送迎については、規定されておりません。本村においては過去にそのような行為があったのか、村選挙管理委員会委員ではそのようなことは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 先ほどバスは規定されていないというのは、規定はどういう意味でしょうか。公職選挙法では、そういうことはうたわれていないということでおろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員のほうでご説明ありましたところ、規定上で詳しく詳細が書いてあるわけではございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 詳しく書かれていないということで、個人演説会のバスの送迎等は榛東村の選挙管理委員会においては、違法ではないという認識と受け取りました。

続いて、学校医についてでございますけれども、学校医が昨日も5名と、歯科も合わせて5名という一般質問の中で言っていましたけれども、学校医というのは、やっぱり先ほどの地方公務員法の特別公務員ということでございましたけれども、どういう場合が公職選挙法に当たる当たらないというような事例が、文部科学省等で出していましたお教えください。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校医につきましては、先ほども総務企画課長より説明があったとおり地方公務員法の特別職の非常勤嘱託職員として委嘱されているものでございますので、公職選挙法の第136条の2号の規定により、その地位を利用した選挙活動を行うことが禁止されていると。

学校医としての地位を利用した選挙活動は禁止されているということですが、具体的にこのような活動が禁止されるといったようなことにつきましては、文部科学省等での例示はございません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 教育長さんも学校教育課長さんも、なかなかまだ来て何年というところなので、あれかもしれませんけれども、そういう学校医が選挙運動をしているというようなことの問合せ等は、今まで聞いたことがありませんか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 公職選挙法に抵触するような選挙運動をしているという報告は受けておりません。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ただいま抵触しているというような報告はないということでしたが、それ以外のそれに関わるようなお話はあるということでよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校医が学校医としての身分を離れるところで、身分というか学校医の地位を利用してないといふところで、どのような選挙活動をしているかということについて、こちらは掌握をしておりません。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 地位を離れたところというところですが、学校医というのは学校の中に入つて診療行為を行つたところだけが学校医という認識でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） あくまでも特別職の非常勤職員であるというところで、公務員としての一般的な身分上の義務は課されているというふうに捉えております。

診療行為のときだけというふうな理解はしておりません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今、公職選挙法の認識をお聞かせいただきました。

続きまして、2番、いいですか。

中学校で泳法などの授業が、今年の夏からなくなったというようなことを聞いておりますが、実際、プールはあそこに前村議の方が住居を構えていらっしゃって、そこを移動してもらったというようなこともあるので、ぜひこの中学校でもし夏場使わないんであれば、これだけ榛東村でも40度というような場所によって気候変動、高温化がされているということで、今年の夏使わないんだったら村民プールへの変更、例えば南幼稚園が今ぐんま未来イノベーションLABとかに簡単に目的替えできるんであれば、榛東村民プールとして生まれ変わることはできたんじゃないかなという声があるのですが、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 榛東中学校の水泳授業等についてでございますけれども、広報等でお読みになったということで通告文ございますけれども、広報しんとうではなく、別の何か媒体でお読みになったのかなというふうに捉えております。

住民の方から貴重な土地をお譲りいただきて、中学校のプールが建設されたことは承知をしております。しかし、今議員もおっしゃいましたけれども、猛暑の影響でプールの授業を中止することも多く、令和5年度のプールの授業は、実際には10日間も満たない状況がございました。

また、榛東中のプールですが、平成4年に完成したもので、老朽化が進む中、修繕を重ねて使用しておりました。令和5年度末時点でも、プールバルブや薬剤注入装置等に不具合が認められている状況でございました。

そのような中で、自校のプールを会場としての水泳の授業については、見合わせることにいたしました。

ただし、議員のおっしゃる中学校で泳法などの授業がなくなるということではなく、自分の身を水難事故から守るための事故防止に関わる学習は行っております。

令和7年の第2回榛東村議会定例会で、須田議員のご質問にお答えしたとおり、学習指導要領には「水泳の指導については、適切な水泳所の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること」との記載がありますので、今後も事故防止の関わる授業は確実に実施いたします。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員から村民プールの復活の声ということもお聞きいたしておりましたので、村民プールの検討の件につきまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まずは、昔ありました村民プールにつきましては、平成27年度をもって廃止をしてございます。廃止をした当時の記録によりますと、村民プールの在り方検討委員会を設置いたしまして、村民プールの今後の在り方について諮問をし、3回にわたる会議の結果、現行の村民プールにつきましては、老朽化及び損傷に伴い、利用者の安全性を確保することが困難なため、廃止するという答申をいただいており、あわせまして村民プールの今後の在り方につきましては廃止すると。その附帯意見としまして全面改修、新設及び学校プールの代替利用は行わない旨の答申を受けてございます。

学校プールの一般開放につきましても、当時、検討・協議をされた結果、学校プールの代替は行わないとの結論がありました。

のことからも、村民プールを復活する検討はしてございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ただいま丁寧にお返事いただきましたね。

幼稚園が、1か月、2か月でそういう目的変更ができるのであれば、やっぱり平成27年から何度気候が上がっているかということを考えると、村民の皆様のことを考えると村民愛といふんでしょうか。

保育園でも、プールは終わっても暑いからシャワーだけ浴びさせてくれるような対応をされています。

涼しいところにいると、この気候変動は分からぬかもしれませんけれども、やはり40度超えてくるというのは、村民の皆様が夏場にバスもないですし、近くのプールで涼を取れればというようなことを、多分クールシェアというだけじゃなくて、実際そのプールらしきものがあって使わないと、6月の須田議員の一般質問の回答を得て、村民プールの復活というものを考えても、今の執行の体制な

らスピードを持って迅速的に、仮の村民プールができたのではないかなど。いずれにしても村民愛というんでしょうか、村民の暑さを考えていただければ、そういうことができたんじゃないかなと思っております。

続きまして、コメントさせていただきまして、次3番目ですね。

榛東村村制66年、公共施設の改修計画策定の有無と現在の児童館・中央公民館・役場近くの学校給食センター等の今後の利用についてということで、これについても何名かの方が聞いてくださって、総務企画課長から、平成29年、榛東村公共施設等総合管理計画があると。

これには2056年までの計画と費用配分が書かれております。多分これのとおりに皆様の執行側は進んでいると思っております。

そうしますと、諸物価の高騰というような中で、この計画変更も必ずや行われていると思っておりますが、ホームページにあるのは当初のものだけと、当初のものと概要版ということでございます。

そして今プール、夏場使わないけれども、そこに使わずにいたというのは大変もったいないなと思っておるんですが、給食センターについてはぐんま未来イノベーションLABということで、昨日学校教育課長からお話をございましたけれども、このぐんま未来イノベーションLAB、これはどんな方が参加できるのか、会員資格を分かっていますか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどのご質問でございます。

昨日、宮崎議員のときにも答弁をさせていただきましたが、先ほど中島議員のほうからお話をございました榛東村公共施設等総合管理計画という中で、閉園・閉館となります村の施設、今後につきまして、民間による活用、賃貸または売却という手法、それは自主財源確保につながるものということで、そういったところでいろいろと検討を重ねてきたところでございます。

ただ、先ほどちょっとご質問ございました、ぐんま未来イノベーションLABの登録を得て、こちらホームページ等にも掲載をさせていただいている経緯はございますが、申し訳ございませんが、そちら会員じゃないと確認ができないというところにつきましては、こちらでも調べさせていただきまして回答させていただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 自治体側が多分会員になっているんだと、村が会員になったんだろうと思うんですが、私が聞いておりますのは、何かそのLABでマッチングをして決めたというところでございます。

マッチングできる人というのは、会員要件というのがあるんですね。「LABの事業及び活動に賛

同じ、群馬県内に拠点（本社、支店、事業所、研究所など）を有する企業（個人事業主を含む）、地方公共団体、これが村ですね、経済団体、大学、研究機関、産業支援機関、金融機関などその他の組織等」と。

「①と協業を希望する県外の企業、団体、組織等」とあるんですが、まずは、中学校のプールなんかは、その全然目的替えしないのに、幼稚園については村民にお知らせすることもなく、そういうところと提携をしてしまうと。

もしかしたら、村民の中にもそのように使いたい方がいらっしゃったんじゃないかなと。幼稚園という形をそのまま使いたいという方もいらっしゃったんじゃないかなと。いるかいないかは別として、ふるさと公園、たった1万5,000円でも公募をして使いたい方というのを広報に何度も何度も丁寧に載せて、村民の起業、ベンチャー意欲というものを起こしてされていると。

まず、このぐんま未来イノベーションLABというものが、本当に会員制ということになると、公平性ということについて、全く考慮されていないんじゃないかなと。幾ばくかの料金が入ればいいということでございましたけれども、村民の大事な財産であることは間違いがないので、まずは村民に聞いていただいて、何回も聞いても村民から出てこないよねということであれば、こういったラボという手続もあるうかと思うんですが、全く村民を無視したやり方というのが、何か見受けられるような気がして大変残念に思う次第でございます。

そもそも県がとか言っていましたけれども、これ自体が県ではないですよね。これ民間企業ですよね。民間企業の民間企業のための登録みたいなことですけれども、新しいことに取り組むのは確かにいいことですし、榛東村がそういうところに参加できるのは、大変光栄だとは思いますけれども、村民の意向というものをもっと教育においても村政においても、やっぱり自治能力を高めるというのは村民愛が大事かなと思っております。

そこで、何でこんなしつこいことを言うのかなということで、実はこれら公共施設等について、請願をいただいております。

請願というのは議会の決まりで日付がありまして、それに間に合わないと今回できないんですね。しかしながら、受け付けることはできますので、8月26日の日に事務局長に受け付けていただいているます。

これをお聞きになると、やっぱり議員の執行の皆さんもちょっと考えて、村民寄りの考え方にしてないといけないのかなということを、しみじみ感じた次第なんですけれども。私の持ち時間で読ませていただきます。

令和7年8月25日、榛東村南部コミュニティセンター談話室復活についての請願書。

榛東村議会議長、善養寺孝様。

請願者、榛東村大字新井、ちょっと個人情報なので、あと小学校6年生ということで、住所は書いてありますけれども読みません。お名前は……さんという、下の名前は読みません。

そして、1番、請願の趣旨。これまで南部コミュニティセンターの談話室で勉強したり友達や地域の人々たちと楽しく過ごしたりしてきました。談話室は安心して集まれる大切な場所でした。しかし、ある日から急に使えなくなってしまい、とても困っています。これからも安心して勉強や交流ができるよう、以前のように談話室を利用できるようにしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

2番、請願の理由。私たち、南小学校の生徒は、今まで南部コミュニティセンターで友達と勉強したり本を読んだりしていました。みんなで分からぬところは教え合ったりして勉強していました。疲れたときは談話室でお菓子を食べながら休憩をしていました。さらに、冷房も効いていてとても涼しくて快適でした。

ですが、突然談話室がなくなってしまい、ルールが厳しくなってしまいました。今は図書館で勉強をしていますが、図書館で食べることができないので、今は冷房の効いていない暑いところで食べています。

談話室がなくなると聞いていなかったので、すごく困っています。なので、前の南部コミュニティセンターに戻してほしいです。今は残念な南部コミュニティセンターになっていますが、前はとてもよいところで大好きでした。

私は、学校の児童会をやっているので、学校のみんなにも南部コミュニティセンターで勉強を頑張ってもらいたいと思います。そして、本を読んだりお菓子を食べたりして有意義な学校生活を送ってもらいたいです、という請願が出ております。

12月にどこかの委員会に嘱託されると思います。そのようなことで、この請願というのは、小学校6年生ができるのかということですけれども、請願とは議員必携287ページ、憲法第16条「何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、法令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定していますね。

この請願権は国民の権利でありまして、請願をしようとするものは、未成年者、成年後見者たるを問わない、また請願の対象事項には憲法に……。

○議長（善養寺 孝君） 中島議員、質問に入ってください、質問に。

○9番（中島由美子君） 分かりました。

明定しているとおり、村の公権力の行使によって受けた損害の救済、村に対し文章により希望や要望を申し出るということでございました。

そのような中で、児童館についても機能移転ということがあります、防災拠点が村の1か所集中になると、リスク分散、災害こそリスク分散ということで、やっぱり点々で取る必要があると思うんですが、防災拠点が一括して、児童館も行って、談話室的な勉強のところも1か所になった場合、ライフラインが止まったとき、いざというときに災害の場合、どうやって対応するのか。

児童館の機能移転のことについて、1か所になって実際災害が起きたときに、そこで児童館の機能

が保てるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどのご質問に関しましては、通告にございませんので、回答のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） それでは、学校給食センター等の今後の利用ですが、私が先ほどぐんま未来イノベーションLABというところでお話ししましたけれども、こういった会員組織でありますけれども、今後もその方向性は変わらないんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） こちらのほう先ほどのお話、ぐんま未来イノベーションLABのほうにつきましても、通告にございませんので、回答のほうは差し控えさせていただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） そうですね、多分そういうことをお考えになられなかつたんではないかなと想像するんですが、大変恐縮ですがね。やっぱり、村民にまず公募したいという村民愛を今後増やしていくだければと思っております。

4番目、自衛隊旅団長等の就任、特に大きな役を持った方、村の公益につながるような方が退任・就任にお越しになった場合、これまで議員が参加していましたね。ですが、いつからか全く議員には声がかからなくなっている状態ですね。

せっかくですから、ご挨拶や感謝をもって述べる機会があれば、これからコミュニケーション、自衛隊で言えば交付金等につながる場合があるんじゃないかなと思う。もったいないと思わないですかという質問をさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） ただいまの中島議員の質問につきまして、趣旨の確認をしたいため、反問の許可をお願いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問について、これを許可いたします。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 私も長く議員をさせていただいているんですが、中島議員が言う、これまで議員が参加していたということの根拠といつ、どういったときに、旅団長等とありますけれども、ど

ういう立場の方が来られたときに、そのように議員が参加していたという事実があったのか、教えていただけますか。

それがないと、私になって変わったということを、そこが分からないとお答えできませんのでよろしくお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） それでは、二元代表制ですので、村長が出て足りるということは往々にしてあるんでしょうけれども、そういった外部の大きな公職にあるような方の場合には、議員全部寄せるのは今いろいろで難しいとすれば、議長等呼んでいただいたというのは、今までご自分が議長の時代もあったんではなかろうかと思うんですが、議長の時代、1回も呼ばれていないということであれば、そういうふうにお答えください。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 村長、よろしいでしょうか。

○村長（南 千晴君） いや、反問の続きいいですか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） じゃ、これ議員が参加していたかではなく、議長がということでよろしいんですか、この質問は。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 議員全部とは言いませんけれども、議長ほか議員と言い換えます。

○議長（善養寺 孝君） 村長、よろしいでしょうか。南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 議長ほか議員が参加していたと、どのときに誰が参加していたということを認識されているんですか、事実確認されているんですか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 特に、防衛関係は最近、基地対策がありませんけれども、そういった委員会は全員出ていたと思いますが、今ないから呼ばないんだというなら、そういう回答で結構です。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 委員会がないからとかという理由、ここの通告にはそういうふうには書いてありませんけれども、議員が参加していたと、その委員会があったときは必ず全員、自衛隊の旅団長

等の方が就任・退任されたとき、必ず呼ばれていたという認識で質問されるということでよろしいですか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 先ほども申し上げましたけれども、委員長ほか議長ほかということで言い換えていますが、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） どなたのときにそういったことがあったのか、私ほうも事実確認できませんので、教えていただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 記録は残っていると思いますので、そういったものはきっちり文書管理されていると思うので、それでご確認してください。

次回にこの質問は回します。

以上です。

続きまして……。

○議長（善養寺 孝君） 待って待って。反問で。

[「反問言ったよ、今」の声あり]

[「反問の答えですよね」の声あり]

[「今、反問の答え」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） まだ執行も答えていないので、ちょっと。

南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 記録が残っているはずだというのは、議会事務局にですかね。教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 村にもイントラで書かれていると思いますよ。DXデータベースになっていると思いますから、確認できると思います。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 反問の続きですけれども、委員会があったときはそうやって調べてください

とありましたけれども、しばらくここ数年そういった委員会、設置自体されていないと思いますが、その部分も含めての私が村長に替わったからということで、違っているという質問でよろしいんですか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 二元代表制は変わってないので、そういうご配慮が必要なんじゃないかな、もったいなくありませんかということで質問です。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 議員が参加していたと、ここではっきり書かれておりますけれども、前真塩村長のときにもそういったことが必ずあったという認識で質問されているということで、お間違いないでしようか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 何度も申し上げていますが、必ずと言う言葉は入れていませんけれども、議事録を確認してください。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） じゃ、必ずではないということで、そういうふうに中島議員が個人的に思っているということで書かれたということでお間違いないでしようか。

[「はい、そうです」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 以上、そうです。

○議長（善養寺 孝君） 村長、よろしいでしょうか。

答弁を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） そうすれば、答弁のほうさせていただきたいと思います。

自衛隊旅団長等の就任・退任の挨拶につきましては、事前に先方から村長に挨拶をしたいとのお話がございましたので、日程調整をさせていただきまして、お会いしていただいております。

また、もったいないということでございますが、言われましても先方から村議会にも挨拶がしたいといったお話、あった場合にはもちろん議会事務局にもおつなぎいたします。あくまでも、村長の表

敬として来庁されると認識しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時6分休憩

---

午前10時6分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど答弁させていただいた中で、補足をさせていただきたいと思います。

私、自衛隊の旅団長等ということで、お話し申し上げましたが、自衛隊の旅団長だけに限らずというところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ご回答ありがとうございました。

次は5番かな。公共施設のフリーWi-Fiが南村政になってから導入されていますと。

役場は大きいので、議員控室の一部は使えないような感じなんすけれども、設置されているという公共施設、例えば南コミなど、どのような利用形態を目指しているのか。

また、現在議員の半数しかタブレットが貸与されていないと。これはもったいないと思う。県内34市町村、全国の市町村で議員へのタブレットの貸与で、議員の一部だけ貸与されている市町村があるかという調査をお願いしているところです。

本村の議員への半数貸与は議員平等の原則に反しているし、活発な議論での法令検索、例えばこういうときもぐんま未来イノベーションLABは、何それと見られるけれども、そういうものがないとできなかつたりしますね。

そして、あとは文書配付などの時間や紙の使用削除などに……。

○議長（善養寺 孝君） 中島議員、通告のとおりにお願いします。

○9番（中島由美子君） もったいない使い方をしていると思いますが、そこで、ここでは村のフリーWi-Fiが確実に使える公共施設を建物、部屋名をお願いします。

確実に使えるところの建物名、部屋名をお願いします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど議員から確実に使えるというところでお話がございましたが、そこまでの確実にというところの接続状況に関しまして、今調べていないので答弁できません。

そこにつきましては、通告にございませんので、回答のほうはできませんが、先ほどのお話の中、どのような利用形態を目指しているのかというところにつきましては、回答させていただきたいと思います。

公共施設のフリーWi-Fiの設置につきましては、主に避難所となる施設に設置しております。各施設の全ての部屋でのフリーWi-Fiへ接続できるものではなく、住民の利用が想定される場所を中心に整備をさせていただいております。

フリーWi-Fiの電波が届きにくい場所といったしましては、庁舎の議員控室、そして保健相談センターの調理室側、スポーツアリーナのロビー側、特にトイレや自動販売機などがある側、ふれいあい館のお風呂、研修室には届きにくいような場所となってございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 避難所として接続ができるところという目的利用、目的の形態があるということが分かりました。

確実につながるかどうかということは抜きにしてということになりますと、何となく村のWi-Fiがこれ、大丈夫かなと思ったりしたりするものですから、この部屋は使えますみたいな表記があると、これは村の意思としてWi-Fiを使わせていただいているんだなということが分かって、村民も何かおかしいのかと、特に高齢者の方はWi-Fi入っているけれども、つながらないんだよ、つながらないよと、もうそうすると機器から自分は使えないんだという認識に立ってしまうこともあるので、ここは使えるという表記が今後必要かなと思います。

続きまして、6番、村の公共事業の指名競争入札についての考え方。

村全体の事業者の均衡ある発展を考えているか、それも大手と言われるところを中心に指名が行われているのか。工期や村内の工事の状況を見て回答をということで、特に条件付一般競争入札で行われた防災中枢機能施設整備事業外構工事請負契約について、詳細説明を求めてということで、通告をさせていただきましたが、昨日、3名の議員がよく質問されておりまして、執行側からも回答いただいております。

その中に、その中の条件付一般入札方式というのが5,000万円以上の工事の場合、土木、建築においても、村内のAランクの建築会社、今のところ3者が入札に参加するための仕組みであるのかなということが分かりました。

このような状態では、中立、公正、公平な第三者機関の導入を早期に進めるよう、次回で質問させ

ていただきます。

また、設備関係においては、経営審査資格でランクづけに該当する、村内業者がいないということなんでしょうかね。数が申し上げられなかつたのは、これは本当に村内業者の育成の観点でも大変残念なこととコメントさせていただきます。

この2点を次回へ質問させていただいて、次の質間に移ります。

続きまして、2番の村の行政力の向上についてでございます。

学校の夏季休業中の生徒のタブレット利用について。

臨時会を開いてまで早期に使えるよう契約更新をしたが、この夏休み、南小は1年生から、北小は3年生から、榛中においては何と持ち帰りなしとの苦情を保護者からいただいております。

この教育方針は失敗に思うが、榛東の子どもたちのレベルをこのように考えているのか。この指示がどのような教育効果を生むのか、その効果指標と実際の効果についてのみご説明をということで質問、通告させていただきました。

このばらつきはなぜかということですね。中学校はゼロということ、全く5年もたってタブレットが夏休みに使えないような状態なのかどうかということを含めて、このばらつきはなぜかと、お答えください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどのご質問の中で、臨時会を開いてまでというようなお話がございましたけれども、その点からお話をさせていただきたいと思います。

令和7年5月22日実施の第4回臨時会における議決は、教職員が使用する校務用パソコンの購入のための補正予算案についてでございますので、中等生徒用タブレットについては5月22日の臨時会では、議決をいただいている状態ではございませんということを、まずお話をさせていただきます。

また、保護者の方から議員のお耳に届いていらっしゃるということですけれども、こちらで確認をしているところ、まず北小学校、南小学校は夏休みも含めまして、通年で3年生以上が持ち帰りをしております。

それから、榛東中学校では、通年で希望する生徒には持ち帰りを許可しておりますので、夏休みにおいて持ち帰りなし、持ち帰りを禁じるというような指導をしていることは、そういう事実はございません。

村内小・中学校では2学期以降に児童・生徒用タブレットが更新されます。今後も児童・生徒の実態に即して持ち帰りを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 生徒の自主性ということでしたが、夏休みにタブレットを持ち帰ってどういうふうに使うとより効果が上がるというような事例はご存じですか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 持ち帰りによるということで、効果ということでのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、小学校でございますが、タブレットの活用としては、ドリル形式の問題練習に取り組んで、児童それぞれの習熟度に応じた個別最適な学習をしたり、また学習していく過程で興味関心が芽生えたことについて、調べる学習をしたりしています。

また、これは夏休みに限らないことですけれども、学校に行きづらいと思っている児童・生徒が学活や授業をオンライン形式で受けられるような場面も当然ございますので、そういったところの効果もこちらとしては把握しております。

また榛東中学校では、先ほど議員のほうからも自主性を重んじるというようなお話をいただきましたけれども、生徒が授業で用いる資料を作成したり、学習した内容をさらに深めるために調べたり、それからほかの生徒と共同で発表資料を作成するなどのタブレットの使い方をしております。こういったところは、大変効果的に使われているのかなというふうに認識をしております。

児童・生徒の個別最適な学びを、具体的に進める効果があるというふうに捉えておりますので、村教委といたしましても、持ち帰りについては、今後も児童・生徒の状況を見ながら推奨していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今、事例をご存じですかということで、一般的な具体的に榛東中がそうであったんだろうという事例をお話しいただきましたが、もう5年をたって、当初は表彰を受けるような先進村だったんですね。その中で、夏休みでどういう使い方をして驚いたと思ったのは、リコーダーの練習を夏休みの宿題であって、そのリコーダーで吹いたものを動画で先生に送って、先生が見てくださって、確実な成果を確認できると、まさに仮想空間といいましょうか、デジタルDXのたまものかなと思うんですけども、やっぱりそういうものに使えるんじゃないかなというようなことが、社会では、榛東村ではないかもしませんけれども、一般的にはそういうことが出てきているということをお伝えしておきます。

そして、昨日、更新作業が遅れているとかという答弁、更新作業をしているから9月1日から使えないというようなことありましたけれども、そもそも更新もこれクラウド式じゃないんですか、スタンダードアローンなんですかね。

子どもたちのデータというのは、それぞれのタブレットに入っているんでしょうか。それともクラウド式で、IDで入ればすぐ自分のトップページから出るような仕組みになっているんでしょうか。もし、それがスタンダードローンだとすると、大変旧式な状態に思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、昨日のお話の中で更新作業が遅れているということは、ご答弁はしていないと思います。更新作業含めて順調に進んでいるというふうにお話を申し上げております。

それ以降の質問については、通告にございませんのでお答えはいたしかねます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 9月1日から学校が始まつたらその日から使えるというのが、更新用作業をしているので終わり次第みたいな回答だったと思います。会議録を拝見していませんので、そこがあればそのとおりで結構です。

続きまして、2番、保護者の声ですが、部活動の地域移行が始まっていますと。サッカーチーム、野球部活動は、既に吉岡中学校さんと一緒に活動になっているというように聞いております。

部員の通知表・内申書などにはどのように表記されるのかということを心配している方もいらっしゃいましたし、現在、バレーボールなどで外部コーチがいて学校名で出られるところ、関東大会、今回、柔道女子が2名、関東大会を行ったと。補助金の交付要綱が全国大会だったか、ちょっと名称忘れちゃったんですけども、訓令であるということでしたが、そこら辺について具体的に、今回バレーボールと柔道部ということで、補助金等はどうなっているかということ、内申書にどうに書かれるかということが内緒であれば結構です。秘密であれば結構です。そして、今度女子の柔道について補助金が出たのかどうかということをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） ちょっとご質問を整理しながらお答えをさせていただきたいと思いますけれども、まず、合同のチームになっている部活動について、内申等に記載をされるかということについてから、まずはお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、合同チームで部活動が行われているということは、こちらも承知しております。こちらについては、榛東中学校の部活動ということでの位置づけで活動しておりますので、中学校の学習指導要領の総則に位置づけられた教育活動でございます。

したがって、部活動としての活動であれば、単独チームであっても合同チームであっても、生徒の成長の状況を総合的に捉えるために、通知表等には記載はされますということでございます。

それから、反問いいですか、すみません。

○議長（善養寺 孝君） ただいま反問についてこれを許可いたします。

○学校教育課長（湯澤知佐子君） すみません、ちょっと確認をお願いしたいのですけれども、通知表に書くかということと、バレー部、それから柔道部の扱いが同様かということは、補助金がバレー部と柔道部に支給されているのかと言う意味なのか、合同チームでも支給されるのかという意味なんですか。

○議長（善養寺 孝君） 9番中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ただいまの反問権についてお答えします。

私の説明が足りませんでしたけれども、おっしゃるとおりです。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長、よろしいでしょうか。

答弁を再開してください。

学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほど申し上げましたとおり部活動としての活動でございますので、今回、女子の柔道の子どもたちにも補助金要領に基づいて補助金は支給されております。

また、合同チームで関東大会、全国大会に出場した場合でも、あくまで部活動での活動であるということであるならば補助金要領の適用になりますので、これも支給されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） それでは、村民のお子さんたち、何の差別もないということで安心して部活動をしてもらえばと思います。

そうしまして、次の3番目、村の行政力向上について入っているわけですが、昨年、13人新規の職員を採用されました。その職員の配置先と事務分掌の名前、増員とそれにかかった2024年1年間の総歳出額と財源裏についてということですね。その効果で村民の暮らしはどうよくなったのかについてお尋ねします。

本年7月1日、8月1日に新しい専門官と呼ばれるような方が入ったと聞いておりますが、ご紹介がないので、間違っていたら結構でございます。

昨年13人の職員が一挙に採用された、この定員増によりどの部門に何人増えたのか、具体的な係名と人数のみお答えください。

これは村民のニーズベースなのか、もしくは誰のニーズベースなのかお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、令和6年度に採用しました職員の配置先と事務分掌について、説明願いたいというところでございますので、主な事務分掌についてご説明させていただきます。初めに、総務課1名でございまして、広報に関すること、自治会及び自治会連合会に関する事などございます。

また、税務課1名は個人の村・県民税の申告、賦課減免及び徴収に関する事などです。

そして、住民生活課2名は、児童手当に関する事、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事など生活保護法の施行に関する事、そしてふれあい館に関する事、民生委員に関する事などございます。

健康保険課2名は、高齢者福祉の企画及び総合調整に関する事、敬老会に関する事など、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳に関する事など、自立支援医療に関する事などです。

健康保険課の保健相談センター2名は、健康増進事業に関する事など母子保健事業に関する事などです。

産業振興課2名は、林業の振興に関する事、狩猟に関する事など、ふるさと納税に関する事、榛東村太陽光発電事業特別会計予算及び決算に関する事などです。

上下水道課1名は、水道料金の調定及び徴収に関する事、水道の使用開始及び中止等の諸届に関する事などです。

会計課1名は、現金の出納及び保管に関する事、例月現金出納検査に関する事などでございます。

そして、最後、生涯学習課1名は、スポーツの振興に関する事などでございます。

また、ご質問のありました職員の増員の数値といたしましては、総務省が実施しております地方公共団体定員管理調査の結果に基づきますと、令和5年4月1日現在における職員数が104名、令和6年4月1日現在における職員が113名と9名の増員となっております。

こちらにつきましては、令和4年度中に5名の普通退職者が発生したことから、令和5年4月1日現在の職員数が104名となり、定員適正化計画における計画値である108名を下回り、かつ欠員の補充ができなかった事もございます。

また、令和5年度中にも4名の普通退職者、こちら一般職でございます、が発生または申出があつたことから、例年の職員採用試験に加えて追加で職員採用試験を実施し、定員適正化計画における令和6年度の計画値113名となるよう13人の新規職員を採用した経過となってございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 終わり。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位7番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

ここで、休憩といたします。再開を10時40分といたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時39分再開

○議長（善養寺 孝君） 皆さんおそろいなので、会議を再開いたします。

質問順位8番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

5番浅見隆議員。

[5番 浅見 隆君登壇]

○5番（浅見 隆君） 5番浅見隆。

最後の一般質問になりましたが、よろしくお願ひいたします。

初めに、村内の水道管の老朽化について。

老朽化した水道管の事故が後を絶たない。上毛新聞8月11日記載による上水道旧式管を35年までの10年間で全撤廃と、こういう新聞記事がありまして、これを見まして、あ、榛東村どうなっているんだろうと思ったのがこの質問の最初の質問です。

この水道管の老朽化というのは、もう替える時期に皆さん来ているんですけども、榛東村の場合にはやっぱり自衛隊の基地がありますので、この点は今まで憂慮はしてもらっているんですが、でもやはり、これは皆さん村民の生活に密着する水道料が上がるということに、皆さん、真剣になっております。

また、上げざるを得ない状況に置かれた場合には、そのときやはり決断下すと思うんですが、なるべく村自体もできる限り努力して上げる幅を少なくしなくちゃならないということで、前回も須田さんが、この件、水道管、水道料の関係ではやっていただいたと思うんですけども、前回と同じような質問になるんですが、確認の意味で今回やらせていただきます。

2022年度の全国の水道管の破損や漏水は計2万件に上ると、大規模災害のリスクに直面する中、水道事業を運営する自治体の多くは、財源確保に苦悩しております。今言ったとおりです。

住民から徴収する料金引上げも含めた検討が必要との声も上がっていると書かれております。

そこで、ここに書いてあります質問の1、本村の1960年代の鉄管は残っているでしょうかという問い合わせでありますので、お答えよろしくお願いします。

着座して質問続けさせてもらいたいと思います。お願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 岡部上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） 令和4年度に策定いたしました上水道の管路更新計画、こちらの中で、管路台帳を基に管種別に管路延長を取りまとめた資料がございます。その資料の中で、鉄管の管路延長はゼロメートルでした。

以上のことから、1960年代に布設した鉄管の使用は現在ないと考えます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

傍聴の方もおられますので、分かりやすくやらせていただきます。

この鉄管というのは、1960年代に東京オリンピックの開催の頃、全国の水道管が多く用いられました。その後、ダクタイル管という耐久年数のある支管の関係は、徐々に替えつつあるんですが、私が前回、耐震構造の関係で質問したときに榛東村は24.9%、群馬県の中で進んだほうだったんだけれども、そこに書いていますが、まだ今後とも替えていかなくちゃならないという将来負担比率といいまして、地方公共団体が将来にわたって負担すべき財政負担の度合いを示す指標があるんですが、これにのっとってやっぱり長も計画をなさっていると思うんですけども、他年にわたってこれはあまり目立たない仕事ですけれども、確実にやっていかないと負担が一遍に来てしまう。

私がこの村議会議員になったときに、当時の水道課長が40年、62億円かかるよと言われて、すごいんだな、やっぱり計画はきちんとやっていかないと大変なんだなと思いまして、そこで気づきまして、水道管に関しては老朽の関係、それから漏水。これ漏水というのも、私、ここに書いていないんですけども、質問する気はないんですが、漏水の関係も非常に関わりがありまして100%水道に使う水を上げて、貯水池から100%で流しても家庭に入していく水を使った量というのが、令和6年度で66.8%まで落ちていたんですね。

これどういうことかというと、100%金をかけて毎年6,000万からポンプアップして水道料の100%かけて貯水池に上げたものが、家庭の蛇口に流れたときが66.8%しかないと、そこの間に漏水ということが起こるんです。

その漏水がだんだんひどくなってくると、落盤事故になってきます。

これを全国で下水なり上水道でも起きている状態なんで、いち早くやっていかないといつなるか分からないと、そういうことで長々となってしまって申し訳なかったんですが、②の質問の村単独の事業で約10.3億円の新北部浄水場の継続事業、防衛省から2分の1補助がありますとありました前回お聞きしました。

この特別会計の内訳をご説明いただけますか。お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） 単独事業で10億3,000万円というお話があったんですけれども、3月の須田議員さんのご質問の中で、補助事業にこれからやる、というところで説明をさせていただきます。

令和7年度の補助対象事業費は実施設計業務委託などとして5,108万4,000円を計上しております。これは主に令和8年度から令和13年度までの管路更新工事の設計業務委託費となっており、既に設計業務委託は発注をしております。

令和7年度の当初予算ベースで、補助対象の事業に限定した財源としましては、補助金のほかに水道事業債と一般会計からの出資金を予定しております。

複雑な計算がありますので、内訳の考え方などの金額として申しますと、補助金が2,554万2,000円、水道事業債が1,915万7,000円、一般会計からの出資金が635万8,000円となっております。

一般会計からの出資金は、一般会計で出資債を起こし、上水道事業会計へ出資金として出資されるものです。一般会計で出資債には2分の1の交付税措置がありますので、そのため上水道事業会計だけの水道事業債のみで事業を実施するよりは、村全体として見ると、出資債を活用したほうが有利となるためです。

なお、出資債は令和7年度から算出基準の方法が変わったことによりまして、今回、令和7年第3回議会定例会に予算補正として上程を予定しております。そのため、補正をお認めいただければ、財源の内訳が変更となります。

また、令和7年第1回議会定例会の須田議員さんの一般質問で、令和7年度から令和13年度までの概算工事費が約10億3,000万円で、物価変動を加味しない金額で5年ごとの定期的な見直しが必要と答弁をいたしました。

近頃の物価変動では、資材の高騰や人件費の増が見込まれることから、令和8年度以降の管路更新工事費につきましては、今年度の設計業務委託が完了しないと詳細な事業費は算出できない状況でございます。

次年度以降の財源内訳は、補助金が10分の5、残りが水道事業債及び一般会計からの出資金となりますが、内訳は現時点では決まっておりません。

また、有収率のお話が出たので決算のときに説明をさせていただく予定ですけれども、令和6年度決算数値が66.8%と前年令和5年度が71.9%でしたので、5.1ポイント下がってしまいました。

日々、漏水調査、漏水工事を着実に実施した上で長期計画に基づく管路更新を行いまして、有収率の改善を図る所存でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） ありがとうございました。

皆さん、ちょっと分からぬかと思うんですが、有収率というのがございます。有る、収める、率、これが要するに漏れたものと水道管を通して料金がもらえる代金の差で漏水してしまうと、課長がおっしゃったように、だんだん毎年ずつ少なくなってくる、漏水が多くなってきますから。

ところが、やっぱり去年、令和6年の場合には5.1%急に落っこちて66.8まで落っこちたから、来年がこれが5%となると50%台に落ちるんじゃないかなと思って、心配してこれを明記してみました。この今おっしゃったことに対しては、よく自分で吟味して勉強してまいります。

それから、あともう一つお聞きしたかったんですが、私のほうの手違いで水道料金に関する有収率の関係、取りこぼしがありましたので、勉強しまして次回、この水道料の有収率、これにつきましてはまた述べさせていただきたいと思います。

どうしても、漏水箇所の選定だとか漏水調査の実施の計画だとか、こういったものは榛東村でも今までお話を聞いたところでは100万ぐらいの機械を買って調査をしているということなんですが、やつぱり広域的にやっていかないと金もかかることなんで、いろいろとお聞きしたことがありますんで、また次の機会にやらせていただきます。

どうもありがとうございました。

続きまして、2番目の中学校の施設整備についてお伺いいたします。

その前に、学校施設の管理運営につきまして、学校施設の管理は教育の顔である。

現状、中学校の校舎の南の校庭は駐車場になっていて、雑草が生えています。この場所は、私が55年前バレーボールでコートの中、バケツを持って石を拾った記憶がございます。

もう3名、4名の方がバレーボールの全国大会のことをおっしゃっていましたので、ここで長々とは言いません。ただ、私が申し上げたいのは、これが小学校、中学校を通じてバレーボールの顧問やっていらっしゃる方が、一生懸命26名の男子バレーボール部を引き連れて県大会優勝して、関東大会ベスト8まで行きまして、長崎まで行ってまいりました。全国大会まで行ってもらったと。

○議長（善養寺 孝君） 浅見議員、質問してください。

○5番（浅見 隆君） 分かりました。じゃ、やります。すみませんでした、失礼いたします。

では、1番、校舎の修理、維持管理対策は十分かという観点から1番、駐車場の風よけの棚の設置予定の考えはありますか。

失礼いたしました。訂正させていただきます。

駐輪場の風よけの棚の設置予定の考えはありますか。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） 失礼いたしました。

もう一度繰り返します。

駐輪場の風よけの柵の設置予定の考えはありますか。よろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 駐輪場でのございますけれども、平成26年2月の大雪で倒壊したものを再建築したものでございますが、現在、風よけの柵の設置について、学校等からの設置要望寄せられていないので、現時点では設置の予定はありません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） ここで申し上げましたのは、父兄からの苦情で冬の寒風の中で下校時クラブをやった後、帰るときに自転車が全部将棋倒しになっちゃっていると。何とかしてくれという要望が2件ばかりありましたので、私もちょっとその関係で見ましたら、やっぱり大変なんだろうなと思いました、ここに上げました。

検討はしていただけないでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 保護者の方からのお声ということで今承りました。

学校と十分相談をしながら、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） 検討のほう、ひとつよろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目、教育費（中学校費）体育施設の利用状況から質問させていただきます。

なお、前にも申し上げましたが、2番のテニスコート4面のうち1面が使用不能のコート、また4番目の中学校下グラウンドのトラックコース上の除草の予定について、両方で一緒にお答えいただけますか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一問一答でいいんですよね。

[「(2)と(4)一緒に結構です」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） では、まず最初のご質問で利用状況ということでしたので、そちらについて、まずお話をさせていただきたいと思います。

一問一答。

○議長（善養寺 孝君） 1個だけ言ってください。

5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） 大変失礼しました。じゃ、2番からお願ひできますか。テニスコートから。

テニスコート4面のうち、1面が使用不能のコートについて対策していただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） テニスコートですけれども、4面あるテニスコートのうち1面については、ボレー練習など限定的な用途で活用しておりました。夏場の時期は、除草が追いつかない状況もあるわけなんですけれども、生徒の活動に影響の及ばないよう適宜整備をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） この間、8月21日に刈っていただきまして、一応コート上は使えるようにはしていただきましたんで、ありがとうございました。

これにつきましては、私の息子も25年前ですが、テニス部だったのでお使いさせてもらったんですけども、そのときはやっぱり草にならない状態で4面全部使っていたということをお聞きしていましたので、この間行ったときに草があったんで気づきまして私のほうで申し上げました。

それでは、順番が違うんですけれども、④の中学校下グラウンドのトラックコース上の除草の予定につきまして、質問いたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） グラウンドにつきましては、現在、野球部の活動等、減少していることから主に授業での利用にとどまっております。

先ほどのテニスコートもそうなんですけれども、部活動の活動量、かつてのような部員の人数がいるわけではありませんので、そういったところで活動が限定的になって、トラック部分に草が生えるということは承知をしております。公仕等が除草に取り組んでおりますが、十分に追いついていない状況も、当然散見されているということで承知しております。

今後については、10月に予定している体育大会に向けて支障が生じないよう、適宜適切に除草を実施していくつもりでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

このグラウンドのトラックコースの除草の予定のところで、例えばボランティアの件でPTAとか父兄との相談というのは、今は相談はなさっているんですか。

ちょっとお答えいただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 以前はPTAの活動の一環で除草作業は行われていたということもあるようでございますが、昨今、榛東村に限らずPTAの活動、縮小傾向にございます。

保護者の負担をなるべく少なくするというような趣旨で縮小傾向にある中で、現在はPTAによる除草等の活動は行われておりません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） PTAというのは時代の流れで、なくなってしまったりということなんですかね。昔はあったんですけども、大変だとは思うんですけども、やっぱり体育施設の関係は今後ともやっていただきたい、そのように思います。

次に、中学校のグラウンド内の未舗装道と土手の除草計画について、ご質問いたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） ではまず、土手の除草については私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

土手については、先ほどのグラウンドと同様、公仕等により除草等を行っております。ただし、草が生えていることでのり面のほうにつながっている面もございますので、通行に支障がない場合には、ここについては必要以上の除草は控えているというような状況がございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

[建設課長 山口誠一君発言]

○建設課長（山口誠一君） ご質問にありましたグラウンド内未舗装道路という部分でございますけれども、これ恐らく現状で言いますと、村道堀之内3号線のことをおっしゃっているのかと思われますので、こちらについて補足の答弁させていただきます。

こちらの道路につきましては、昨年度、上水道の管を布設しております。また平成15年には公共下

水道を布設している道路でございます。

ふだんの利用につきましては、道路は狭小であり、自動車の擦れ違いができるほどの幅員もないことから、中学生等の通学路として利用されているほか、隣接の畠の耕作者の方が利用されていると推察します。

除草等につきましては、除草の繁茂状況を確認しつつ、ほかの道路等の管理と同様に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。

これ、お聞きしましたら村道の区域なんですね、このところが。それで、私も知らなかつたんですが、あの周辺に私の部落なんですけれども、このところ、草がテニスコートから1メーターぐらいのところは刈ってもらうんだけれども、残りの村道部分というか、残りの部分は住民がボランティアでやっているんで、何とかしてくださいということを承ったんで、ちょっとこの質問してみたんですが、村道という扱いでいくと、やっぱり建設課長がおっしゃったように、これ中学校へ行く近道なんですね。

それとあと1点は、クラブ活動でランニングコースにも使っていると。そういうところなんで、今度は村道じゃなくて県道になる、昇格する12メーターの道路ができると景観もよく見えますし、また中学校の登下校でも使う回数が上がると思うんですけども、そういった面から、今後交通事故等ないように、配慮するためにもまた考えていただければと思いまして話を申し上げました。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時7分休憩

---

午前11時7分再開

○議長（善養寺 孝君） 再開いたします。

質問を続けてください。

5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） これからも防災中枢センターも完成し、この道は中学校への近道であり、事故防止の観点からも村の中央の教育的美観でもありますので、ひとつ今後ともお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目の地域おこし協力隊はというのに入らせていただきます。

これは、地域おこし協力隊の件は、前回波多野議員がやっていただいたと思うんですけども、こ

れについてちょっと私のほうで認識不足だったものですから、確認の意味で一般質問させていただきました。

これにつきまして、私も勉強しまして、地域おこしはというところからやってみまして、3月に私はこの地域おこしというのをお聞きしまして、そこでどういう関係で地域おこし協力隊の人が来ててくれるのかなと思っていたら、実はワイナリーの関係だったということをお聞きしまして、そこから入っていきまして、地域おこしはどういうところなのか。

これが実際に調べてみたら、地域おこし協力隊というのは、平成21年からやっていたと。今年が令和6年になるんですが、非常に県内でも使用したところいっぱいあるんですけども、これにつきましては榛東が今度1名、しんとうワイナリーの醸造に特化して募集を図ったということで、すみません、ちょっと申し訳ありません。

地域おこし協力隊は、なぜしんとうワイナリーの醸造に特化して募集を図ったのか、選定理由と過程を述べていただきたいということでお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 浅見議員も言いましたが、令和7年第2回榛東村議会定例会の波多野議員のご質問にお答えした内容と一部重複するところがございますが、答弁させていただきます。

しんとうワイナリーは、その立地から伊香保温泉へと向かう観光バスの経由地として利用されることも多く、年間を通じて数多くの人が訪れる、村を代表する観光施設の一つでございます。

ワイナリーは当初から地元のブドウ農家さんが中心となって経営をしてきましたが、現在、その農家の方々の高齢化に伴い、後継者不足が課題となっております。

今回、受入れをした協力隊にワインの製造工程を身につけることに加え、販路を拡大するというミッションを課した理由は、ワイナリーの後継者の育成及び村のワインのさらなる発展を期待してのことです。

なお、受入れ等業務内容につきましては、受入れ側となる群馬葡萄酒株式会社側との調整が大前提となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） ありがとうございました。

後継者不足、やっぱり榛東のブドウも観光ブドウでも後継者不足あるんですけども、やはりワイナリーの継続という形と、あとはやっぱり観光の関係で選定したという理由が分かりました。

私、この地域おこし協力隊というのも、あまり自分で存在価値持つていなかったんで、協力隊が来る場合だったら、やっぱり自由な感覚で来てもらって、2年目あたりからやってもらえるのかなと思

ったんですけども、特化した醸造関係ということで後継者不足なり農業の対策にもなるし、それから観光的なものも含んでいたということがよく分かりました。改めて認識しました。

それでは、2番目の事業内容の720万の経費の内訳と、これも前回言っていた内容的なものは320万と隊員の給与と200万円の研究費、200万円の援助費というまでは分かっているんですけども、この援助費についてお伺いしたいんですけども、内訳のほうお話ししていただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） この援助費ということでございますが、主に隊員のメンタルケアを目的とした日々のサポートに要する経費でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） 私もこれ調べてみたんですが、援助費、これについて必要な費用だとは思うんですけども、私がお聞きしたところでしたら、地元出身の方と伺っていましたので、こういう関係だったら、例えば本当に困ったときというのは、地域おこし協力隊の地域での活動が円滑に行えるようなサポート体制を取っている専門のところがありまして、それは電話すると2日間の10時間というあれでサポートしてくれるんです、総務省の関係なんですけれども。

そういうものもあると思いますんで、そういうところを利用すれば、幾らかでもこの協力隊員が3年間やってもらって定住してもらって、また起業化できるかもしれないし、期待するところは大きいんですけども、協力隊員が困ったときは要請できると思いますんでお願いしたいと思います。

次に、3番目の村の費用対効果に関してお答えいただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 村に対する事業効果、費用対効果に答弁いたします。

本事業は、今年の7月から始まったもので本村では初めての試みでございます。

目的が地域おこしという抽象的要素が多いことから、現時点で導入コストに対する効果の具体的な見通しは不透明であり、費用対効果を正確に判断することは困難な状況です。今後、より詳細なデータや実績の蓄積を通じて本事業を軌道に乗せていくたいと考えています。

また、隊員は群馬葡萄酒またはワイナリーの方々と今一生懸命教えてもらいながら、日々精力的に研究、勉強して自分のできることから頑張ってくれておりますので、事業効果、期待しております。ぜひ、温かく見守っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[5番 浅見 隆君発言]

○5番（浅見 隆君） ありがとうございました。

最後に付け加えますが、隊員受け入れても途中で辞めていらっしゃる人というのもいるんです。調べましたら。3年以内に辞める人数というのが、平成31年の1月1日から12月31日までの1年間で604名、これ令和元年なんですかけれども、31年の結果ですかけれども、この当時日本全国で5,400名が隊員になっております。現在令和6年は8,000人にまで近づいていますが、群馬県では47都道府県中、15番目に多く受け入れています。

榛東村は35市町村中、3市町村が令和元年で受け入れていました。今年初めて榛東村入れましたが、やっぱり今後とも期待するところも多いし、皆さんで協力して成功させてもらいたいと思いますんで、私もそうに思います。

これをもちまして、申し訳ないですが、私の一般質問終わらせさせていただきます。お願ひいたします。  
○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位8番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。



## ◎日程第2 議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 學君発言]

○総務企画課長（一倉 學君） 議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の説明をさせていただきます。

議案書につきましては、1ページをお開きください。

まず、議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料にて説明させていただきたいと思います。

議案参考資料1ページをご覧になってください。

初めに、趣旨・目的ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。こちらにつきましては、上位法等の改正に伴いまして村でも改正するものでございます。

第1条関係、榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

改正内容でございますが、部分休業の取得について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態（第1号部分休業）に加えまして、1年につき10日を超えない範囲内の形態（第2号部分休業）が設けられ、職員はいずれかの形態を選択できるようになるものでございます。そのため、現行の条例に次のような規定を加えるものでございます。

議案参考資料3ページから新旧対照表となっておりまして、右側が現行、左側が改正案となっております。

議案参考資料、お手元5ページをご覧になってください。

新旧対照表の第21条の3で、部分休業の取得を申出する単位期間、1年間の期間を定め、第21条の4で、職員が1年につき取得できる第2号部分休業の上限を定めているものでございます。

続いて、第2条関係、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

改正理由でございますが、任命権者は、妊娠、出産等を申し出た職員又は3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度、措置等について知らせるとともに、これらの利用に係る意向を確認するための措置を講じようとするものでございます。

議案参考資料8ページ、新旧対照表の第16条の2で、新たに妊娠出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等を条項を加えたものでございます。

第16条の2第1項で、出生時の両立支援制度の個別周知、個別意向確認と配慮について、こちら職員からの妊娠出産等の申出、そして、第16条の2第2項で、育児期の両立支援制度の個別周知、個別意向確認と配慮について、3歳になるまでの適切な時期を加えたものでございます。

こちらにつきまして、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じることを新たに規定するものでございます。

議案書に戻りまして、4ページをご覧ください。

附則ですが、施行日といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行することとなります。また、第2条及び第3条関係が経過措置となっております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

先ほど、職員の定員絡みの質問をさせていただきましたので、その途中で何か13人増えたけれども

結局お辞めになつたりしていたので、何か昔の定員に戻つてしまつたような感じがしたんですけども、この条例を出すことによって2時間そういう方がいらっしゃらなくなるときには周りの人がフォローするだけなのか、従前はそうだったですけれども、確実に2時間というと大きな時間になると思うので、それ等の手当てをすると国からそういう予算が下りてくるのかと、職員の安全性といいましょうか、よりよい職場づくりに大事なことかなと思って、総括質疑その2つ、今の定員の中で賄うのか、もし定員外を雇うのかどうかということ、補助金はどうなのかということ。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど質問にありました定員の関係等につきましては、こちら人事の関係等もございますので、その都度検討させていただきたいと思っております。

また、補助金の助成制度等につきましては、こちらについては確認させていただきまして回答させていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9番、委員会付託になるのでお願ひします。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

そうしますと、今の回答の中で2時間とか10日ですけれども、今の定員管理の中でやっていくという、昔のままという形ですかね。職員の体制としてはいかがでしょうか。それだけお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時27分休憩

---

午前11時28分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきましては、時間が限定されていたりというところもございます。今まで同様に、こちらにつきましては現在いる職員等でも支えつつということで、サポートしながらということで。

今回の制度以外にも、産休、育休等もございます。いろいろそいつた制度と同様に村のほうでも扱いをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第72号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



### ◎日程第3 議案第73号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第73号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第73号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をさせていただきます。

議案書は5ページをご覧になってください。

まず、議案第73号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の6ページをご覧になってください。

榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

また、議案参考資料につきましては、11ページをご覧になってください。

趣旨・目的でございますが、公職選挙法施行令が改正され、選挙公営限度額が引き上げられたことに伴いまして、本村の議会議員及び長の選挙に係る公営限度額を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

公職選挙法施行令の改正は、最近における物価の変動等に鑑みまして、衆議院議員及び参議院議員の選挙等における選挙運動に関し、選挙運動費用、通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることを目的として行われたものでございます。

議案書に戻りまして、6ページをご覧になってください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとなります。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第73号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午前1時33分休憩

---

午後1時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで、総務企画課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員の一般質問のときにぐんま未来イノベーションLABの件で回答させていただきますということで、報告をさせていただきます。

こちら、ぐんま未来イノベーションLABは、群馬県が運営している県産業経済部未来投資・デジタル産業課が運営しているサイトでございます。

また、使用者は会員登録が必要ではないかということがございました。サイト上には会員登録の案内がありまして、会員登録により物件掲載などの一部のサービスを受けることができるようになりますが、今回村で掲載しておりますビジネス実証実験・実証フィールドの応募につきましては、会員登録がなくともサイト上で掲載物件を閲覧したり申込みしたりすることができるということでございます。

以上でございます。

---



#### ◎日程第4 議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川税務会計課長。

[税務会計課長 早川弘行君発言]

○税務会計課長（早川弘行君） それでは、議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の

認定について説明申し上げます。

まずは、議案書7ページご覧ください。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算を別添、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の5ページお願いいたします。

決算書5ページは、一般会計歳入歳出決算の実質収支に関する調書になります。

歳入総額は98億8,227万4,977円、歳出総額は96億7,285万2,069円、歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差引額は2億942万2,908円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は1億1,755万円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は9,187万2,908円であります。

これから前年度の比較の金額等も申し上げますが、金額等につきましては昨日追加で配付させていただきました資料も併せて見ていただければと思います。

前年度と比較いたしますと、歳入総額につきましては9億7,431万8,833円、10.9%の増であります。歳出総額につきましては10億2,699万692円、11.9%の増であります。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れはありませんでした。

続いて、決算書の6ページから9ページが一般会計歳入歳出決算書の歳入、10ページから13ページがその歳出となっております。

14ページからの事項別明細書へ説明を続けさせていただきます。14ページお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款村税の歳入済額は16億2,847万4,388円で、前年度と比較いたしますと5,311万4,564円、3.2%の減でございました。不納欠損額は73万2,514円、収入未済額は374万4,842円でした。

村税の収入状況等につきましては、別冊の主要施策の成果説明書119ページにまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

決算書の説明を続けます。

1款1項1目1節現年度課税分とありますが、個人住民税現年課税分の収入済額は6億8,966万9,779円、記憶にあると思いますが、6年度定額減税、これの影響などで前年度と比較いたしまして約6,000万円の減となっております。

決算書のほうは、16、17ページにお移りいただきたいと思います。

2款地方譲与税の収入済額は8,376万3,000円、前年度比77万3,000円、0.9%の増であります。

3款利子割交付金の収入済額は78万1,000円、前年度比20万7,000円、36.1%の増であります。

4款配当割交付金の収入済額は1,555万7,000円、前年度比482万1,000円、44.9%の増でございました。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は2,105万3,000円、前年度比749万4,000円、55.3%の増であります。

6款法人事業税交付金の収入済額は3,206万3,000円、前年度比332万6,000円、11.6%の増でありました。

次、18、19ページに移っていただきまして、7款地方消費税交付金の収入済額は3億5,798万8,000円で、前年度比1,428万8,000円、4.2%の増でございました。

8款ゴルフ場利用税交付金の収入済額は929万5,020円で、前年度比10万8,990円、1.2%の減でございました。

9款環境性能割交付金の収入済額は1,191万9,000円、前年度比17万6,000円、1.5%の増でございました。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金の収入済額は7,072万6,000円で、前年度比69万7,000円、1.0%の減でございました。

20、21ページに移っていただきまして、11款地方特例交付金の収入済額は9,571万4,000円で、前年度比7,110万6,000円、289%の大幅増でございました。

ここで、1項1目の備考欄を見ていただきますと、先ほど村税のところでも少し申し上げたんですが、昨年あった定額減税、この関係で定額減税減収補填特例交付金といたしまして6,902万5,000円の歳入がございました。

12款地方交付税の収入済額は17億4,846万6,000円で、前年度比1億411万2,000円、5.6%の減でございました。

13款交通安全対策特別交付金の収入済額は163万6,000円、前年度比4万円、2.5%の増でございました。

22、23ページに移っていただきまして、14款分担金及び負担金の収入済額は187万9,860円で、前年度比897万9,540円、82.7%の減でございました。収入未済額が628万9,687円となっております。ここで、1項1目2節の児童福祉費負担金、こちらのほうが保育料の無償化などで約883万円ほどの減となっております。

続きまして、15款使用料及び手数料の収入済額は3,171万988円、前年度比84万5,157円、2.7%の増でございました。収入未済額が1,656万8,700円となっております。

続いて、26、27ページに移っていただきまして、16款国庫支出金の収入済額は39億6,224万9,549円、前年度比19億6,545万2,111円、98.4%の増がありました。

こちら、32、33ページのほうをご覧ください。2項7目4節、下から四、五センチのところ、社会教育費補助金が防災中枢機能施設、複合施設事業によりまして27億1,806万7,000円の歳入がありまして、前年度に比べ約21億円の増となっております。

続いて、34、35ページに移っていただきまして、17款県支出金の収入済額は5億7,624万3,523円で、前年度比2,675万2,110円、4.9%の増でございました。

続いて、42、43ページお願ひいたします。

一番下になります。18款財産収入の収入済額は3,368万5,606円、前年度比638万9,880円、23.4%の増でございました。土地建物貸付収入、それから基金の運用利子、財産売払収入でございます。

44、45ページご覧ください。

19款寄附金の収入済額は1億9,647万2,881円、前年度比1,833万3,119円、8.5%の減でございました。主にふるさと納税、それから企業版のふるさと納税による収入でございます。

続いて、46、47ページお願ひいたします。

20款繰入金の収入済額は5億2,478万2,581円、前年度比9億5,346万6,576円、64.5%の減でございました。前年度に教育施設整備基金を12億7,650万円ほど繰り入れたことなどによりまして、今年度は比較だけ見ますと大幅の減というふうになってございます。

21款繰越金の収入済額は2億6,209万4,767円、前年度比5,025万9,083円、23.7%の増でございました。

22款諸収入の収入済額は1億91万9,814円、前年度比1,150万1,281円、12.9%の増でございました。収入未済額が4億959万5,064円となっております。

続いて、56、57ページに移っていただきたいと思います。

23款村債の収入済額は1億1,480万円で、前年度比5,030万円、30.5%の減でございました。

続いて、一番下の行になります。

歳入合計といたしまして、収入済額が98億8,227万4,977円、不納欠損額は73万2,514円、収入未済額は4億3,619万8,293円でございました。

続きまして、58、59ページで歳出の説明に移らせていただきます。

1款議会費になります。支出済額は7,816万1,370円で、前年度比308万573円、4.1%の増でございました。

60、61ページに移っていただきまして、2款総務費、支出済額は10億2,242万6,260円で、前年度比8,896万1,448円、9.5%の増となります。また、翌年度繰越額が4,376万8,000円となっております。

続いて、大きく飛んでいただきて96、97ページお願ひいたします。

3款民生費、支出済額は27億6,002万6,971円で、前年度比1億4,168万3,072円、5.4%の増でございました。住民税非課税世帯等に対します給付金事業や物価高騰等に対する給付金、それから障害者福祉に関する事業、新たな保育園の開所などがあり支出が伸びております。こちらも翌年度繰越額が734万5,000円となっております。

続いて、122、123ページお願ひいたします。

4款衛生費、支出済額は4億470万6,293円で、前年度比6,986万1,865円、14.7%の減となっております。4款2項の清掃費、こちらのほうが広域組合への負担金が増えるなどして前年度に比べ2,200万円ほど増となりましたが、前年度に行っておりました接種会場を設けての新型コロナワクチンの接種事業、それらやコロナ禍における原油価格・物価高騰の支援のための水道基本料金減免に対する

公営企業補助金等が減額になっておりまして、4款全体では減というふうになっております。また、翌年度繰越額が37万4,000円となっております。

続きまして、134、135ページお願ひいたします。

5款労働費、支出済額は387万3,128円で、前年度比26万4,866円、6.4%の減となります。

136、137ページお願ひいたします。

6款農林水産業費、支出済額は4億5,758万6,388円で、前年度比32万3,708円、0.1%の増となります。こちらも、翌年度繰越額が3,566万2,000円となっております。

続いて、150ページ、151ページお願ひいたします。

7款商工費、支出済額は1,331万8,883円で、前年度比302万751円、29.3%の増でございました。

続いて、152、153ページお願ひいたします。

8款土木費、支出済額は5億5,468万4,452円で、前年度比4,466万3,646円、7.5%の減となります。2項の道路橋りょう費や公共下水道事業に係る公営企業補助金を支出しています5項の都市計画費が減額となっております。また、翌年度繰越額が2,913万7,000円となっております。

続いて、162、163ページお願ひいたします。

9款消防費、支出済額が3億17万5,896円で、前年度比2,225万1,690円、8.0%の増でございました。広域組合への負担金が1,350万円ほど増額となっております。また、こちらも翌年度繰越額が137万1,000円となっております。

続いて、166、167ページお願ひいたします。

10款教育費、支出済額は37億8,649万6,907円で、前年度比8億8,092万600円、30.3%の増となっております。

こちらで、172、173ページご覧ください。

10款1項4目の複合施設整備費が、支出済額で29億698万4,102円、こちらの支出で前年度に比べまして9億9,700万円ほど増額となっております。加えまして、給食費の無償化などによりまして学校給食事業特別会計繰出金も前年度に比べ4,800万円ほど増額になっております。また、翌年度繰越額が5,447万円となっております。

216、217ページお願ひいたします。

11款災害復旧費の支出はありませんでした。

12款公債費の支出済額は2億9,139万5,521円で、前年度比153万9,227円、0.5%の増となっております。

続いて、218、219ページお願ひいたします。

13款の諸支出金費、14款の予備費、こちらについては支出はありませんでした。

一番下の行になります。

以上、歳出合計は、支出済額が96億7,285万2,069円、翌年度繰越額は1億7,212万7,000円、不用額

は2億6,454万9,931円となっております。

なお、決算書の220ページからが財産に関する調書、225ページが地方債現在高となっており、後ほどご確認いただければと思います。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

なお、石坂代表監査委員より着座による発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

石坂代表監査委員。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、榛東村一般会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

誠に申し訳ありませんが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、令和6年度榛東村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金に関する審査意見書、これをお開きください。

まず、1ページをお願いいたします。

第2、審査の概要の2、審査の対象につきましては、ここに記載の令和6年度榛東村各会計歳入歳出決算並びに定額の資金を運用するための基金運用状況でございます。

3の審査の着眼点につきましては、各会計歳入歳出決算書等について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼といたしました。

4の審査の主な実施内容ですけれども、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金運用状況調書及びこれらに関する書類の試査を行うとともに、関係職員から直接説明を受け、聞き取りをいたしました。また、令和6年度に実施した現金出納検査の結果及び本年5月に実施した定期監査の結果についても参考といたしました。

審査の期間でございますけれども、このページの一番下に記載のとおり令和7年7月14日から28日まで実施をいたしました。また、7月28日には現地踏査を実施いたしました。

次の2ページをご覧ください。

次に、第3、審査の結果でありますけれども、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に適合し、計数は正確であると認めました。

財務に関する事務の執行については、定期監査等で指摘したとおりであり、財産の管理等に関する

事務については、おおむね適正であると認めました。

定額の資金を運用するための基金の運用状況については、法令及びその設置目的に沿って適正であるというふうに認めました。

次に、まずは決算の概要についてですが、先ほどの説明と重複する部分もございますけれども、13ページからの審査資料によって説明をさせていただきたいと思います。

14ページをご覧いただきますと、ここが各会計の総括表になっております。なお、ここからの説明では金額については万円単位といたしまして、万円未満は切り捨ててご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(1) 決算の規模の表の一番上の行にありますように、一般会計の決算額は、歳入総額が98億8,227万円、歳出総額が96億7,285万円で、歳入歳出差引額は2億942万円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,755万円を控除した実質収支額は9,187万円で、前年度の実質収支額を控除した単年度収支額は1億3,267万円の赤字というふうになっております。

ちょっと大分飛びますけれども、35ページをご覧ください。

歳入につきまして35ページに記載がありますけれども、この表の一番下の一番右にありますように収入率のうち調定額に対する収入済額の比率は95.8%というふうになっております。これは、前年度を0.6ポイント上回っているという状況でございます。

次のページ、36ページの表の一番上の行ですけれども、村税収入は前年度から5,311万円、3.2%減の16億2,847万円でした。村税が減収となったのは、先ほども説明ありましたけれども定額減税の影響によるものでございます。なお、当該影響額については、その相当額が国費により財源手当てが行われているところでございます。また、表の一番下の行にありますように、歳入の決算額は対前年度比9億7,431万円、10.9%の増ということになっております。

次の37ページの表にありますように、村税の不納欠損額は73万円で対前年度比109万円、59.9%の減となっております。村税の収入率を見ると、前年度から0.1ポイント増の99.7%になっております。

また少し飛びまして、大分飛びますけれども、52ページをご覧ください。

52ページ、ここの表が2つありますけれども、ここの上の表の一番下の行の合計欄にありますように入込未済額は一般会計全体で4億3,619万円で対前年度比897万円、2.0%の減となっております。

次に、53ページをご覧ください。

歳出についてでございますけれども、ここにある表の一番下の行にありますように予算執行率は95.7%で対前年度比で0.9ポイント下回っております。

次に、54ページをご覧ください。

この表の一番下の行にありますように支出済額は対前年度比10億2,699万円、11.9%の増となっております。

また、次の55ページのイに記載されているように未執行額のうち翌年度繰越額は1億7,212万円で

対前年度比9,524万円、123.9%の増となりました。

不用額は、この下の表にありますように2億6,454万円で対前年度比3,793万円、16.7%の増となっています。

また少し飛びまして61ページをご覧ください。

61ページの予備費の充用についてでございますけれども、2番目の表のとおり民生費や教育費等の12件、363万円で対前年度比で507万円、58.2%の減となっております。また、予算の流用は、一番下の表のとおり22件、258万円で対前年度比47万円、22.8%の増となっております。

次に、定額の資金を運用するための基金の運用状況についてでございますけれども、申し訳ありませんけれども大分戻りまして11ページをご覧ください。

11ページ、定額の資金を運用するための基金の運用状況でございますけれども、ここに記載の表のとおりで、法令及びその設置目的に沿って適正であるというふうに認められました。

12ページに記載のとおり基金回転率は前年度の3.32回から3.74回と増加をしております。

次に、普通会計の財政分析を行いました。

19ページをご覧ください。

19ページ、(4)の普通会計財政分析でございますけれども、普通会計は、本村におきましては一般会計と学校給食事業特別会計の合計から各会計間の繰入れ、繰出し等を控除したものになります。アの決算の規模でございますけれども、歳入が98億9,953万円で対前年度比9億3,390万円、10.4%の増、歳出が96億8,986万円で対前年度比9億8,660万円、11.3%の増で、いずれも過去最大の決算規模ということになっております。プライマリーバランスは黒字で推移をしております。

次の20ページをご覧ください。

エの歳入の構成を見ますと、一般財源と特定財源の構成比は52.7対47.3で、前年度から一般財源の比率が低下をしているという状況でございます。

次に、オの歳出の構成ですけれども、義務的経費は30億6,505万円で前年度と比較して3億9,204万円、14.7%の増と大幅に増加をしております。投資的経費は34億2,826万円で前年度と比較して8億8,901万円、35%の増でございます。

次の21ページのカの主要財政指標等でございますけれども、(ア)の財政力指数は前年度と同じ0.52でございました。

次の22ページをお願いいたします。

(イ)の経常収支比率は96.7%で、前年度と比較して5.4ポイント悪化をしております。

令和3年度から令和5年度までの類似団体平均と比較しますといずれの年も3ポイント程度高く、財政構造の弾力性は低い状態が続いております。ここの一一番下のグラフにつきましては、昭和47年度以降の経常収支比率の推移を示しているところでございますけれども、令和6年度は過去最低、これ上へ上がると最低になっちゃうので、過去最低というふうになっております。

悪化した要因につきましては、表にありますように経常一般財源が充当された義務的経費、人件費、扶助費及び公債費等でございますけれども、それが前年度に比べて2億809万円、13.9%、補助費等その他経費が3,117万円、1.5%、それぞれ増加したことによりまして、経費全体では2億3,926万円、6.7%の増となった一方で、経常一般財源等が対前年度比で3,105万円、0.8%の増にとどまったということによるものでございます。

本村の財政状況につきましては、おおむね健全な状態にあると認められますけれども、本年度中に移転新築した公民館及び学校給食センターの供用が開始され、施設のランニングコストが新たに経常経費に加わることから経常収支比率がさらに悪化することが危惧されるところでございます。財政構造を総点検した上で経常的経費の削減や経常一般財源の確保に取り組む必要があるというふうに考えております。また、区分上は経常一般財源ではありませんけれども、公共施設の使用料ですとか各種手数料などの自主財源が増収になれば、結果としてその分一般財源が増加することになりますので、使用料などの受益者負担を適正水準にすることなども検討していただきたい自主財源確保に努めていただきたいというふうに考えております。

23ページの（ウ）実質公債費比率は、前年度と同じ6.7%ですけれども、これ3か年の平均値で出してしております、単年度で比較しますと令和5年度は5.3、令和6年度は7.4で2.1ポイント悪化をしているという状況でございます。

なお、参考までに申し上げますと、財政力指数は1を超えると普通交付税の不交付団体になります。また、経常収支比率は町村においては75%程度が妥当であるというふうにされておりまして、実質公債費比率は18%以上になると起債に際して許可が必要になるというものになっております。

次に、審査意見の主要事項について申し上げます。

最初のほうに戻っていただきまして、2ページの中段から第4、審査意見がありますけれども、そこに記載しているところでございますけれども、次の3ページの中ほど、17行目のところからをご覧ください。概要について述べさせていただきます。

本村の財政状況については、経常収支比率が高どまりしていることを除けば決算収支や各指標からおおむね健全な状態にあると認められます。しかしながら、今後を見通すと国の財政政策や制度の改革の影響を強く受ける状況の中、村税においては給与水準の上昇により給与所得に伸びは見られるものの人口減少に伴う村税等の減少が見込まれ、歳入の縮小基調が続くものと考えます。また、歳出面では、賃金上昇や物価の高騰による経常経費の増大や社会保障関連経費の自然増などのほか、公共施設の維持管理、老朽化対応に要する経費もますます増加していくものと考えます。

村債の現在高は、令和4年度から減少を続けていますけれども、厳しい財政状況から今後は起債による財政手当てを行うことを余儀なくされる状況となっています。一方、近年はデジタル技術の急速な進展、食料品や生活用品、原油価格などの物価高騰・高どまり、感染症の脅威とリスクの高まり、世界規模での気候変動、自然災害の頻発化・激甚化など、取り巻く環境が大きく変化しており、それ

らがもたらす住民生活や経済社会への影響を的確に捉え適切に対応していくことが求められています。また、少子高齢化や人口減少の進行による地域社会全体での支え合いの機能の弱体化や担い手不足は重大で深刻な課題となっており、村政全般において事業の目的や優先順位を明確にして不断の見直し及び効率化に全庁を挙げて取り組むことで、必要な財源を確保しつつ、住民の安全・安心を図ることはもとより、人口減少対策、地域の活性化に必要な事業に活用していくよう、事務事業の適正な執行に努めていただきたいというふうに考えております。

次の4ページをご覧ください。

4ページになりますけれども、財産の管理等に関する事務に関しまして、普通財産、土地ですけれども、約106万平方メートルのうち約2万9,000平方メートルが未利用地となっております。有休資産を維持することは行財政運営上望ましいものではありませんので、公有財産については未利用財産の処分や有効活用等を積極的に推進するよう求めるところです。

最後に、令和7年度は第6次榛東村総合計画の総仕上げの年であります。計画に示された村の将来像「子どもに夢をみんなに福祉と安心を」が実現されるよう、創意工夫を凝らした施策が展開されることを期待申し上げまして、審査意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査意見の報告が終わりました。

お諮りいたします。

議案第74号につきましては、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第74号につきましては、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

決算審査特別委員会は正副委員長を互選の上、後刻、議長まで報告をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後1時47分休憩

---

午後2時18分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

決算審査特別委員会は休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に8番波多野佐和子議員、副委員長に12番清水健一議員と決定いたしましたので報告いたします。

ここで委員長に就任されました波多野佐和子議員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

8番波多野佐和子議員。

〔決算審査特別委員会委員長 波多野佐和子君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（波多野佐和子君） ただいま委員長にご指名いただきました波多野佐和子でございます。

委員の皆様のご協力をいただきながら公平かつ円滑に審査を進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 議案第74号につきましては、決算審査特別委員会に付託いたします。



## ◎日程第5 議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

議案書は8ページをご覧ください。

議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご覧ください。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

令和6年度決算書の227ページをお願いいたします。

実質収支に係る調書です。

歳入総額は12億9,264万2,581円、歳出総額は12億7,818万971円で、歳入歳出差引額は1,446万1,610円、実質収支額は同額となります。

続きまして、228ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの現年度分、滞納繰越分を合わせまして、収入済額2億5,304万3,189円、不納欠損額212万2,149円、収入未済額1,038万7,535円でございました。

2款一部負担金の執行はございませんでした。

3款使用料及び手数料は、保険税督促手数料の2,000円でございました。

4款国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、マイナンバー制度の啓発及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修に係る補助金の363万6,000円でござい

ました。

5款県支出金は、保険給付費等交付金における医療費分の普通交付金と特定健診等負担金分などとして交付される特別交付金で8億9,170万7,376円でございました。

6款財産収入は、国民健康保険基金の利子で15万283円でした。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金と基金繰入金で1億2,029万5,110円でございました。

8款繰越金は、前年度からの繰越金で132万3,997円でした。

9款諸収入は、滞納延滞金や第三者納付金、前年度の精算金などで2,248万4,626円でした。

以上、歳入合計は12億9,264万2,581円となりました。

続きまして、230ページの歳出に移ります。

1款総務費は、国民健康保険事業を管理するための総務管理費、国保税の賦課徴収費用などで、合計1,132万4,758円でございました。

2款保険給付費は、1項の療養諸費から5項の葬祭諸費まで、合計で8億5,163万5,601円でございました。

3款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、合わせて3億8,304万5,457円でございました。

4款財政安定化基金拠出金の執行はございませんでした。

5款保健事業費は、生活習慣病重症化予防事業の委託料や特定健康診査、特定保健指導の委託料、人間ドックの助成金などで、合わせまして1,923万1,283円でした。

6款基金積立金は81万2,283円でした。

7款諸支出金は、国保税の過誤納還付金や還付加算金、保険給付費等交付金の償還金などで1,213万1,589円でした。

8款予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計は12億7,818万971円となりました。

252ページに財産に関する調書がございます。

財産は国民健康保険基金で、決算書に記載のとおりでございます。

説明は以上となります。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

石坂代表監査委員。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書の67ページをご覧ください。

初めに、決算の概要でございますけれども、決算額は歳入が12億9,264万円、歳出が12億7,818万円で歳入歳出差引額は1,446万円でありまして、対前年度比で歳入は3,410万円、2.6%、歳出は4,724万円、3.6%、それぞれ減少をしております。

国民健康保険税の収入率は、この表の一番上段右端に記載のように95.3%ということで、対前年度比で1.3ポイント上回っているところでございます。

少し飛びまして、70ページをご覧ください。

70ページの収入未済金の前年度比較の表がございますけれども、ここの1行目にありますように、収入未済金は1,038万円で対前年度比で451万円、30.3%の減少ということになっております。収入未済額は減少して収入率も前年度を上回っているという状態でございます。

不納欠損額は、ここの中の表の一番下の行にありますように212万円で対前年度比では53万円、33.8%の増となっております。

71ページをご覧ください。

歳出予算の執行率は、ここの中の表の一番下の行にありますように95.7%で、前年度を3.6ポイント下回りました。不用額は5,722万円で、内訳は主に保険給付費の4,519万円と予備費の830万円であります。

次の72ページの表をご覧ください。

表の2行目のところにありますように、保険給付費の合計額は前年度から3,926万円減の8億5,163万円であります。

次に、74ページをご覧ください。

予備費の充用でございますけれども、予備費の充用は1件、669万円で、前年度比で1,052万円、61.1%の減となっております。保険給付費の高額療養費に充てられたものでございます。また、令和6年度は予算の流用はありませんでした。

大分戻っていただきたい、6ページのほうに戻っていただきたいと思います。6ページです。

6ページに戻っていただきまして、一番下のところ、特別会計とあるところの（1）をご覧ください。

審査意見といたしましては、次のページの上から7行目からに記載をしてありますとおり収入未済額が減少し、収入率も前年度を上回っている。公平で公正な税負担の原則の下、適正な債権管理を行うとともに徹底した滞納整理対策を実施し、さらなる収入率の向上と収入未済額の縮減に努めていただきたいと考えております。

このほか、審査意見の詳細につきましては2ページから4ページに記載したとおりであります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査意見の報告が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君）　ただいま監査委員が収入未済額がかなり減ったというようなお話をありました。直接課長がベテランになって頑張ったからとか、それとも、収入未済ですから税務課が徴収を頑張ったとかということが1点と、あと、もう一つは外国人がこのうち占める割合、外国人も1人は1人だから交付金はもともとの村民と同等の交付金ができるのかという2点についてお願いします。

○議長（善養寺 孝君）　暫時休憩します。

午後2時31分休憩

---

午後2時32分再開

○議長（善養寺 孝君）　会議を再開いたします。

早川税務会計課長。

[税務会計課長 早川弘行君発言]

○税務会計課長（早川弘行君）　国保税についてのご質問でした。

監査意見もいただきましたが、徴収率の上昇、それから、収入未済のほうの減少、これにつきましては、被保険者、納税者への周知と言いますか啓発、これもありますし、一部納付いただけない方には滞納整理等を行った結果だと思っております。徴収担当のほうも頑張った結果だと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君）　健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君）　続きまして、外国人の被保険者の人数ということでございますけれども、今、手持ち詳細の資料がございませんので、お答えのほうはすみません、申し訳ございません。

○議長（善養寺 孝君）　9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君）　先ほどの2点について後刻回答いただければありがたいですけれども、よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君）　暫時休憩します。

午後2時33分休憩

---

午後2時34分再開

○議長（善養寺 孝君）　会議を再開いたします。

健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） そうしましたら、外国人につきましては件数と税額ということでよろしいでしょうか。交付金の額、失礼いたしました。交付金の額のその2点につきましては、後ほど資料のほうを確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第75号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第6 議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

議案書は9ページをお願いいたします。

議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

令和6年度決算書253ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億9,543万2,361円、歳出総額1億9,543万2,361円。歳入歳出差引額、実質収支額とともにゼロ円でございました。

続きまして、254ページ、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせまして収入済額1億4,920万1,429円、収入未済額40万4,000円となりました。

2款繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金合わせまして4,588万8,870円でございました。

3款諸収入は、保険料延滞金、保険料還付金、広域連合からの過年度精算金などで34万2,062円でございました。

以上、歳入合計は1億9,543万2,361円となりました。

続きまして、256ページ、歳出に移ります。

1款総務費は、後期高齢者医療事務を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用などで合計152万4,298円でした。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、事務費の、事務費負担金、保険料等負担金合わせまして1億9,384万2,463円でございました。

3款諸支出金は、保険料の過誤納還付金で6万5,600円。

4款予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計は歳入と同額の1億9,543万2,361円となりました。

説明は以上となります。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書75ページをご覧ください。75ページです。

まず、決算の概要ですけれども、決算額は歳入1億9,543万円、歳出も同額で前年度比で歳入歳出ともに2,217万円、12.8%の増加となっております。

アの歳入についてですけれども、収入未済額は41万円で対前年比15万円、27.4%の減となっております。収入率は一番上の表の一番下の段右端にありますように99.8%で、前年度を0.1ポイント上回りました。

次に、76ページをご覧ください。歳出についてですけれども、歳出予算の執行率は一番上の表にありますように98.9%で、前年度を0.1ポイント下回りました。不用額は211万円で、その主な内訳は予備費100万円、後期高齢者医療広域連合納付金98万円であります。また、令和6年度においては予算の流用及び予備費の充用はありませんでした。

7ページに戻っていただきたいのですけれども、すみません、7ページです。このページの10行目からになりますけれども、後期高齢者医療特別会計です、審査意見といたしましてはここのことと下にありますけれども、17行目からのところに記載のとおり収入未済額は減少したが、今後も保険料負担の公平性を確保するため、適正な債権管理を行い、収入率の向上と収入未済額の縮減を図られたいというふうに考えております。

このほか、審査意見の詳細につきましては2ページから4ページに記載したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査意見の報告が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第76号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第7 議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

議案書は10ページをお願いいたします。

議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

令和6年度決算書267ページをお願いいたします。

実質収支に係る調書でございます。

歳入総額は12億7,736万4,822円、歳出総額は12億7,097万7,013円で歳入歳出差引額は638万7,809円、実質収支額は同額となります。

続きまして、268ページ、歳入でございます。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分の介護保険料となります。特別徴収、普通徴収を合わせまして収入済額3億2,043万6,335円、不納欠損額16万9,440円、収入未済額80万9,494円でございました。

2款国庫支出金は、介護給付費に対する法定の負担金や介護予防事業の取組状況などにより交付される交付金などで、合わせて2億5,424万9,528円でございました。

3款支払基金交付金は、介護給付費等に対して一定割合で交付される交付金で、3億2,003万1,000円が交付されております。

4款県支出金も介護給付費等に対する県の法定による負担金や補助金で、1億7,672万5,000円でござ

ざいました。

5款介護予防支援費は、地域包括支援センターが行った介護予防支援に対する報酬で、714万5,505円でございました。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子で、1万6,048円でした。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金で、介護給付費等に対する法定の負担金や事務費に対する繰入金などで、1億8,575万1,135円となりました。

8款繰越金は、前年度からの繰越金で1,196万8,701円でした。

9款諸収入は、被保険者延滞金や共同設置しております介護認定審査会の精算金などで、104万1,570円でした。

以上、歳入合計は12億7,736万4,822円となりました。

続きまして、270ページの歳出に移ります。

1款総務費は、介護保険事業を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用、介護認定調査、介護認定審査会の費用などで、合計2,385万9,969円でした。

2款保険給付費は、1項の介護サービス等諸費から6項のその他諸費まで合計で11億5,936万2,066円となりました。

3款地域支援事業費は、介護予防に関する事業が主となっており、4,589万6,655円でした。

4款基金積立金は、600万1,048円でございました。

5款諸支出金は、国や県、支払基金に対する前年度精算還付金のほか一般会計への繰出金などで、3,585万7,275円でございました。

6款予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計は12億7,097万7,013円となりました。

302ページに財産に関する調書がございます。財産は介護給付費準備基金と物品で決算書に記載のとおりでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 議案の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書の77ページをご覧ください。

まず、決算の概要ですけれども、決算額は歳入12億7,736万円、歳出12億7,097万円で、歳入歳出差引額は638万円でありまして、対前年度比で歳入は2,520万円、2.0%、歳出は3,078万円、2.5%それぞれ増加をしております。

歳入につきましては、不納欠損額は51万円で、そのうち介護保険料の不納欠損額はこの表の一番上にありますとおり16万円で、収入未済額は80万円ということになっております。この表の一番下の行の右端にありますように収入率は前年度と同じ99.9%でございました。

78ページをご覧ください。

下の表にありますように歳出予算の執行率は98.8%で前年度を2.1ポイント上回りました。不用額は1,565万円で、その主な内訳は保険給付金563万円と予備費599万円であります。

79ページの表をご覧ください。

2行目の保険給付費は前年度から2,795万円増の11億5,936万円でありました。

80ページをご覧ください。79ページの一番下から続いておりますけれども、予備費の充用は1件、6,000円で前年度は充用がなかったため皆増となっております。また、予算の流用は2件、516万円で同じく皆増でございます。

7ページのほうへまた戻っていただきたいのですけれども、7ページに戻っていただきまして（3）をご覧ください。ここに審査意見がございますけれども、この（3）の後ろのほうの3行のところです。後段に記載のとおり保険料は消滅時効が2年と短いことから、期限内納付の徹底及び徴収対策を継続をして未納者への催告等により収入未済額の縮減を図られたい。また、不納欠損処分についても引き続き慎重かつ厳正に取り扱っていただきたいというふうに考えております。

このほか審査意見の詳細は2ページから4ページに記載したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査意見の報告が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第77号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第8 議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書303ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億4,013万6,736円、歳出総額1億3,989万1,138円、歳入歳出差引額24万5,598円、実質収支額同額でございます。実質収支を前年度と比較いたしますと歳入総額は798万8,154円の増、前年比6.0%の増、歳出総額は802万1,853円の増、6.1%の増でございます。

続きまして、304ページ、305ページをご覧ください。

まずは歳入でございます。305ページの収入決済、収入済額から説明させていただきます。

なお、対前年度の増減額、増減比は読み上げのみとさせていただきます。

1款事業収入、収入済額1,645万9,070円、対前年度比、対前年度4,053万3,730円の減、71.1%の減でございます。給食費無償化に伴う事業収入の減でございます。

2款使用料及び手数料、収入済額7,500円、昨年度も前年度も同額で増減はございません。

3款繰入金、収入済額1億2,308万3,867円、対前年度4,835万4,169円の増、増減率は64.7%の増となってございます。こちらも給食費無償化に伴い一般会計からの繰入金が増加したものでございます。

4款繰越金27万9,297円、対前年度比19万8,680円の増、増減率は246.4%の増でございます。

諸収入、収入済額30万7,002円、対前年度比3万965円の減、9.1%の減でございます。

歳入合計、収入済額1億4,013万6,736円、不納欠損額はゼロ円、収入未済額が191万6,266円でございます。

続きまして、306ページ、307ページをご覧ください。

学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳出でございます。307ページの支出済額から説明をさせていただきます。

なお、対前年度の増減額、増減比は歳入同様読み上げのみとさせていただきます。

総務費6,159万789円、対前年度445万8,708円の増、7.8%の増額でございます。

続きまして、事業費7,830万349円、対前年度比356万3,145円の増、4.8%の増額でございます。

予備費の支出はございませんでした。

歳出合計、1億3,989万1,138円、不用額382万8,862円。

説明は以上でございます。

なお、ごめんなさい、314ページは財産に関する調書でございます。土地、建物、それから、物品ですが記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、学校給食事業特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書の81ページをご覧ください。81ページです。

まず、決算の概要ですけれども、決算額は歳入1億4,013万円、歳出が1億3,989万円で、歳入歳出差引額は24万円であり、対前年度比で歳入は798万円、6.0%、歳出は802万円、6.1%それぞれ増加をしています。

歳入につきましては、ここ一番上の表の一番下の行右端にありますように収入率は98.7%で前年度を0.3ポイント上回りました。収入未済額は中段の表にありますように191万円で、対前年度比で8.1%の減となりました。

次の82ページになりますけれども、82ページの真ん中の表をご覧ください。

歳出予算の執行率ですけれども、この表にありますように97.3%で前年度を2.0ポイント上回りました。不用額は382万円で、内訳は主に総務費210万円及び予備費145万円であります。

83ページをご覧ください。

予備費の充用は1件、4万円で前年度比19万円の減となっております。

7ページのほうに戻っていただきまして、意見の関係になります。7ページをお願いをいたします。7ページの一番下のところです、（4）をご覧ください。審査意見といたしましては、一番下の行に記載がありますとおり適正な債権管理を行い、収入未済額の縮減を図っていただきたいというふうに考えております。

このほか、審査意見の詳細につきましては2ページから4ページに記載したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査意見の報告が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 決算書の304ページ、304ページ。歳入の一般繰入金、一般会計繰入金1億2,600万、収入済で1億2,308万3,867円、これ、一般会計から来ているわけですけれども、その財源裏、国庫金とか単純な一般財源なのかというような部分について詳細にお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 一般財源からの繰入金でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 一般財源の繰入金ですけれども、国庫金とかそういうのは一切なくて村の税収とかからということでよろしいですね。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時59分休憩

---

午後3時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 學君発言]

○総務企画課長（一倉 學君） あくまでも一般財源、一般会計のところでもご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第78号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## ◎日程第9 議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するも

のでございます。

それでは、決算書により説明させていただきます。

決算書の315ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3,457万9,559円、2、歳出総額3,302万3,205円、3、歳入歳出差引額155万6,354円、  
実質収支額は同額でございます。

次に、決算書316、317ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款事業収入、収入済額3,170万2,234円は売電収入でございます。

2款財産収入、収入済額1,586円は基金運用利子でございます。

3款繰越金、収入済額280万3,139円は前年度繰越金でございます。

4款諸収入、収入済額7万2,600円は公有財産損害保険金過年度分でございます。

歳入合計、収入済額3,457万9,559円となっております。

次に、決算書318、319ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、支出済額2,832万3,877円は基金積立金、消費税、一般会計繰出金などでございます。

2款管理費、支出済額469万9,328円は施設管理委託料、借地料などでございます。

歳出合計、支出済額3,302万3,205円となっております。

なお、決算書324ページに財産に関する調書は記載のとおりとなってございますので、ご覧ください。

説明は以上となります。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書の84ページをご覧ください。84ページです。

まず、決算の概要でございますけれども、決算額は歳入が3,457万円、歳出が3,302万円で、歳入歳出差引額は155万円でありまして、対前年度比で歳入は84万円、2.5%、歳出は209万円、6.8%、それぞれ増加をしております。

85ページをご覧ください。

中ほどの表にありますように歳出予算の執行率は99.1%で、前年度を3.3ポイント上回りました。

不用額は28万円で、内訳は総務費1万円及び管理費26万円であります。

令和6年度においては予算の流用はありませんでした。

8ページにお戻りいただきたいと思います。8ページをお願いいたします。8ページの（5）ですけれども、審査意見といたしましては、ここに記載のとおり榛東村太陽光発電所及び榛東村第二太陽光発電所は開設から10年以上経過していることから、適切に維持管理を行い、経年による変化を最小限度にとどめていただきたいというふうに考えております。

そのほか、審査意見の詳細につきましては2ページから4ページに記載したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査意見の報告が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

決算書の320ページ、事業収入がございます。予算の当初予算が2,800万で収入済が3,100万ということで、大変よい結果だと思うのですが、申し訳ないのですが発電所ごとの総収入額を分かつたら教えてください。内訳。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 売電収入の内訳でございます。

榛東村太陽光発電所2,922万593円、榛東村第二太陽光発電所8万1,568円、榛東村第三太陽光発電所240万73円となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） すみません、最初の榛東村ってところをもう一回読み上げてもらっていいですか。すみません、ゆっくり。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） ゆっくり申し上げます。

榛東村太陽光発電所2,922万593円となっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第79号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託します。



## ◎日程第10 議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定について説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書325ページをご覧ください。

令和6年度の決算書から各報告書などの順序を変更しております。

最初に令和6年度榛東村上水道事業決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

1款水道事業収益、決算額3億1,275万2,643円。前年度と比較して37万3,643円の増、増減率0.1%の増でした。

続いて、下段の支出でございます。

第1款水道事業費用、決算額2億7,450万1,959円。前年度と比較して189万4,813円の減、増減率0.7%の減でした。

続きまして、326ページをご覧ください。

（2）資本的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款資本的収入、決算額2億7,735万5,296円。前年度と比較して2億3,872万3,515円の増、増減率617.9%の増でした。

下段、支出でございます。

第1款資本的支出、決算額4億672万1,722円。前年度と比較して3億168万4,567円の増、前年比287.2%の増でございました。

なお、表の下段に記載しておりますとおり資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億2,936

万6,426円は当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,831万9,821円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,004万6,605円をもちまして補填、失礼しました、留保資金1億1,104万6,605円をもちまして補填をしております。

資本的収入収支の増えた理由ですけれども、収入の増の理由につきましては、令和5年度の繰越し分の新北部浄水場築造工事の完成に伴う企業債の借入れ、国庫補助金の増によるもの及び南新井前橋線バイパス工事に伴う水道管布設工事の工事負担金、県からの補償費の増でございます。

支出の増の理由といたしましては、収入と同様なのですけれども、令和5年度分の新北部浄水場完成に伴う工事費の支払い、南新井前橋線バイパス工事に伴う水道管布設工事の増によるものでございます。

327ページをご覧ください。

損益計算書、令和6年4月から令和7年3月までのものです。

下から4行目、1,920万7,063円、こちらが同年度の純利益です。一番下の行、当年度末未処分利益剰余金も同額でございます。

328ページをご覧ください。

こちら、剰余金計算書でございます。説明は省略をさせていただきます。

329ページをご覧ください。

令和7年3月31日付の貸借対照表でございます。最後の行、固定資産及び流動資産を合わせた資産合計は36億1,103万1,641円となります。

330ページをご覧ください。

負債の部では負債合計17億6,343万1,086円です。

次のページ、331ページをご覧ください。

資本の部で、下から2行目、資本合計は18億4,760万555円で、負債資本合計は36億1,103万1,641円となっております。

次のページ、332ページ、333ページは重要な会計方針に係る事項に関する注記等でございます。

334ページをご覧ください。

事業報告でございます。

1概況、(1)総括事項、(2)経営指標に関する事項は記載のとおりでございます。

335ページをご覧ください。

(3)議会議決事項、(4)行政官庁認可等事項、(5)職員に関する事項。

続いて、2の工事の部分は記載のとおりでございます。

336ページをご覧ください。

中ほどの業務でございます。

(1)業務量の(イ)の業務内容の主な項目を説明いたします。

一番上、給水人口は1万4,449人、前年度と比較すると92人の減。給水件数は6,099件、前年度と比較すると44件の増でした。

右のところに、表の右に移っていただきまして3行目、総有収水量163万3,761立米、前年度と比較すると2万4,581立米の減となっております。また、その上、総有収水量、失礼しました、先ほどの総有収水量の160万、163万3,761立米を1行目の総配水量に244万6,806立米で割り返したものが、ちょっとページを戻っていただきまして334ページ、(2)の経営資本に関する事項の表の下から3番目、有収率66.77%の根拠となります。こちら、一般質問で浅見議員のほうからありましたけれども、令和6年度の数値でなります。その左が令和5年度、71.88%で令和4年度は73.82%でございました。

残念ながら令和6年度においては有収率を上昇させることができませんでした。引き続き日々の漏水調査、漏水工事を着実に行った上で長期計画に基づく管路更新を行いまして、引き続き有収率の改善を図る所存でございます。

337ページに戻っていただきまして、(2)上です、事業収支に関する事項、また、(3)議会の議決を経なければ流用することのできない経費、(4)棚卸資産の購入に関する事項、こちらも記載のとおりでございます。(4)の棚卸資産等は水道の量水器でございます。

続いて、4、会計ですが、(1)重要契約の要旨は記載のとおりでございます。(2)起債及び一時借入金の状況は記載のとおりでございます。企業債の本年度末残高は合計3億6,679万6,944円で、前年度と比較して7,273万9,503円の増となりました。こちらにつきましては、令和5年度から繰越しした新北部浄水所築造工事分の借入れが増えたためでございます。

339ページをご覧ください。キャッシュフロー計算書でございます。

340ページから342ページは水道事業収益費用明細書です。

343ページと344ページは資本的収入支出明細書でございます。

345ページ、固定資産明細書です。

346、347ページは企業債明細書です。

いずれも説明は省略をさせていただきます。

以上で、令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定について説明とさせていただきます。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、上水道事業会計決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

申し訳ありませんけれども、着座にて説明をさせていただきます。

令和6年度榛東村公営企業会計決算審査意見書、別冊になっておりますけれども、お開きください。

まず、1ページをお願いいたします。

第2、審査の概要の2、審査の対象につきましては、令和6年度榛東村上水道事業会計及び下水道事業会計について審査を実施をいたしました。

3、審査の着眼点については、決算書類が地方公営企業法等に準拠して調製されているか、計数は正確か、あわせて本事業が企業の経済性を發揮するとともに公共の福祉を増進するという地方公営企業法第3条の基本原則にのっとり運営されているかを主眼といたしました。

4、審査の主な実施内容ですが、提出された決算書表が関係法令に基づいて作成され、かつ企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているか否かを会計帳簿及び証拠書類と照合するとともに必要に応じて関係職員から内容を聴取して実施をいたしました。また、現金出納検査結果及び定期監査結果についても本審査の参考といたしました。

審査の期間でございますが、令和7年7月8日から7月28日まで実施をいたしました。7月28日には現地調査を実施をいたしました。

次の2ページをご覧ください。

次に、第3、審査の結果であります。企業会計の決算報告書、財務諸表等は計数は正確で関係法令に適合し、経営成績及び財政状態を適切に表示しているものと認めました。

次に、第4、審査意見についてですが、2ページの1、上水道事業会計、このところをご覧ください。

令和6年度末における給水人口は1万4,449人で、対前年度比92人、0.6%の減、給水戸数は6,099戸で対前年度比44戸、0.7%の増となりました。

年間総配水量は244万6,806立方メートルで、対前年度比13万9,685立方メートル、6.1%の増となつたものの、年間総無効水量は81万3,045立方メートルで、対前年度比16万4,266立方メートル、25.3%の増ということになっております。

年間総有収水量は163万3,761立方メートルで、前年度比2万4,581立方メートル、1.5%の減となっています。これらの結果、有収率は約66.8%となり、対前年度比で5.1ポイント下回りました。有収率は令和2年度の77.8%から4年連続で減少を続けていて、前年度同規模団体平均及び第6次榛東村総合計画に掲げた目標値を大きく下回っております。有収率の向上は上水道事業の健全経営の根幹をなすものであり、計画的に対策を講じる必要があるというふうに考えております。

下から2行目をご覧ください。

令和6年度の供給単価ですけれども、1立方メートル当たり138円7銭、供給原価は135円25銭で販売損益が2円82銭ということになっております。過去5年間の推移を見ますと、供給単価はほぼ横ばいですが、漸減している一方で給水の原価は年々増加をしております。この傾向が続くと、販売損が生じる事態になるということが危惧される状況なので、水道使用料の徴収強化と経費節減をより一層徹底する必要があります。その上で、持続可能な経営のため水道使用料の適正な水準についても検討

する必要があるというふうに考えます。

経営成績については、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す経常収支率の下降が続いているものの、財政状態については自己資本構成比率及び固定資産対長期資本比率は良好な状態を保っています。

安全・安心な水道水の供給は住民生活の基盤ですので、今後も管路施設等の更新費用や物価高騰による事業費用の増加、給水人口の減少に伴う収益の減少が見込まれるため、水道事業を支える利用者である住民に対して水道事業の現状と将来へのリスクへの対応等について情報提供を行い、住民の理解と協力を得ながら経営の安定及び効率化に努めていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査意見の報告が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 決算書の334ページです。今、代表監査委員がご指摘いただいた令和5年度の供給単価109円、109.3円ですかね、109.3円、何か令和5年だけが極端に下がったというのは、この年だけ有収率が高かったのか、それとも、何ていうのかな、それあたりを受けて令和6年が高くなつたのかという、そういう原因分析というのをしていますか。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） こちらにつきましては、令和4年度と令和5年度につきましては、コロナ時期による基本料金の減免がございました。そのため、こちら供給単価が下がっているという状況でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第80号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。再開を3時40分にします。

午後3時27分休憩

---

午後3時39分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

---

◆

## ◎日程第11 議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。

令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定でございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

令和3年度まで公共下水道事業特別会計と農業集落排水特別事業会計を引き継ぎ、令和4年度に設置した下水道事業公営企業会計として3回目の決算認定でございます。

それでは、決算書349ページをご覧ください。

下水道決算につきましても令和、上水と同じように令和6年度決算書から各報告書などの順序を変更しております。

それでは、令和6年度榛東村下水道事業決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款下水道事業収益、決算額4億939万2,879円。前年度と比較して5,250万8,070円の減、増減費11.4%の減でした。

続いて、下段の支出でございます。

第1款下水道事業費用、決算額3億9,598万4,246円。前年度と比較して1,681万2,442円の増、増減費4.4%の増でした。

続きまして、350ページをご覧ください。

（2）資本的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

1款資本的収入、決算額3億3,219万9,999円で、前年度と比較して3,452万8,999円の増、前年比11.6%の増でした。

下段の支出でございます。

第1款資本的支出、決算額3億6,074万6,063円で、前年度と比較して705万3,509円の増、増減比2.0%の増でした。

なお、表の下段に記載しておりますとおり資本的収入額が資本的支出額に不足する額、2,854万6,064円は当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,056万4,354円及び損益勘定留保資金1,798万1,710円をもちまして補填をしております。

351ページをご覧ください。

損益計算書、令和6年4月から令和7年3月までのものです。

下から3行目、2,069万1,482円、こちらが当年度純利益です。一番下の行、当年度末未処分利益剰余金も同額でございます。

352ページをご覧ください。

剰余金計算書でございます。こちらは説明は省略をさせていただきます。

353ページから令和7年3月31日付の貸借対照表でございます。最後の行、固定資産及び流動資産を合わせた資産合計は80億8,061万6,280円です。

次のページをご覧ください。354ページです。

負債の部では一番下の行、負債合計が70億4,568万994円です。

次のページ、355ページをご覧ください。

資本の部で、下から2行目、資本合計は10億3,493万5,286円で一番下の行、負債資本合計は80億8,061万6,280円となっております。

356ページをご覧ください。

重要な会計方針に係る事項に関する注記等でございます。

357ページをご覧ください。

事業報告でございます。

まず、1概況の（1）総括事項ですが、記載のとおりでございます。

それでは、（2）の指標に関する事項、こちらで経常収支比率、こちらは使用料収入や一般会計からの補助金等の収益で、維持管理費や利息などの費用をどの程度賄えているかを表したもので、2事業とも100%を超えております。

ただし、次の経費回収率、こちらは下水道事業収益、使用料を下水道事業費用で割り返したもので、下水道使用料で下水処理費がどれだけ賄われているかを表した数値で、2事業とも100%下回っております。特に農業集落排水事業では汚水処理費用に、汚水処理費用が使用料収入によって52.91%しか賄われていないという実態を表しております。

なお、経費回収率につきましては、令和6年度の決算書からは総務省の基準による算定方式を採用し、過去の年度分についても同様の方法で計算を実施しております。

（3）議会議決事項は記載のとおりでございます。

358ページをご覧ください。

（4）行政官庁認可等事項、（5）職員に関する事項、2の工事の部分も記載のとおりでございま

す。

359ページをご覧ください。

3、業務を説明いたします。

(1) 業務量の（イ）公共下水道、（ロ）農業集落排水事業のところですけれども、ともに戸数は伸びております。令和6年度中に水洗化していただいた戸数は公共41戸、農集49戸、合計90戸でした。また、年間処理水量及び1日平均処理水量は昨年度と比較して公共下水道事業、特化も含みますけれども、こちらが増、農業集落排水事業が減となっております。その下、ハ、総合汚水処理人口普及率は人口当たりの普及率を表しております。国では国土交通省所管の公共下水道、農林水産省所管の農業集落排水事業、環境省所管の合併浄化槽の3施設を汚水処理人口に合わせるよう指導しております。本村の人口に対しまして96.55%まで汚水処理が普及しているといった数値になっております。

その下、（2）流域下水道の概要です。記載の建設負担金及び維持管理負担金を支出しております。次のページ、360ページをご覧ください。

(2) 事業収支、(3) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費、(4) 棚卸資産の購入に関する事項は記載のとおりでございます。

続いて、4、会計ですが、(1)の重要契約の要旨は該当ありません。(2)起債および一時借入金の概況は記載のとおりでございます。企業債の本年度末残高は合計で27億9,959万1,028円で、昨年度と比較しまして2億2,038万809円の減となりました。

続きまして、361ページはキャッシュフロー計算書でございます。

362ページから364ページにつきましては、下水道事業収益費用明細書でございます。

365ページ、366ページが資本的収入支出明細書です。

367ページ、368ページは固定資産明細書です。

369ページから378ページ、最後までが企業債明細書でございます。

いずれも説明は省略をさせていただきます。

以上で、令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定について説明とさせていただきます。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

[代表監査委員 石坂都夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、下水道事業会計決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

令和6年度榛東村公営企業会計決算審査意見書をお開きください。

まず、1ページからの第2、審査の概要及び第3、審査の経過につきましては、先ほど上水道事業会計の際にご説明した内容と同じでございます。

次に、第4の審査意見についてですけれども、3ページの中ほど2、下水道事業会計のところをご覧ください。

令和6年度末における処理区域内の人口は1万1,743人で、対前年度比14人、0.1%の増となっており、人口普及率は前年度から0.6ポイント増の81.2%となりました。また、水洗化人口は9,264人で率は78.9%となり、対前年度比で1.1ポイント上回っております。

年間総処理水量は87万730立方メートルで、対前年度比850立方メートル、0.1%の増となっております。

収益面では下水道事業等使用量が対前年度比26万円、0.3%の増となりましたけれども、営業前収益が大きく減となったことから、総収益は対前年度比5,263万円、11.6%の減となっております。

費用面では、営業費用が対前年度比1,679万円、5.3%の増、営業外費用が383万円、7.4%の減となり、総費用は対前年度比1,296万円、3.5%の増となりました。

下水道事業会計は地方公営企業繰出し基準に基づく一般会計からの繰入金のほか、独立採算による経営が困難であるために同会計からの繰入金、基準外繰入れでございますけれども、それで賄われているところでございます。令和6年度におきましては、公債費、建設費、減価償却費等に充てるため、一般会計から4億6,403万円の補助金等を受けているところでございます。

次のページの3行目にはありますとおり、一般会計も厳しい財政状況が続いていることから、基準外繰入れのさらなる圧縮が求められているところでございます。今後の事業運営に当たりましては、地方公営企業法第3条の趣旨に従い、経費全般について節減、合理化を推進するなど経済性を高め、安定した企業経営に努めることを求めるふうに考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査意見の報告が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第81号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第12 報告第10号 令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第13 報告第11号 令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（善養寺 孝君） ここでお諮りいたします。

日程第12、報告第10号 令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について、日程第13、報告第11号 令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についてにつきましては関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、日程第12、日程第13を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 報告第10号 令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率についてご報告申し上げます。

議案書は15ページをご覧ください。議案参考資料につきましては14ページでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率を別冊のとおり監査意見、監査委員の意見を付して報告するものでございます。中ほどの表をご覧ください。

初めに、実質赤字比率とは福祉、教育、まちづくりなど市町村の行政事務本体における赤字の程度を示す指標であります。また、この比率は普通会計で求めるものでございまして、本村においては一般会計と学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字の額の財政、失礼しました、標準財政規模に対する比率で表します。

結果といたしまして、いずれも黒字でありまして赤字は生じていないことから比率は算出されず、ハイフン表示、該当なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、この比率は本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字の財政、失礼しました、標準財政規模に対する比率を示すことになっております。令和6年度の全会計における実質収支額はいずれも黒字となりましたので、こちらも赤字は生じておらず、ハイフン表示、該当なしとなりました。

続いて、実質公債費比率でございますが、この比率は一般会計が支出した公債費はもちろんのこと、繰出金等を用いて一般会計等が実質的に負担した全会計の公債費を算出し、標準財政規模に対する比率となっております。また、過去3年の平均値で表すこととなっており、記載のとおり6.7%となっており、昨年度と同じ6.7%となり、早期健全化基準を下回っています。

最後の将来負担率、負担比率でありますが、こちらは将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率でありますが、こちらも負担額を上回る充当可能基金等があるので数値は算出されず、ハイフン表示、該当なしとなっております。

以上の一つでも表に表す早期健全化基準以上の数値となった場合は、議会の議決を得て財政健全化計画を定めるものとされております。

報告第10号 令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率についての説明は以上でございます。

引き続き、関連がございます報告第11号、併せて報告させていただきます。

令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についてご報告申し上げます。

議案書16ページをご覧になってください。

こちら、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、こちら令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率を別冊のとおり監査意見、失礼しました、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

中ほどの表をご覧ください。この比率は各公営企業の資金不足の事業の規模に対する割合でございます。対象となる会計は、上水道事業会計、下水道事業会計、太陽光発電事業特別会計の3事業でございます。いずれの会計も資金不足は生じておりませんので、数値は算出されずハイフン表示、該当なしとなっております。

報告第11号 令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についての説明は以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

初めに、報告第10号 令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について、質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、報告第10号 令和6年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率についての質疑を終結いたします。

次に、報告第11号 令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、報告第11号 令和6年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についての質疑を終結いたします。

以上、本件は報告のみといたします。

暫時休憩します。

午後4時3分休憩

---

午後4時4分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。



## ◎日程第14 議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）を提案說明いたします。

議案書につきましては17ページでございます。

今回の補正予算につきましては、法令や制度改正等による緊急かつやむを得ないものなど当初予算編成後に生じた理由により、所要の補正を行ったものでございます。

令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,172万9,000円を追加し、総額をそれぞれ77億5,155万3,000円としようとするものです。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

続いて、第2条では第2表地方債補正を行おうとするものでございます。提出日は記載のとおりでございます。

それでは、議案参考資料16ページをご覧になってください。主要な補正事項を説明してまいります。歳入から申し上げます。

なお、金額は事項の説明ベースでございます。

12款1項普通交付税7,762万1,000円。国の交付決定によります増額となります。

16款1項子どものための教育・保育給付費国庫負担金2,184万3,000円。こちらにつきましては後ほど説明いたします。歳出、児童保育費の負担金の増に伴います国庫負担金でございます。

続いて、16款2項道路メンテナンス事業補助金721万円。こちらは橋梁維持費の今井橋、今井大橋補修工事に係る国庫補助金でございます。

16款2項教育支援体制整備事業交付金160万4,000円。こちらは幼保小の架け橋プログラム促進事業といたしまして、新たに国の交付金の交付対象となったものでございます。

20款1項財政調整基金繰入金、こちらはマイナス1億990万3,000円。こちらにつきましては今回の補正により財政調整基金の繰入れ歳入をマイナスにしようとするものでございます。

21款1項前年度繰越金1,187万2,000円。前年度の繰越金の確定に伴います増額補正でございます。

なお、当初予算では8,000万円を計上しておりますので、補正後は9,187万2,000円となります。これは令和6年度決算書の5項の5実質収支と相似するものでございます。すみません、失礼しました。

第5の実質収支額とリンクするものでございます。

続きまして、23款1項水道事業債一般会計支出出資債、失礼しました、一般会計出資債1,500万円。こちら水道管路耐震化事業に係る一般会計からの支出、出資金に充てるもので、算出方法が変わったことによる起債額の増でございます。

23款1項公共事業等債590万円。こちらも先ほど道路メンテナンス事業補助金に対応する歳出、橋梁維持費の今井大橋補修工事に係る起債額の増でございます。

23款1項緊急防災減災事業債450万円。こちらは全国瞬時警報システムの受信機更新に伴い新たに起債するものでございます。

続きまして、歳出です。こちらも参考資料16ページ、17ページを基に主要な補正事項を説明してまいります。

なお、金額は事務事業ベースでございます。

2款1項公用車管理費80万8,000円。こちらはテレビ視聴可能なカーナビ付きの車を調査したところ、4台分のNHK受信契約漏れが判明したことによるもので、過年度未払いと本年度分の放送受信料でございます。

2款1項財政調整基金1,122万4,000円、全て積立金歳出でございまして、内訳といたしましては財政調整基金の積立金1,000万円と基金利子の積立金122万4,000円となっております。また、こちらの財政調整基金積立金は、補正前は4,000万円でしたので、補正後は5,000万円となります。

先ほど説明いたしました歳入、21款1項前年度繰越金の9,187万2,000円を一旦歳入として受け入れまして、地方財政法の規定によりその2分の1を下らない金額を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

続いて、2款1項防災行政無線費1,113万2,000円、こちらは全国瞬時警報システム受信機更新のための工事請負費で、受信機のサポート期間が令和8年で切れることに伴い、対応する記載メニューが確実にある令和7年度中に工事を前倒しで実施するものでございます。

続いて、3款1項障害者総合支援費878万8,000円、こちらは就労選択支援の創設に伴い障害者福祉システムの改修業務委託料33万円、扶助費として申請者の増加に伴う補装具給付に係るものが674万1,000円、障害者医療費、障害者自立支援給付費の国・県精算還付金が171万7,000円となっております。

3款2項児童保育費4,542万8,000円、こちらは子ども・子育て支援教育保育給付費の国の単価改正に伴うものが4,529万6,000円、国・県精算還付金が13万2,000円となっております。

3款2項学童保育費1,566万9,000円は、子ども・子育て支援交付金単価改正に伴う学童保育所の指定管理委託料の増額でございます。

4款3項上水道事業会計費1,500万円、水道管管路耐震化事業に係る出資金で、先ほどの歳入の23款1項の水道事業債を全額財源と予定するものでございます。

8款2項橋梁維持費1,623万6,000円は、補助金の交付決定に伴って当初で予定していた清水貝戸橋補修工事に加え、次年度計画となっていた今井大橋補修工事を前倒しで実施するものでございます。こちらも、先ほど歳入でありました16款2項の道路メンテナンス事業補助金、23款1項の公共事業債等を充当して実施を予定しております。

8款5項空き家等対策事業180万円は、空き家等対策補助金に係る増で、当初計上していた300万円が現在相談を受けているものを含め不足する見込みとなったことから、今後の補助金申請に対応し移住・定住促進を途切れなく進めるため増額をお願いするものでございます。

また、議案参考資料17ページ中ほどで地方債を変更するものでございます。水道事業債を1,750万円から3,250万円に変更します。公共事業債は1,050万円から1,640万円に変更いたします。デジタル活用推進債、こちらにつきましては当初予算に計上していた図書管理システム整備に充てるもので5,930万円から6,060万円に変更いたします。緊急防災減災事業債は1,710万円から2,160万円に変更いたします。

以上、雑駁ではございますが、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第82号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

## ◎日程第15 議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。説明のほうは議案参考資料よりましてご説明させていただきます。

議案参考資料の47ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ861万9,000円追加し、総額をそれぞれ12億5,661万6,000円としようとするものでございます。

議案参考資料の50ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますが、4款1項2目総務費補助金、補正額9,000円の増です。これは社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として、保険証とマイナンバーカード一体化に係る費用が国庫補助対象事業であり、金額が確定したため増額するものでございます。

5款1項1目保険給付費等交付金、補正額24万6,000円の減額です。これは特定健診負担金分として令和6年度追加交付分及び令和7年度交付見込みを補正するものでございます。

7款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額683万円の減額ですが、財源調整によるものです。

8款1項1目繰越金、補正額1,446万円の増額ですが、令和6年度決算確定により増額するものでございます。

9款2項4目雑入、補正額122万6,000円の増額ですが、令和7年2月診療分、療養給付費分として概算交付された保険給付費等の精算に伴いまして増額するものでございます。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料の52ページをご覧ください。

1款4項1目趣旨普及費は財源内訳を一般財源から国・県支出金へ36万3,000円変更するものでございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費ですが、財源内訳を県支出金から一般財源へ24万6,000円変更するものでございます。

6款1項1目国民健康保険基金積立金723万円の増額ですが、地方財政法第7条の規定に基づき、決算余剰金の2分の1を下回らない額を積み立てようとするものです。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金ですが、令和7年2月診療分、療養給付費分として概算交付された保険給付費等の精算に伴い増額するものでございます。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第83号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第16 議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第16、議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書は27ページをお願いいたします。説明は議案参考資料によりましてご説明させていただきます。

54ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ2,103万1,000円追加し、総額をそれぞれ13億1,457万5,000円としようとするものです。

議案参考資料の57ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますが、3款1項支払基金交付金、補正額96万円の増額及び4款1項県負担金、補正額277万1,000円の増額ですが、前年度の実績報告に伴いまして追加交付が生じたことによるものでございます。

7款2項基金繰入金、補正額1,091万4,000円の増額ですが、歳出予算の増額補正に伴い当該繰入金を増額するものです。

8款1項繰越金、補正額638万6,000円の増額ですが、令和6年度からの繰越金です。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料58ページをご覧ください。

4款1項基金積立金319万3,000円の増額ですが、決算余剰金の2分の1以上の額を積み立てようとするものでございます。

5款1項償還金及び還付金、補正額1,783万8,000円ですが、令和6年度中に交付を受けました国や県、支払基金からの各種交付金等の精算還付に伴い増額するものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
議案第84号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## ◎日程第17 議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第17、議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

議案書は30ページでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の59ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万3,000円を追加し、総額を2億190万8,000円とするものです。

歳入予算内訳は、3款1項一般会計繰入金15万9,000円の増、4款1項繰越金24万4,000円の増でございます。

歳出予算内訳は、1款1項給食センター維持管理費15万9,000円の増、2款1項学校給食事業費24万4,000円の増となります。

歳入のうち、3款については、新センターボイラー設備稼働に伴い必要となる消耗品に係る額について、一般会計からの繰入金を追加したものでございます。

また、4款につきましては、令和6年度会計決算の確定見込みにより、便宜的に計上した当初予算1,000円と繰越確定額との差額24万4,000円について追加したものでございます。

歳出については、先ほど申し上げました新センターのボイラー設備稼働に伴う消耗品費として15万9,000円の増、及び繰越金を給食の貯い材料費に充当するための24万4,000円の増となってございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 先ほどの決算で質問させていただきましたが、一般会計、一般財源が全て

ということで単純に見積りを取ればじゃんじゃん使えるという状況に、榛東村の学校教育、学校給食センターはあるのかなと、これまでの審議を見ていて思っている次第なんですが、新センターで消耗品がすぐ必要になるというのは何か見込み違いなのか、それとも何でも言つたら足りないから買っちゃおうという感じなのか、どちらなのかということをお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 新センター稼働に伴うというところですが、率直に申し上げまして見込み違いでございました。大変申し訳ありません。

本来、当初に計上するべきだったというふうに認識をしております。新センター稼働に伴いまして、様々な施設設備の操作等、実際に確認する中で中和装置がついているということを確認ができました。中和の必要がございますので、そのための消耗品が早急に必要になるということでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ボイラー等に中和装置というのは当然なことですけれども、どういうふうに見積もったかというのは謝罪であったので、もうその件については今後は気をつけていただくということだと思いますけれども、学校給食センターというのは、今後も限りなくだだ漏れで一般財源から出すと、そういうことが意思決定されているということを確認したいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時30分休憩

---

午後4時31分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員のご質問ございました、そのだだ漏れという表記、表現というのをちょっと確認させていただきたいんですけども。反問権ということでおろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問について、これを許可いたします。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ただいまの反問権について、分かる範囲といいましょうか、今後も学校給食センターを運営する上で何かその予算の方針というものは全く決まっていないのかどうか、必要が

あると言われば全て一般財源から投入する、厳密に言うと税金収入、約16億円ですけれども、そこから投入すると、何の方針もないのかというのを聞いています。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長、それでよろしいですか。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） はい。

○議長（善養寺 孝君） じゃ、答弁を再開してください。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） すみません。暫時休憩でお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時32分休憩

---

午後4時34分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長、答弁を再開してください。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどのご質問でございます。

学校給食センターにつきましては、村が管理すべき施設でございますので、適切に管理を行っていくものでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 村が管理するものはたくさんございまして、給食センターに限ったことではございませんし、受益者負担という応分の負担ということもかねてより言われておりますが、給食センターは未来の子どもたちだからいいとは思うんですが、それであれば、執行側もきっちり自主財源を稼いで、それに充てるような努力をされる気持ちはありますか。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時35分休憩

---

午後4時36分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら給食センター補正等につきましては、今までこちら村のほうの補正等を一般財源でやっております。引き続き、そのような形でございます。

今回、補正のほうをお認めいただくようお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第85号につきましては、文教厚生常任委員会に付託します。



## ◎日程第18 議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第18、議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書の33ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,057万8,000円とするものでございます。

それでは、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の64ページをご覧ください。

趣旨・目的の部分でございますが、初めに、歳入予算、3款1項事故繰越金、補正額155万6,000円は前年度繰越金でございます。

次に、歳出予算。

1款1項、事業名、一般管理費、補正額155万6,000円は一般会計繰出金でございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第86号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第19 議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第19、議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書36ページをご覧ください。

令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条 補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条 収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款水道事業収益において、既決予定額3億2,234万1,000円から補正予定額225万6,000円を減額し、計3億2,008万5,000円としようとするものでございます。

支出。

第1款水道事業費用において、既決予定額3億1,075万7,000円から補正予定額323万9,000円を減額し、計3億751万8,000円としようとするものでございます。

3条は資本的収入及び支出の補正で、まず既決予定額の本文、括弧書き中にある7,424万6,000円を5,924万6,000円、1,924万6,000円を1,924万4,000円、5,500万円を4,000万2,000円に改めまして、収入、第1款資本的収入において、既決予定額2億5,626万2,000円に補正予定額1,500万円を追加し、計2億7,126万2,000円としようとするものでございます。

資本的支出の補正はございません。

4条は予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費ですが、次のページ、37ページをご覧ください。

3,000円を追加し、計2,994万2,000円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料にてご説明をいたします。

議案参考資料69ページをご覧ください。

次のページ、70ページを含め記載の概要のとおりでございます。

次に、71ページから73ページは実施計画でございます。

74ページをご覧ください。説明書にてご説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款水道事業収益では、長期前受金戻入を225万6,000円減額しております。こちらは令和6年度決算確定に伴います減額です。

続いて、75ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項2目配水及び給水費として122万5,000円の増額となっております。こちらは令和6年度からの繰越事業の新北部浄水場築造工事が完成したことによる施設の保守点検業務委託及び動力費、電気代の増でございます。

3目総係費として21万7,000円の増額となっております。こちらは法定福利費3,000円の増、通信運搬費21万4,000円の増となっております。

4目有形固定資産減価償却費として468万1,000円の減額となっております。こちらは令和6年度決算確定に伴います減額です。

続いて、76ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款4項1目他会計出資金として1,500万円の増額となっております。こちらは一般会計からの出資金の増です。令和7年度から算出基準の方法が変更となったための増です。

以下、77ページ、78ページが予定キャッシュフロー計算書、79ページから81ページまでが給与明細書、82ページから85ページに予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第87号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第20 議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第20、議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）

について説明を申し上げます。

議案書38ページをご覧ください。

令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条 補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条 収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款下水道事業収益において、既決予定額3億2,535万8,000円から補正予定額122万4,000円を減額し、計3億2,413万4,000円としようとするものでございます。

支出。

第1款下水道事業費用において、既決予定額4億2,435万8,000円から補正予定額122万4,000円を減額し、計4億2,313万4,000円としようとするものでございます。

第3条 資本的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款資本的収入において、既決予定額2億7,647万5,000円から補正予定額7万1,000円を減額し、計2億7,640万4,000円としようとするものでございます。

支出。

第1款資本的支出において、既決予定額2億7,647万5,000円から補正予定額7万1,000円を減額し、計2億7,640万4,000円としようとするものでございます。

4条では、予算9条中で定めております一般会計からの補助金の金額3億6,303万1,000円を3億6,155万円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料にてご説明をいたします。

議案参考資料86ページ、87ページをご覧ください。

こちら記載の概要のとおりでございます。

88ページから91ページまで実施計画でございます。

92ページをご覧ください。説明書にてご説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款2項2目他会計補助金では一般会計補助金を141万円減額いたします。こちらは支出の額が確定しましたので、それに合わせた減となっております。

3目長期前受金戻入では18万6,000円増額いたします。こちらは令和6年度決算確定に伴います増でございます。

93ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目管渠費及び2目の処理場費につきましては、通信運搬費としてそれぞれ3万7,000円の増額となっております。こちらは過去におけるNHK受信料でございます。テレビが受信できる携帯電話2台分となっております。

4目減価償却費につきましては、133万8,000円の減額となっております。こちらは令和6年度決算の確定によるものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、4万円の増額となっております。こちらは令和6年度に借入れを行った企業債利息の確定による増です。

94ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款4項1目他会計補助金につきましては、7万1,000円の減額となっております。こちらは令和6年度に借入れを行った企業債の元金償還額に充てるための一般会計補助金の減です。

95ページをご覧ください。

支出でございます。

1款2項1目企業債償還金につきましては、7万1,000円の減額となっております。こちらは令和6年度に借入れを行った企業債残元金償還額の確定による減となっております。

以下、96ページ、97ページがキャッシュフロー計算書、98ページから101ページに予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第88号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで申し上げます。

本日の会議時間は会議規則第8条の第1項で定める会議時間内に全ての日程の終了が見込めないため延長したいと思います。

ここで休憩いたします。

再開を5時にいたします。

午後4時5分休憩

---

午後5時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

碓井健康保険課長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 先ほどご説明させていただきました議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、発言の訂正をお願いいたします。

歳出でございますが、議案参考資料52ページになります。

1款4項1目趣旨普及費でございますが、財源内訳ですが、一般財源から国・県支出金へ先ほどの発言では「36万3,000円」を変更と説明させていただきましたが、「9,000円」に修正をお願いいたします。

以上です。

---

◆

## ◎日程第21 議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）

○議長（善養寺 孝君） 日程第21、議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）についてご説明申し上げます。

議案書は40ページ、議案参考資料は102ページ、それから別にお配りをしました補足資料をご覧ください。

次のとおり、財産の取得を変更することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産の表示、備品一式でございます。取得価格、変更前4,378万円、変更後4,397万9,980円、契約の相手方、記載のとおりでございます。

議案参考資料をご覧ください。

参考資料の中ほどに概要としまして、取得する財産、備品一式としまして、その下に括弧書きで主な備品類、記載してございます。こうした備品類につきましては、順調に納品、設置を進めているところでございますが、一部の備品につきまして変更が生じましたので、今回お諮りをするものでございます。

変更内容につきましては、補足資料で説明をさせていただきたいと思います。

変更金額としまして19万9,980円の増額になる変更をさせていただきたいところでございますが、内容につきましては、以下に記載をしてございます。

まず、減額となる備品類です。テラス備品、机7台、椅子28脚123万7,180円の減額です。こちらは、テラスに設置するギャラリーホールに設置する備品類、これはソファーやテーブルなどと一体的に整備をするため、本業務からこの購入を除いたものでございます。

以下、増額となる備品類です。公民館備品としまして、おむつ用ごみ箱1個5,680円の増額です。こちらは授乳室内に設置するため、新規で追加をしたものでございます。

続いて、公民館備品、キャビネット11個79万8,740円の増額、それから、給食センター備品、キャビネット10個63万2,740円の増額、こちらにつきましては、キャビネットの利用方法や収納力を検討した結果、両開きタイプのキャビネットから引き出しタイプのキャビネットに変更をしたことによる増額でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いをいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今、議案参考資料で一体的なということを言われていましたが、古い中央公民館とかそういうところのキャビネットは持っていく。あらかじめ、もうそういう議論済んでいいかもしれませんけれども、存じ上げていないので、そこら辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 使用できる備品につきましては、当然新しい公民館を持っていきますが、今申し上げましたキャビネットにつきましては、新たに購入させていただく、納品をさせていただくもので予定をしてございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

6番須田仁美議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 補足資料でご説明をいただきました一体的に整備するために本事業から机7台、椅子28脚を除いたということですけれども、少しイメージが分からぬのですが、28人分座れる場所がなくなるというわけではなくて、ギャラリーホールのほうから備品を一体的にこうずらして利用ができるというような想定でしょうか、お伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 一体的にと申し上げましたのは、文教厚生常任委員会の皆様は新しい館も見ていただいたので、ギャラリーホールとテラスの位置もお分かりになると思うんですが、テラスに設置する机、椅子、それを本業務からは一旦除かせていただきましたが、そこに隣接するギャラリーホールに設置するソファーや備品類と一緒に整備をする、そういうふうに含めて、そちらの備品購入と一緒に購入をする予定でございますので、今回の備品購入業務からは除かせていただいたところです。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） すみません、勘違いをいたしました。理解いたしました。ありがとうございます。

もう1点、公民館の授乳室内におむつ用ごみ箱の設置で5,680円増ということですけれども、見させていただいて授乳室、非常に狭いところではあるんですけども、ある自治体に行ったときのごみ箱が、おむつのごみが非常に快適には利用できない状況だったことがありまして、そういうごみ箱のにおいとかそういうものに配慮されたごみ箱を置くつもりであるのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 認君） 今回追加させていただいたものは、おむつ用に使えるごみ箱用にさせていただきました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。総括的なので。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 失礼いたしました。

最後には1つすみません。キャビネット、公民館、給食センターのほうなんですかけれども、同じ種類のキャビネットなのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） こちら利用方法や収納力ということで検討させていただきました。種類としては同じものなんですが、当初の利用方法としましてファイルでの保存を現状しておりますが、群馬県や先進自治体の例を参考にしまして、文書の保存の方法を改めていきたいという考え方の下、引き出しタイプのキャビネットに変更したものです。同じようなタイプのものを予定してございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第89号につきましては、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## ◎日程第22 議案第90号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について

○議長（善養寺 孝君） 日程第22、議案第90号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第90号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてでございます。

議案書は41ページをご覧ください。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称、令和5年度（債）南小学校長寿命化改修工事。

契約金額につきましては、変更前6億3,702万1,000円で、変更後6億5,749万2,000円、変更増減額2,047万1,000円の増額となります。

契約の相手方につきましては、群馬県前橋市の小野里工業株式会社、記載のとおりでございます。

続いて、議案参考資料は103ページをご覧ください。

議案参考資料の主な変更内容等、工事の内容等につきましては、担当課の学校教育課のほうからご説明申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 私のほうからは、工事の詳細についてご説明を申し上げたいと思います。

議案参考資料103ページ、また別に配りました、昨日お配りしました補助資料等をお手元にご準備

いただければ幸いでございます。

さきの臨時議会におきましてご説明をさせていただきました南小学校長寿命化改良工事について、8月26日付で請負変更仮契約を締結いたしましたので、変更契約の内容についてご説明を申し上げます。

現在施工中の南小学校長寿命化改良工事は、構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより、建物の耐久性を高められるよう改修を行っております。建築工事、電気工事、機械工事を合わせて現契約が約6億3,700万円の改良工事となっております。

まず、建築工事の主たる工事内容でございますが、防水改修、建具改修、内装改修工事等の14種別で現契約が約3億6,900万円の工事であります。今回の変更箇所は、断熱材などの解体処分量の増や、外壁改修面積の増などでございます。外壁改修面積については、当初設計時は足場がない状況で想定した数量でしたが、実際に足場を組んで現地調査をしたところ、より劣化が進行していることが確認ができまして、補修規模も大きくなりました。ひび割れ樹脂注入456.5メートル、悪劣198か所の増工が見込まれました。

学校の運営及び工程の影響などを考えますと、長期休業中に施工する必要がありましたこともあって約503万円、比率では約1.4%の増額を予定してございます。

国土交通省が策定した営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインにのっとりまして、設計変更が可能なケースであるというところから、設計変更の対象とし工事の精算となったものでございます。

続きまして、電気工事ですけれども、電気工事の主たる工事内容は、動力設備、電灯設備、放送設備更新工事等の10種別で現契約が約8,200万円の工事でございます。今回の変更箇所は、加圧ポンプ増設に必要な電源の増加、それに伴う既存キュービクルの改修の追加などでございます。

学校の運営及び工程の影響を考えまして、長期休業中に施工する必要もございましたとから約651万円、比率では7.9%の増額を予定してございます。

なお、さきの臨時会におきまして、私の説明の中に既存キュービクルの劣化が明らかになったので改修しますとのご説明を申し上げましたけれども、確認をしたところ、正しくは消火配管の加圧ポンプ増設に電源が必要となったことから、それに伴って既存キュービクルの改修が必要になったということでございます。大変確認、認識の不十分なところがございました。おわびして訂正を申し上げます。失礼いたしました。

続きまして、機械工事の主たる工事内容は、衛生器具設備、給水設備工事、空調機器設備等の16種別で、現契約が約1億8,400万円の工事でございます。今回の変更箇所は、空調換気集中管理に必要な工事の追加、屋外トイレの給水配管の更新などであり、学校の運営及び校庭の影響を考えまして、長期休業中の施工を必要としたところから約892万円、比率で約4.8%の増額予定でございますが、国交省策定の営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインにのっとり、設計変更が可能なケースで

あるとことから、設計変更の対象とし工事の精算となったものでございます。

以上、建築工事、電気工事、機械工事等を合わせて合計2,047万1,000円、現契約に対して約3.2%の増額でございます。

当該契約につきまして議会のご承認をいただきたく、ただいま議案として提出をさせていただいたものでございます。何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

3番柳岡議員。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） 追加のご説明ありがとうございます。

説明の中でちょっと聞き漏らしたかもしれません、建設工事の外壁の改修の面積なんですが、これはどのくらいの面積の増加なのかというと、改修という言葉、例えば、キュービクルの改修と書かれているものの改修は交換なのか、中身の交換なのか、修理なのか、そこを教えていただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、外壁についてでございますけれども、私の今の説明は、面積については、すみません、手元にちょっと資料がないのでありますけれども、ひび割れの樹脂の注入が456.5メートル分というふうにご説明を申し上げました。工事をしていく中で外壁のひび割れが確認ができたので、それを都度注入していったということで、最終的な精算ということでございます。

説明、不十分で申し訳ございませんでした。

それから、改修ということですけれども、キュービクル交換するわけではなく、既存の盤を一部というんですかね、盤を交換するというふうに聞いておりますので、キュービクルそのものの交換ではございません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） ありがとうございました。

もう一つ、今回のこの改修工事、長寿命化改修工事の最終的な工事というふうに認識しておりますが、この工事は何年をもつ設計になっているんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 今後30年以上利用できるようにということを見込んでの工事ということでございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

4番宮崎議員。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 宮崎です。

前回の質疑では、私はちょっと説明が不足だということで反対をさせてもらいました。今回は昨日、本当一晩考えましてね、これをどうするかということでいろいろデータをもらったり調べたりいろいろした結果、もう湯澤課長の説明、それから総務企画課長の説明がちゃんとしていれば、今回はもう賛成しようと、こういうことで。

○議長（善養寺 孝君） いいです、質疑だから。賛成はいいです。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） そういう気持ちで今、質疑します。

要は、要するにこのキュービクルの問題もあるんだけれども、これは要するに今、柳岡議員がちょっと質問した中にあったんですけども、動力が1本増えるじゃないですかね。加圧ポンプを稼働するということは、動力を1つ増やさないと今のキュービクルでは間に合わないという話なので、それを追加すると、こういうことなんですかね。どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 本当に助けていただいてありがとうございます。

そのとおりでございます。加圧ポンプの増設に伴って電源を増設しなければならないということに伴う工事でございます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） そういうことで一つ一つをこれ検証するという話でもいいんですけれども、一番この予算を組んでかかる価格というのは、このキュービクルの一電源の増加、これが一番金額としてもかかるんじゃないかなという自分で今認識していますので、機械工事のこの内訳からそれがもっと、それより増してあるわけですけれども、これはどういうかちょっと説明してもらえばありがたいなと思うんですけども。機械工事の増ですね、これはどのくらい。これは初めの予算だと思うんですけども。どのくらいのパーセント、今も話がありましたけれども、何%という話がありましたがけれども、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 当初の機械工事の内容、金額ということでまずよろしいでしょうか。

約1億8,400万円の工事でございます、機械のところは。ですので、総額が約6億3,700万円の改良工事ということでございましたので、すぐにパーセンテージが出ないんですが、およそのその程度の比率ということで計算をさせていただいたほうがよろしいでしょうか。ちょっとお待ちください。計算します。いいですか。よろしいですか。ありがとうございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

[4番 宮崎法文君発言]

○4番（宮崎法文君） 今、話をいろいろ伺ったので、私の質問はこれで終わらせてもらいます。よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 詳しく説明をいただき、長期休暇に工事の必要があったというところをちょっと理解不足で、長期休暇に設計変更のある箇所を探して契約後、これから工事を、学校始まったわけですけれども、工事をするのか、そのところを確認させていただきたいです。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 説明不十分で申し訳ございませんでした。

そもそもこの南小学校長寿命化工事につきましては、契約の段階から子どもたちの授業、学習活動、学校生活に極力影響が出ないようにという約束の下で進められていたものでございます。

したがって、大きな音が出る工事等については、長期休業中に集中してというような約束の中で行っておりました。現在もそうですけれども、音が出ないものについては、子どもたちがいる中でももちろん工事は進行するんですけども、一部の学習に影響のあるものについては、長期休業中に集中して行ったということでございます。

したがって、この工事の変更に関わる内容が見つかった時期というか、そのタイミングというのは必ずしも長期休業中であったということではないと認識しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

今回9月30日で工期が終了するというところで、最終的にここで工事が追加されたわけですけれど

も、先ほど伺った想定30年以上ということで、当初で追加工事がこれだけ来るという想定もあったのか、今までほかの自治体とか、ほかの村内の長寿命化をやったようでしたら、そういうときにも追加工事があったのか、そういう想定のことと、あとは新築で建てていたらどの程度かかったのかというところをきちんと掘り下げて最終的に考えていたのか、伺ってもいいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 一般的な工事ということでご説明をさせていただければと思います。

このような大きな建築の工事については、工事の発注時に予見できないものも大変多くございます。工事の進捗とともにさらなる、この場合で言えば改修ですけれども、施工箇所が見つかるということは充分にあるということ、よくあることというふうに捉えております。

また、工事一度始めたら止められないものでございますので、都度発注者と業者側で連絡、相談しながら必要に応じて、一定のガイドラインにのっとって設計変更しながら進めるのは一般的な進め方かなというふうに認識をしております。

ガイドラインの中に軽微なものは工期末に行なうことをもって足りるというような記載もございまして、今回精算となつたわけなんですかけれども、一般的な工事というのはそういうふうに進んでいくものだということでございます。

村内のほかの工事ということで、の事例ということではないんですが、そんなお答えでまずさせてもらえればと思います。

また、全面的な建て替えを比べてどうだったかということですが、詳細な正確な数値、検証した数値については、申し訳ありません。今手元に準備がないですけれども、長寿命化改良工事のほうが負担がないということでの一般的な認識を私はしております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 長寿命化工事のほうが負担がないという想定ということですけれども、学校に通われている児童さんからは、その長い間、ずっと結構気を遣つたり大変な思いはしたということは伺っております。また卒業式だけれども、学校がいろいろ見えなくなっていたとか、そういうのを聞いております。

最後に、中央公民館が建築工事、電気工事、機械工事等を分けて契約をしていたわけですけれども、今回あえてこの同じ契約変更で同じ業者さんとやっていったり、別に契約をしたりしなかつたりという、そういうところの理由、最後に伺います。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時30分休憩

---

午後5時32分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） そうすれば、先ほどの質問でございます。

こちらにつきましては、直接議案のほうとは関係はございませんので、答弁のほうは控えさせていただきたいとは思うんですが、基本的にこちらのほうにつきまして、こちら1者という形で業者のほう選定させていただいております。

以前に、こちらにつきましては、議会の議決をお諮りいたしまして議決を得ているということで申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） 私も最後に質問させていただきたいんですが、今回、この最初の契約が締結して、一度目の常設という形で令和7年9月30日に延ばしました。そこからもう一回、1,647万1,000円の増額、今回2,047万1,000円の増額という形で来ているんですが、このときまで工期は延ばしていないですね。今回3,694万2,000円分の工事が最初の工事延ばしたときから、それだけのボリュームの工事しているはずなんですが、今回おっしゃられている9月の末の工事までに間に合うものかどうか、最後確認させてください。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 間に合わせるために少々無理なスケジュール等を承知しながら、臨時議会等お世話になっているわけなんですけれども、基本的には工期延長をしないで進めていくということをございます。

今回説明にございましたように、工事の精算という意味合いも含んでおりますので、これからするものと、それから既に済んでいて精算のものもございますので、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

8番波多野議員。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 前回のお話の中でこれが最終だという最後の変更だというところのお話

だったんですけども、トータルの金額の中で補助金等を使われたと思うんですけども、その金額とかあとパーセンテージ、お分かりになるようでしたらお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） そちら今お話しいただいた財源の確保につきましては、先日の臨時議会のほうでもご説明させていただきました。

今回の工事につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金といたしまして3分の1以内、残額の90%については学校教育施設等整備事業債を充当しております。

しかし、文科省が定めます補助単価、こちらは平米当たり工事から算出される単価と、実際の工事単価には相違がございまして、工事費の3分の1の補助が難しいということで想定はなされております。ただ今回増額をお願いしている工事につきましても、補助対象でございますので、交付申請等の手続というものは引き続き行ってまいりますが、交付金額は満額交付されないおそれというところもございます。そういう中でいろいろ事務のほう着手しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに。

8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

皆様の努力をされているというところが大変分かりました。

あともう本当に簡単な質問なんすけれども、この断熱材などの解体処分量の増というところなんですが、どのぐらいの増というところなのか、数量的なものが分かればお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） すみません。数量というのがこちらで掌握していないんですけども、金額でもよろしいですか。ちょっとお待ちください。

では、金額で申し上げます。

断熱材などの解体処分量の増に伴いまして170万円の増額でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今説明いただきました国交省の営繕契約にのつとて変更契約とおっしゃられて、ガイドラインにのつとて大きな仕事は予見できないということで施工箇所があると。一度

に始めたら止められないというお話をございました。

平成5年から予算も大幅に変わってということで今のような質問があつたんだろうと思いますけれども、そもそも国交省の営繕契約にのつとてじゃなくて、この群馬県の北群馬郡榛東村においては、榛東村公共施設等総合管理計画というものがつくられておりまして、その中に30ページに第4章、中長期的な財政見通しと更新費用ということで1-1、建築物の大規模改修・建替えの試算条件、更新周期や単価については総務省監修の公共施設等更新費用試算ソフトにおける標準単価・標準更新周期を用いますと明言されているんですけども、これにのつとらずにその長寿命化はされたんでしょうかということが1点と、その単価において、これがどのように反映しているのかということをお聞きします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時39分休憩

---

午後5時40分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

副村長。

[副村長 小池秀樹君発言]

○副村長（小池秀樹君） 今、中島議員からご指摘のあった公共施設等総合管理計画の修繕の方向性については、総務省のほうが出しているパッケージに基づいて修繕で幾らかかりますよというのを平成29年だったと思うんですけども、この施設は幾ら改修にかかりますというのをパッケージで出しております。村もそれを使っております。

先ほど学校教育課長が説明した国交省のガイドライン、設計変更に関するガイドラインというのは、工事を行っている際、現実的に行っている際、変更契約ができるガイドラインの示したものでございますので、公共施設等管理計画のときのパッケージで使った総務省のパッケージとガイドラインは全く別のものでございまして、工事を行っているほうのガイドラインの説明については、担当課より説明させます。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 国土交通省は、営繕工事の発注において、公共工事の品質確保に関する基本理念にのつとて関係機関等との協議を調べ、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月に営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインを策定しております。

今回の設計変更については、この設計変更ガイドラインにのつとて行ったことのご説明でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 文部科学省の補助金で、その補助単価で用いて設計しているということ、営繕契約の契約方法は、手法はそうかもしれませんけれども、単価は文科省の単価だったり、こちらの公共施設の単価ということがあらかじめ用いますと言い切っているので、そんな国交省の営繕契約の手法ね、手続の仕方は確かにその順番はそれでいいと思いますけれども、ここではじいた金額というのは、ちゃんとそれにのつった数字になっているのかというのを一旦確認しなくても大丈夫ですかということを聞いています。これだけの計画はできていて、公共建築物の長寿命化についても方針がきっちり出ています。改修単価も大規模改修単価も、建て替え単価もここに明記されています。こういったものを理解せずに発注しているのかどうかということが若干心配ですね。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時43分休憩

---

午後5時54分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

小池副村長。

[副村長 小池秀樹君発言]

○副村長（小池秀樹君） 先ほど中島議員から公共施設等総合管理計画の中の30ページに公共施設等更新費用の試算のソフト、これは総務省のほうが監修しているソフトで、今後、町の建物とかそういうのが全てこの試算ソフトに基づいた単価でやっていくんじゃないかということが計画書に書いてあるということでございましたが、今確認をさせていただきました。

平成29年3月に村にある公共施設が相当ひどく、橋が老朽化している、あるいは村営住宅が老朽化している、それらのことを今後どのくらいお金がかかるんだろうということで、全部積算してもらうのはすごいお金がかかるので、全国一律だったんですけども、総務省のほうが監修した公共施設等の更新の費用のソフトがあるから使ってくださいよということで、実は私の勤めていた市でもそのソフトを使って監修させていただきました。

そこに書いてあるのは、第4章、中長期的な財政見通しと更新の費用ということで試算の条件ということで、更新周期や単価については、総務省の監修の公共施設等更新費用試算ソフトにおける標準単価・標準更新周期を用いますとだけ書いてあるわけで、これを用いて大体、この村ではどのくらいの改修費用がかかりますよだと、そういうのを出して、それが32ページ以降全部表となって幾らの経費がかかりますよというのを積算した試算をしたものであって、この計画をつくるために総務省の試算ソフトを使っただけであって、この計画に基づいて今後も総務省の試算ソフトを使って改修の費用を積算しますよということはどこも書いてありませんし、総務省の試算ソフトはそんなに正確で

はございませんので、その後、個別計画ができていますけれども、個別計画については、業者に委託してこここの老朽化がどのくらいの劣化度でどうだったとか、そういうところは現実にやっていますで、中島議員の言ったのは事実と全然違うということで答弁させていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 事実と違うということですが、これ榛東村公共施設等総合管理計画ということで、これまでの答弁で一倉総務企画課長が榛東村にはこれがございますから、児童館等とともに回答いただきました。そして、国交省の營繕契約というものがあるとすれば、文科省にも營繕契約が必ずあると思われます。そういったちぐはぐな使い方ではなくて、きちんと方針立ててされることがいいかなと。これが違うんであればホームページから下げる、村民にあらぬ誤解をしないようにされたほうがいいと思いますし、それについて、これは変更をかけるんであれば、これは単純なプラン、計画ですからプランですけれどもというようなことを明確にしておかないと榛東村のアイデンティティーがどこにあるのか分かりませんということで、総務企画課長、これまでこれを使ってきたけれども、これが違っているのかどうかということと、あとはその文科省には營繕契約がないのかどうかということをお尋ねして、私の質問を終わります。

○議長（善養寺 孝君） 副村長。

[副村長 小池秀樹君発言]

○副村長（小池秀樹君） この公共施設管理計画が現に村の公共施設等総合管理計画として生きています。

先ほど申しした発言の中で、その公共施設等管理計画に出ている総務省のパッケージを使って積算して出さないと駄目じゃないんですかというのが事実と違うという話をしたので、そのところだとその公共施設管理計画の位置づけは全く違うもので、中島議員が一部のところを切り取って話をしたところは事実と違うと言ったので、そのところは正確にご理解いただければありがたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 私のほうからは、設計変更ガイドラインのことについて、再度ご説明を申し上げます。

国土交通省が定めているのは、工事を進行するに当たって營繕工事、工事に関わるものと定めているのが国交省の定めでございます。文科省にも設計変更ガイドラインがあるのではないかというご指摘でしたけれども、文科省で定めているのは、先ほど一倉総務企画課長の答弁の中でも申しましたとおり、補助金額の単価を算定するための基準でございますので、全く違うものでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君）ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第90号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第90号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君）異議なしと認め、議案第90号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君）討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第90号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君）全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで生涯学習課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君）すみません。

先ほど議案第89号の説明をさせていただいたところですが、議案書の中に一部表記誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

議案書の40ページでございます。

その中に取得価格が記載してございまして、変更後4,397万9,980円、その下に、うち消費税及び地方消費税に相当する額として「399万8,100円」と記載してございましたが、正しくは「399万8,180円」でございました。訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（善養寺 孝君）ここで須田議員から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番須田仁美議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 皆様、お疲れのところ、すみません。

前回の6月の定例会にて提出しました動議につきまして、議長にお預かりをいたいたんですけども、会議継続の観点から整理が必要と考え話し合った結果、本日、改めて動議を提出することとさせていただきました。

賛成者1人をもって提出をさせていただきたいと思います。

議長、よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩といたします。

午後6時2分休憩

---

午後6時15分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） ただいま、須田議員から不規則発言禁止規定及び議員倫理要綱等に関する動議が提出されました。

この動議は提出者のほか1名以上の賛成者がありましたので、成立いたします。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることについて採決を行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、この動議は日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1 不規則発言禁止規定及び議員倫理要綱等に関する動議

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第1、不規則発言禁止規定及び議員倫理要綱等に関する動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番須田議員。

[6番 須田仁美君登壇]

○6番（須田仁美君） ありがとうございます。

本日提出させていただきました不規則発言禁止規定及び議員倫理要綱等の整備に関する動議ということでご説明申し上げます。

榛東村議会が秩序を守り、議員全員が安心して活動できる環境を整え、住民の信頼に応えるため、次の事項について議会運営委員会に付託し協議されるようお願いいたします。

協議を求める事項。

1、不規則発言の禁止規定整備。

本会議、委員会、休憩中を含め、やじ・私語・威圧的発言を禁止する旨を会議規則に整備すること。

2、違反時の対応

違反があった場合は、議長または委員長が注意や是正を行い、必要に応じて懲罰動議に付することを検討すること。

3、相談窓口の設置。

議会事務局に相談窓口を設け、秘密保持を徹底し、顧問弁護士を活用して専門的助言を得られる体制を検討すること。

4、議員倫理要綱の制定。

誠実・公正・節度を基本姿勢とした行動基準を定め、議場内外の言動に加え、SNSでの発信についても住民の信頼を損なわないよう努める旨を含めること。

5、将来的な政治倫理条例の検討。

重大な不適切行為に対応できるよう、調査や説明責任を果たせる拘束力ある条例制定を視野に検討すること。

以上、本動議を提出いたします。

議長におかれましては、直ちに本動議を議題として諮り、採決に付されますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

9番 中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） それでは、今提出された動議のところの1番の不規則発言の禁止規定整備ということで、ここに書かれていることのとおりやるんだろうと思うんですが、本会議、委員会、休憩中を含め、やじはまあいいんですけども、休憩中も私語駄目という、威圧的な私語発言となるのか。全くしゃべっちゃ駄目なのかということ、禁止する旨を会議規則に整備することというの、という理解でいいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 内容といたしましては、議案の審議中に質疑等の間、暫時休憩等が多々ありますけれども、そこでそういうものを妨害したりするようなやじや私語、そういう威圧的発言を

禁止するという意図でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） そうしたら、これ委員会の暫時休憩中を含めと入れてもらわないと、議員控室でお弁当食べるときに私語言っちゃいけないというふうに思ったんですけども、ちょっと困っちゃうのでお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 多々失礼をいたしました。

こちらは暫時休憩中の休憩中ということでございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番柳岡議員。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番（柳岡利精君） こちらの動議につきまして、私のはうから一言お願いというか質疑を言わせていただきたいんですが、議会運営委員会に付託しという記載がございます。こちらのはう、いわゆる全員の議会全員に関わることなので、議会運営委員会でなく全員議会のはうでお話をいただくことは可能でしょうか。していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 全員での特別委員会等も考えましたが、議会の運営に関しては、議会運営委員会で運営についてということで所轄でございますので、議会運営委員会で話し合って出来上がった案は、皆様にご提案するとか、そういう形で今までどおり進めていく流れといたしまして、議会運営委員会に付託するということで動議をさせていただきました。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今初めて拝見したんですけれども、4番目、議員倫理要綱の制定という誠実・公正・節度を基本姿勢とした行動基準を定め、議場内外の言動に加え、SNSでの発信というんですけれども、議場内外というのは、いずれにしても、それは例えば酔っ払い運転とか交通事故とか、公序良俗に反するものはできないけれども、こういうことが定められるんでしたっけということをお聞きして、今議論しなくてもいいんですけども、ここに書いてあるものが全てだと言われちゃうと困るんですけども、そういうこともあるんじゃないかなというのことを検討していただくということで進めていただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） こちらの5つの規定は提案をいたまして、議会運営委員会に付託し、そこでの必要でというところを議論いただきたいということで案でございますので、これが全てというわけではなく、加えてご説明しますと、こちらの誠実・公正・節度を基本姿勢とするのは、他議会、群馬県ですと大泉町とか、あちらの東毛のほうはすごく整備されているんですが、公人をいたしまして政治倫理をきちんと持ちましょうという広く、そういう意味でございます。品位を保ってということです。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

不規則発言禁止規定及び議員倫理要綱等に関する動議につきましては、議会運営委員会に付託して審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本件は議会運営委員会に付託いたします。よろしくお願ひします。



## ◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

これで令和7年第3回榛東村議会定例会第2日目を散会といたします。

遅くまでご苦労さまでした。お疲れさまでした。

午後6時25分散会

令和 7 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 錄

第 3 号

9月16日（火）

# 令和7年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

令和7年9月16日（火曜日）

## 議事日程 第3号

- 令和7年9月16日（火曜日）午前9時30分開議
- 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第73号 榛東村議會議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 委員長議案審査報告（決算審査特別委員会委員長報告）
- 日程第 5 議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 発委第 7号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について
- 日程第 7 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 8 議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第16 議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）
- 日程第24 議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購

入業務)

日程第25 発委第 6号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第26 委員会の閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

日程第28 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第29 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第30 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第31 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

日程第32 議員派遣の件について

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第32まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第91号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第6号）

## 出席議員（12名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	6番	須田 仁美 君
7番	三俣 実 君	8番	波多野 佐和子 君
9番	中島 由美子 君	10番	生方 勇二 君
11番	善養寺 孝 君	12番	清水 健一 君

## 欠席議員（なし）

### 説明のため出席した者

村長	南千晴 君	副村長	小池秀樹 君
総務企画課長	一倉学 君	税務会計課長	早川弘行 君
住民生活課長	富澤光彦 君	健康保険課長	碓井由果 君
産業振興課長	狩野宏記 君	建設課長	山口誠一 君
上下水道課長	岡部貴一 君	教育長	須永光明 君
学校教育課長	湯澤知佐子 君	生涯学習課長	村上誠 君

### 事務局職員出席者

事務局長 関口健一 書記 天田華子

## ◎開 議

午前9時30分開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第3回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

日程に入る前に、碓井健康保険課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてにおきまして、中島議員よりご質問いただきました2点につきまして回答を申し上げます。

1点目の国民健康保険被保険者のうち外国人の人数でございますが、令和7年4月1日現在で44名でした。

2点目の交付金でございますが、医療費に対する交付金といたしまして、普通交付金がございます。普通交付金につきましては、原則、被保険者の医療費につきまして外国人の区別なく交付されるものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 本日の会議は議事日程第3号により進めてまいります。



## ◎日程第1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、委員長議案審査報告を議題といたします。

議事日程第2及び議事日程第3の議案について、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番三俣実議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 9月2日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、報告を行います。

9月9日、午前9時30分から301会議室において、議長を含む委員全員、執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号 榛東村議會議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてにつきましては、条例改正に伴う財源について、質疑が行われました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の審査報告が終了しました。



## ◎日程第2 議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第72号 榛東村職員の育児休業等に関する条例及び榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第3 議案第73号 榛東村議會議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第73号 榛東村議會議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第73号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成10。

賛成多数によって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



#### ◎日程第4 委員長議案審査報告（決算審査特別委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、委員長議案審査報告を議題といたします。

議事日程第5の議案について、決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

8番波多野佐和子議員。

[決算審査特別委員会委員長 波多野佐和子君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（波多野佐和子君） 決算審査特別委員会委員長報告（令和6年度一般会計歳入歳出決算）について。

9月2日の本会議において当委員会に付託されました、議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についての審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

9月4日及び9月5日の両日、午前9時30分から301会議室において会議を行いました。

会議には、両日とも委員全員が出席し、また、議長及び執行から村長、副村長、教育長並びに関係所属長出席の下、慎重に審査を行いました。

9月4日には、総務企画課、税務会計課、住民生活課、健康保険課、産業振興課、建設課、議会事務局の歳入歳出決算について、所属ごとに審査を行いました。

歳入では、村税、キャンプ場使用料、住宅使用料、ふるさと公園使用料、法人事業税交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、緊急防災・減災事業債などについて、質疑が行われました。

歳出では、職員給与費、行政振興費、総合行政システム費、交通安全対策費、防災行政無線費、コミュニティ供用施設費、公共交通対策費、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業、災害対策

費、会計管理費、社会福祉協議会費、社会福祉総務一般経費、老人福祉一般経費、老人措置事務費、元気高齢者支援事業費、福祉医療費、地方改善対策一般経費、ふれあい館管理運営費、榛東村高校生世代への特別児童手当、地域子育て支援事業、児童保育費、児童館管理運営費、学童保育費、環境衛生対策一般経費、予防費一般経費、母子保健事業費、健康増進費、ふるさと納税促進事業、地域おこし協力隊運営事業、移住・定住促進事業、農地有効利用促進事業、村づくり産業祭費、林業総務費、創造の森等維持管理費、観光一般経費、ふるさと公園費、道路維持一般経費、橋りょう維持費、村営住宅管理費、公園一般経費、議会一般経費などについて、質疑が行われました。

9月5日には、上下水道課、学校教育課、生涯学習課の歳入歳出決算について、所属ごとに審査を行いました。

歳入では、中学校使用料、保健体育使用料、農業用水維持管理基金運用利子、学校・家庭・地域連携協力推進事業参加者負担金などについて、質疑が行われました。

歳出では、浄化槽整備事業費、農業用水維持管理費、下水道事業会計費（農業集落排水事業）、学校教育総務費、学力向上推進費、小学校整備事業、学校給食事業特別会計費、北小学校運営費、北小学校維持管理費、南小学校運営費、南小学校維持管理費、中学校運営費、中学校維持管理費、北幼稚園運営費、北幼稚園維持管理費、南幼稚園運営費、南幼稚園維持管理費、複合施設整備事業、学校・家庭・地域連携協力推進事業、保健体育一般経費、社会体育施設管理費、南部コミュニティセンター維持管理費、南部コミュニティセンター運営費、耳飾り館運営費などについて、質疑が行われました。採決の結果、令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算については、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

また、令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算に改善すべき点がある場合の改善要望書の作成を、委員長、副委員長に一任し、本定例会に提出することを全員賛成により決定いたしました。

委員会終了後に、委員長、副委員長において作成した改善要望事項は次の4点です。

1、財政状況を十分考慮し、事業の検証などを行い、安定的で村民が安心して暮らせる財政運営を進めること。

2、職員の時間外勤務の削減と業務配分の一層の適正化及び業務改善のさらなる推進を図ること。

3、村民の福祉向上のため、しんとう温泉ふれあい館の健全な運営を村が責任を持って支えること。

4、ふるさと納税の拡充に向け、より一層の施策を推進すること。

以上、委員長報告といたします。

令和7年9月16日、決算審査特別委員会委員長、波多野佐和子。

○議長（善養寺 孝君） 決算審査特別委員会委員長の審査報告は終了しました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第74号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時46分休憩

---

午前9時46分再開

○議長（善養寺 孝君） 再開します。

---

## ◎日程第6 発委第7号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、発委第7号 令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元の改善要望書について村長に提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、令和6年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書を村長に提出することに決定いたしました。

---

## ◎日程第7 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、委員長議案審査報告を議題といたします。

議事日程第8から議事日程第14までの議案について、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会委員長から審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第75号から議案第81号までのうち、9月2日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、報告を行います。

9月9日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、榛東村第二太陽光発電所の売電単価、設備機器の現状について、質疑が行われました。採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてにつきましては、減価償却費、管路等の更新状況について、質疑が行われました。採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定についてにつきましては、令和6年度における本管管路整備工事の実施状況について質疑が行われました。採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番浅見隆議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第74号から議案第81号までのうち、9月2日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

9月11日午前9時30分から、301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、歳入では、国民健康保険税の徴収方法や不納欠損について、歳出では、療養給付費、保健衛生普及費、特定健康診査等事業費について、質疑が行われました。採決の結果、本議案は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして

は、徵収費について、質疑が行われました。採決の結果、本議案は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、一般介護予防事業費について、質疑が行われました。採決の結果、本議案は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、現年度分滞納繰越分の給食費について、質疑が行われました。採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会委員長の審査報告を終了しました。



## ◎日程第8 議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第75号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



## ◎日程第9 議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第76号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



## ◎日程第10 議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第77号 令和6年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

◆

## ◎日程第11 議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第78号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

◆

## ◎日程第12 議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第12、議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第79号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、委員長報

告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



### ◎日程第13 議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第13、議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第80号 令和6年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



### ◎日程第14 議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第81号 令和6年度榛東村下水道事業会計決算の認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



## ◎日程第15 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、委員長議案審査報告を議題といたします。

議事日程第16から議事日程第22までの議案について、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会委員長から審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

7番三俣実議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第82号から議案第88号までのうち、9月2日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、報告を行います。

9月9日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入では、固定資産税、財政調整基金繰入金、村債について、質疑が行われました。歳出では、特別職、一般職の職員及び一般職の任期付職員の給与費、防災行政無線費、老人福祉費、障害者福祉費、農業振興費、消防施設費について、質疑が行われました。採決の結果、本議案は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入のうち、営業外収益について、質疑が行われました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番浅見隆議員。

[文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 議案第82号から議案第88号までのうち9月2日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

9月11日午前9時30分から、301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、学校給食センター維持管理費について、質疑が行われました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会委員長の審査報告が終了しました。

---

#### ◎日程第16 議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第16、議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第82号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第17 議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第17、議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第83号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第18 議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第18、議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第84号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第19 議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第19、議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第85号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第20 議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第20、議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第86号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第21 議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第21、議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第87号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第22 議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第22、議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第88号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第23 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第23、委員長議案審査報告を議題といたします。

議事日程第24の議案について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

5番浅見隆議員。

[文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 9月2日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

9月11日午前9時30分から、301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）につきましては、財産を取得する時期、納入される場所、使用する場所について、質疑が行われました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 文教厚生常任委員会委員長の審査報告が終了しました。



### ◎日程第24 議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）

○議長（善養寺 孝君） 日程第24、議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいま文教委員会の審査報告いただきました。この本案は、みんなのテラスとみんなの広場を一体的に整備するということでしたが、事務室内のキャビネットを替えると、そのようなことございましたけれども、事務室内というのは生涯学習課の方がそちらに入るとかという、そういう人数的な事務室内の面積的なお話はございましたでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

[文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君発言]

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） この件につきましては、まだ予定段階でしたので、審議の対象としてはやっていなかったんですが、後ほど分かり次第ご報告申し上げます。

失礼しました。

質疑にございませんでしたので、お答えできません。すみませんでした。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

[「9番」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 9番中島由美子議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）について、賛成の立場で討論いたします。

○議長（善養寺 孝君） 反対討論だから。暫時休憩します。

午前10時24分休憩

---

午前10時26分再開

○議長（善養寺 孝君） 再開いたします。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、みんなのテラス、みんなの広場に設置する備品と一体的に整備するため、本業務から除く

こととしたものであり、これによって、事務室内に設置するキャビネットについて利用方法などが検討されたと承知しています。

については、9月13日榛東村児童館での利用者説明会において、児童館の閉館とその機能移転について説明がありました。その中で要望のありました支援員さん2名に係る機能移転についても強く申入れがありました。よって、事務室内のキャビネット設置については、支援員さん事務スペース等を考慮いただけるものとして、議案第89号について賛成いたします。

以上、討論終わりにいたします。ありがとうございました。

[「議長、休憩をお願いします」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

---

午前10時28分再開

○議長（善養寺 孝君） 再開いたします。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第89号 財産の取得の変更について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

## ◎日程第25 発委第6号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第25、発委第6号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番生方勇二議員。

[議会運営委員会委員長 生方勇二君登壇]

○議会運営委員会委員長（生方勇二君） 発委第6号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を説明いたします。

委員会提出議案書、委員会提出議案参考資料、ともに1ページの発委第6号でございます。

榛東村議会基本条例第5条第2項において、質問は一問一答方式によると定めています。一問一答方式とは、案件に対する疑問点を1つずつ取り上げ、質疑、答弁を繰り返す方法であることから、質問の回数を制限する規定は不要であるため、榛東村議会会議規則第59条の2の規定を廃止しようとするものであります。

また、質問の終結についての準用を規定する榛東村議会会議規則第60条のうち、準用によって加えられるべき点を明確にするための字句の読替規定については、読替規定を置かずに、本文の規定のみとした場合も疑惑が生じないと考えることから、この読替規定を廃止しようとするため、本規則の一部改正を提案するものであります。

また、本規則を施行する日につきましては、令和7年10月1日とするものです。

以上、提案理由の説明終わります。審議のほどお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。  
質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第6号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開を10時45分からとします。

午前10時32分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

---

◆

## ◎日程第26 委員会の閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

○議長（善養寺 孝君） 日程第26、委員会の閉会中の継続審査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、お手元に配付しましたとおり、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、委員長から申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第28 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第29 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第30 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第30、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでについて、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、日程第27から日程第30までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、各委員会の所管事務のうちお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

お手元に配付した申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、お手元に配付した申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎日程第31 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第31、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告を求めます。

8番 波多野佐和子議員。

[8番 波多野佐和子君登壇]

○8番（波多野佐和子君） 令和7年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告を行

います。

令和7年7月8日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和7年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催されました。

報告第1号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告が行われました。

以上、報告といたします。

令和7年9月16日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、波多野佐和子。

○議長（善養寺 孝君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員からの報告が終了しました。

本件につきましては、報告のみといたします。

---

## ◎日程第32 議員派遣の件について

○議長（善養寺 孝君） 日程第32、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付した文書のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、お手元に配付した文書のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前10時50分休憩

---

午前11時51分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

---

## ◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思いますが、ただいま配付しました議事日程を追加することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、ただいま配付しました議事日程を追加することに決定いたしました。

---

## ◎追加日程第1 議案第91号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第6号）

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第1、議案第91号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第6号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） そうしますと、議案第91号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第6号）を提案説明させていただきます。

最初に、今回の追加議案となりました補正予算の理由でございますが、国の閣議決定によります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことによるものでございます。

この交付金とは、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行うもので、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な事業を実施するものでございます。

今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象となる事業は、先ほど申し上げた事業、目的とする事業でございまして、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接及ぶ事業としてございます。

初めに、議案書1ページでございます。議案書をご覧になってください。

令和7年度榛東村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478万1,000円を追加し、総額をそれぞれ77億5,633万4,000円としようとするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

提出日につきましては、記載のとおりでございます。

先ほど、議案参考資料のほうにつきましては省略とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

6番須田議員。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 全員協議会でも詳しくご説明をいただいて、今、省略と言われましたけれども、詳細については全員協議会で説明を受けましたけれども、各課からいろいろな案を出していただいてということでしたけれども、どういった各課からの案が出たのかということと、先ほど、当該生活者に直ちに及ぶ事業ということで、エネルギーや食料の物価高騰対策に対して……。

[「一問一答で」の声あり]

○6番（須田仁美君） 2つ目がその生活者、事業者に対しての支援ということですけれども、当初予算で賄えているが充当し財調の繰入れを減額するということで、ご説明があつてあるのかということ

とです、補助金が返還にならないと国、県に確認できているということで考えてよいかどうか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、先ほど、須田議員さんのほうの質問でさきの質問でござります。

各課からいろいろな意見を聴取したということでございますが、先ほど、南村長のほうも、事前審査にならないように説明はさせていただいておりますが、やはりクーポン券の発行というのも考えておりました。ただ金額が、先ほど申し上げておりますが、680万円という中で、やはり金額が非常に少額となってしまう、そういったところもございます。また、水道料、先ほども説明がございましたが、水道料金の減免につきましても、同じく限られた金額となってしまいますので、基本料金の1か月相当分しか、そういったところの減免ができない、そのような状況でございまして、各課ではいろいろと検討をしております。

また、商品券の代わりにまた榛東村商工会等で発行いたしますプレミアム商品券のお話ということも検討課題の1つに上がりました。ただその商工会のほうといろいろ聞き取りをしたところ、例年、毎年3月ぐらいになって、今年も一応、今のところ、3月を発行を予定しているというところで、早くても年明けとなってしまうと。

先ほど申し上げたとおり、今回の事業が、予算の繰越しが認められない、そういった中でやはりこういった事業を3月末までに完了させるということでござりますと、なかなかその金額を有効的に活用するのが難しいのではないかというような意見等に至っております。

また、先ほど来、お話、質問、もう1点ございました、既存の事業等に充当しておるのではなかろうかというところでございます。今回、あくまで予算のため、現状の執行状況を踏まえた上で、増額補正を行わなくても執行できるというところの判断の事業が幾つかございました。現時点では、追加の補正、増額を行う必要がなかったため、増額の補正是講じていないものでございますが、この交付金を既存事業に充当すること等によって生じました一部の一般財源、こちらにつきましては、これから村民サービス提供するための費用として有効に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） ご説明をいただきました、ほかの各課からの案ということで、これで全てでよろしいんでしょうか。出てきたところはこういった感じで充当ということで、限度額まで入れられているということかということと。

あとは、参考資料の5ページの、全額は無理だが、園児数に応じて交付をということで各園の園児

数掛ける内訳という金額のところをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後0時休憩

---

午後0時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの須田議員さんの質問でございます。

そのほかの検討事項については、以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 参考資料5ページの人数の内訳の話でございましたので、申し上げます。

10月1日、在園予定人数によりまして、合計で498人を予定しております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後0時1分休憩

---

午後0時2分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

富澤住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 失礼しました。

それでは、先ほどのご質問、内訳について申し上げます。

対象予定園児数は、10月1日在園予定人数498人でございます。それに対しまして、1名1日当たり、498人掛けることの40円掛ける240日となっております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番中島議員。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

今のところですけれども、当該事業者の受益者及びということで、直ちにということもありました。

保育園のところで、今、細かい数字を言わされましたけれども、実際、4つ園があると思うですけれども、園で幾らというのが出ていると思うんですけれども、お願いいいたします。

それと、これ事業者ということで、やっぱり役場も事業者に当たるということでこの繰入金のマイナスという仕組みが総務省に認められたということの確認をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

[住民生活課長 富澤光彦君発言]

○住民生活課長（富澤光彦君） 先ほどの498人の内訳を申し上げます。

それでは、村補助金の内訳を申し上げます。北部131人125万7,600円、中央140人134万4,000円、南部155人148万8,000円、ひこばえ72人69万1,200円、合計といたしまして、498人、村補助金は478万800円でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 中島議員の2点目の質問でございます。

今回の国の制度、推奨事業メニューにおきましては、こちらの交付金を財源といたしまして、令和7年度実施計画に記載、こちらは実施可能な事業というところでございまして、地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業、②といたしまして、地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業ということで、該当する事業、そういった中で、県への確認等を行っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） エネルギー関係でその基準ということで、僅かの金額ですが、はじめてある、それぞれの公共施設で繰入れをしているんだろうと思いますけれども、その高騰分という考え方、高騰分という単価が分かつたらそれをお願いいたします。

あと、実際この老人福祉費というのが僅か6万円というところの財源の繰入れ、マイナスをしていますけれども、子育てにもあったんですけども、老人についてはそういうところは物価高騰して補填してあげたいというところは議論の中で出なかったんでしょうか。実际にないという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 初めの1点目の質問でございます。

公共施設等の光熱費高騰分というところでございまして、こちらにつきましては、村民が利用する施設というところでございまして、こちらの根拠となるものにつきましては、先ほども全員協議会のほうで一部申し上げさせていただきました、令和6年度と令和7年度分の差額というところでございます。その高騰分について、実際の金額等につきましては、これから、実績に伴って精査させていただくものでございまして、現段階ではそういう形の予算にということで計上をさせていただいているものでございます。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 中島議員からの2点目のご質問でございました、老人福祉費のところでございますが、こちらは在宅高齢者等配食サービスの価格の高騰分ということでの上昇がもう今年度、6年度から7年度分にかけて値上げをしたということが明らかでございましたので、そちらの分を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今、ご説明いただきました。

最初の総務課長の差額分ということでございましたが、交付金の実績を出すときにはきっちり単価等出てくるんではないかと思うんですけれども、それについて計算は、実際の単価と積算根拠はされなかつたんでしょうかね。計算はしなかったかどうか、単純な差額だけなのか、もう一度。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後0時9分休憩

---

午後0時9分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、中島議員の質問でございます。

その精査につきましては、これから1年間の実績に伴ったものを高騰分差額として計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） 今回、重点の支援ということですけれども、低所得者や非課税世帯などに対

する交付は別で予定があるために今回はそういうものは入っていないのかということと、直ちに生活者に及ぶというところの考え方、趣旨から、財調の繰入金のほうは生活者のサービスへこれから考えていくということでしたけれども、考え方というか、すぐに対応してサービスを整えていくつもりであるのかの2点を伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの須田議員の1問目でございます。

今回の交付金等につきましては、本村では子育て世代への支援、また、先ほど健康保険課長説明ございました、在宅高齢者に特化させていただいて、活用させていただくこととしております。こちら、6年度等につきましては、またいろいろな、こちらの臨時交付金を使用しまして、飼料高騰の影響を受ける畜産農家への補助とそういったところの経営安定等も図る補助も行っております。

また、2点目の質問でございます。

物価高騰等につきましては、引き続き、国の動向を注視するとともに、村民の生活や事業者の皆様への影響を見極めながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後0時12分休憩

---

午後0時12分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの私の説明で補足説明させていただきたいと思います。

令和5年度には、こちら住民税均等割非課税世帯への給付事業を行ってきております。また、令和6年度にかけまして、新たに住民税均等割非課税世帯となる世帯への給付を行ったり、こちら住民税均等割非課税世帯への給付なども行ってきております。また、令和6年度から7年度、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付、調整給付等も行っております。

以上、補足説明をさせていただきました。以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第91号につきましては、議会運営委員会において委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第91号の委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第91号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第91号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎閉　　会

○議長（善養寺 孝君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これで令和7年第3回榛東村議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後0時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 善養寺 孝

榛東村議会議員 清水 健一

榛東村議会議員 新井 佐智子